

有 価 証 券 報 告 書

事 業 年 度 自 平 成 20 年 4 月 1 日
(第 4 期) 至 平 成 21 年 3 月 31 日

株式会社三菱東京UFJ銀行

第4期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社三菱東京UFJ銀行

目 次

頁

第4期 有価証券報告書	1
【表紙】	1
第一部	2
第1	2
1	2
1	2
2	6
3	7
4	8
5	13
2	14
1	14
2	50
3	50
4	51
5	61
6	64
7	65
第3	75
1	75
2	76
3	78
第4	79
1	79
(1)	79
(2)	82
(3)	82
(4)	83
(5)	84
(6)	85
(7)	85
(8)	86
2	87
(1)	87
(2)	87
(3)	87
(4)	87
3	88
4	88
5	89
6	97
(1)	97
(2)	106
第5	107
1	108
(1)	108
①	108
②	110
③	112
④	115
⑤	197
(2)	198
2	199
(1)	199
①	199
②	202
③	204
④	229
(2)	231
(3)	231
第6	232
第7	233
1	233
2	233
第二部	235

監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月26日
【事業年度】	第4期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
【会社名】	株式会社三菱東京UFJ銀行
【英訳名】	The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.
【代表者の役職氏名】	頭取 永 易 克 典
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
【電話番号】	(03) 3240-1111 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部次長 今 岡 直 樹
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
【電話番号】	(03) 3240-1111 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部次長 今 岡 直 樹
【縦覧に供する場所】	本店のほかに該当ありません

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
		自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日					
連結経常収益	百万円	2,113,517	2,931,816	4,879,528	5,083,631	4,240,043					
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	447,564	687,515	1,178,478	794,409	△103,819					
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	263,476	484,147	744,484	591,452	△213,962					
連結純資産額	百万円	3,644,039	6,774,059	8,890,555	7,985,225	6,857,089					
連結総資産額	百万円	93,632,955	160,772,959	155,863,048	155,801,981	160,826,160					
1株当たり純資産額	円	626.71	608.36	678.60	587.12	451.70					
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	51.01	77.02	73.40	56.93	△21.86					
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	75.10	71.66	56.79	—					
自己資本比率	%	—	—	4.66	4.06	3.45					
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	11.83	12.48	12.77	11.20	12.02					
連結自己資本利益率	%	8.31	10.35	11.38	8.99	△4.16					
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	2,911,166	△4,595,900	△4,963,523	△3,732,540	5,488,114					
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△1,879,428	561,152	2,422,088	5,015,761	△6,632,746					
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	303,221	2,408	△347,870	△243,620	1,069,287					
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	4,064,970	5,413,714	2,526,701	3,546,580	3,271,131					
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	36,477	60,406	60,085 [5,940]	59,122 [7,363]	56,024 [7,140]					

- (注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
- 3 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」（以下、「1株当たり情報」という。）の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。1株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第4号が改正されたことに伴い、平成18年度から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
- また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 4 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、平成16年度は潜在株式が存在しないため、平成20年度は連結当期純損失が計上されているため、それぞれ記載しておりません。
- 5 自己資本比率は、（期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分）を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 6 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国際統一基準を採用しております。なお、平成17年度以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
- 7 連結株価収益率につきましては、株式が非上場であるため、記載しておりません。
- 8 当行は、平成18年1月1日に株式会社U F J銀行と合併し、商号を株式会社三菱東京U F J銀行に変更しました。このため、平成16年度については株式会社東京三菱銀行の計数を記載しており、平成17年度については、平成17年12月31日までが株式会社東京三菱銀行、平成18年1月1日以降は株式会社三菱東京U F J銀行からなる計数を記載しております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第9期	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月		平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
経常収益	百万円	1,539,264	2,217,015	3,651,533	3,810,444	3,513,112
経常利益 (△は経常損失)	百万円	338,983	562,892	834,549	567,287	△199,439
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	227,486	450,799	669,298	550,985	△366,392
資本金	百万円	996,973	996,973	996,973	996,973	1,196,295
発行済株式総数	千株	普通株式 5,019,469 第一種優先株式 81,400 第二種優先株式 100,000	普通株式 9,822,054 第一回第二種 優先株式 100,000 第一回第三種 優先株式 27,000 第一回第四種 優先株式 79,700 第一回第五種 優先株式 150,000	普通株式 10,257,961 第一回第二種 優先株式 100,000 第一回第三種 優先株式 27,000 第一回第四種 優先株式 79,700 第一回第五種 優先株式 150,000	普通株式 10,257,961 第一回第二種 優先株式 100,000 第一回第三種 優先株式 27,000 第一回第四種 優先株式 79,700 第一回第五種 優先株式 150,000 第一回第六種 優先株式 1,000	普通株式 10,833,384 第一回第二種 優先株式 100,000 第一回第四種 優先株式 79,700 第一回第六種 優先株式 1,000 第一回第七種 優先株式 177,000
純資産額	百万円	3,507,135	6,605,581	7,021,917	6,099,871	5,436,278
総資産額	百万円	81,110,195	147,091,292	140,613,892	139,661,343	148,971,788
預金残高	百万円	53,192,258	101,092,544	100,276,681	101,861,554	100,208,977
貸出金残高	百万円	35,095,790	69,587,196	68,194,957	70,397,804	73,786,503
有価証券残高	百万円	22,802,738	42,159,651	40,705,727	33,191,095	38,731,570
1株当たり純資産額	円	599.45	591.25	654.67	564.23	441.01
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	普通株式 36.24 (3.92) 第一種優先株式 82.50 (41.25) 第二種優先株式 6.42 (—)	普通株式 137.45 (124.89) 第一回第二種 優先株式 60.00 (30.00) 第一回第三種 優先株式 15.90 第一回第四種 優先株式 18.60 第一回第五種 優先株式 19.40	普通株式 46.32 (30.96) 第一回第二種 優先株式 60.00 (30.00) 第一回第三種 優先株式 15.90 (7.95)	普通株式 46.45 (28.83) 第一回第二種 優先株式 60.00 (30.00) 第一回第三種 優先株式 15.90 (7.95) 第一回第六種 優先株式 80.68	普通株式 5.45 (—) 第一回第二種 優先株式 60.00 (—) 第一回第六種 優先株式 210.90 (—) 第一回第七種 優先株式 43.00
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	43.85	71.66	66.02	53.09	△36.38
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	69.93	64.46	52.95	—
自己資本比率	%	—	—	4.99	4.36	3.64

回次		第9期	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月		平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	12.21	13.28	13.15	11.44	12.74
自己資本利益率	%	7.44	9.96	10.57	8.70	△7.16
配当性向	%	82.63	172.82	71.66	87.48	—
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	17,516	33,533	33,059	33,280 [3,946]	33,827 [4,895]

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 純資産額及び総資産額の算定にあたり、第2期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 3 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。1株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第4号が改正されたことに伴い、第2期から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2「(1)財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 4 第1期の1株当たり中間配当額については、株式会社東京三菱銀行の第10期中間配当における1株当たりの配当額を記載しております。第1期の1株当たり配当額については、株式会社東京三菱銀行の第10期中間配当における1株当たりの配当額と株式会社三菱東京UFJ銀行の第1期期末配当における1株当たりの配当額の合計金額を記載しております。
- 5 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、第9期は潜在株式が存在しないため、第4期は当期純損失が計上されているため、それぞれ記載しておりません。
- 6 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 7 単体自己資本比率は、第2期から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国際統一基準を採用しております。なお、第1期以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
- 8 株価収益率につきましては、株式が非上場であるため、記載しておりません。
- 9 配当性向は、当期普通株式配当金総額を、当期純利益から当期優先株式配当金総額を控除した金額で除して算出しております。
- 10 従業員数は、当行から他社への出向者を除き、他社から当行への出向者及び海外の現地採用者を含んでおります。
- 11 当行は、平成18年1月1日に株式会社UFJ銀行と合併し、商号を株式会社三菱東京UFJ銀行に変更しました。このため、第9期については株式会社東京三菱銀行の計数を記載しており、第1期については、平成17年12月31日までが株式会社東京三菱銀行(第10期)、平成18年1月1日以降は株式会社三菱東京UFJ銀行からなる計数を記載しております。

2 【沿革】

- 大正8年8月 株式会社三菱銀行設立（資本金5,000万円（うち払込3,000万円）、三菱合資会社銀行部の業務を継承し同年10月1日営業開始）
- 昭和4年5月 株式会社三菱銀行、株式会社森村銀行を買収
- 昭和8年12月 株式会社三和銀行設立（資本金10,720万円（うち払込7,220万円）、株式会社三十四銀行、株式会社山口銀行および株式会社鴻池銀行の3行合併による）
- 昭和15年10月 株式会社三菱銀行、株式会社金原銀行を買収
- 昭和16年6月 株式会社東海銀行設立（資本金3,760万円（うち払込2,725万円）、株式会社愛知銀行、株式会社名古屋銀行および株式会社伊藤銀行の3行合併による）
- 昭和17年4月 株式会社三菱銀行、株式会社東京中野銀行を買収
- 昭和18年4月 株式会社三菱銀行、株式会社第百銀行を合併
- 昭和20年5月 株式会社三和銀行、三和信託株式会社および株式会社大同銀行を合併
- 昭和20年9月 株式会社東海銀行、株式会社岡崎銀行、株式会社稲沢銀行および株式会社大野銀行の3行を合併
- 昭和20年10月 株式会社三和銀行、株式会社大和田銀行を合併
- 昭和21年12月 株式会社東京銀行設立（資本金5,000万円（全額払込）、横浜正金銀行から営業譲渡を受け翌年1月4日営業開始）
- 昭和23年10月 株式会社三菱銀行、商号を株式会社千代田銀行に変更
- 昭和28年7月 株式会社千代田銀行、株式会社三菱銀行の旧商号に復帰
- 昭和29年8月 株式会社東京銀行、外国為替銀行法に基づく外国為替専門銀行として新発足
- 昭和35年4月 株式会社三和銀行、信託業務を東洋信託銀行株式会社（現三菱UFJ信託銀行株式会社）に譲渡
- 平成3年10月 株式会社東海銀行、三和信用金庫を合併
- 平成4年10月 株式会社三和銀行、東洋信用金庫を合併
- 平成5年4月 株式会社三菱銀行、霞ヶ関信用組合を合併
- 平成8年4月 株式会社三菱銀行と株式会社東京銀行が合併し、株式会社東京三菱銀行となる
株式会社東京三菱銀行、バンク・オブ・カリフォルニアとユニオン・バンクを統合し、ユニオン・バンク・オブ・カリフォルニア（平成20年12月、ユニオンバンクに商号変更）およびその持株会社ユニオンバンカル・コーポレーションとして新発足
- 平成13年4月 株式会社東京三菱銀行および日本信託銀行株式会社が、三菱信託銀行株式会社と共同して、株式移転により完全親会社である株式会社三菱東京フィナンシャル・グループを設立
株式会社三和銀行、株式会社東海銀行および東洋信託銀行株式会社の3行が共同して、株式移転により完全親会社である株式会社UFJホールディングスを設立
- 平成14年1月 株式会社三和銀行と株式会社東海銀行が合併し、株式会社UFJ銀行となる
- 平成17年7月 三菱証券株式会社、株式会社三菱東京フィナンシャル・グループの直接子会社となる
- 平成17年10月 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループと株式会社UFJホールディングスが合併し、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループとなる
日本信販株式会社と株式会社UFJカードが合併し、UFJニコス株式会社となる
- 平成18年1月 株式会社東京三菱銀行と株式会社UFJ銀行が合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行となる
- 平成19年4月 UFJニコス株式会社と株式会社ディーシーカードが合併し、三菱UFJニコス株式会社となる
- 平成20年8月 三菱UFJニコス株式会社、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの完全子会社となる
- 平成20年11月 ユニオンバンカル・コーポレーション、当行の完全子会社となる

3 【事業の内容】

当行グループは、親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの下、当行、子会社155社(うち連結子会社155社)および関連会社48社(うち持分法適用関連会社47社、持分法非適用関連会社1社)で構成され、銀行業務、その他(リース業務、金融商品取引業務(証券業務)等)の金融サービスに係る事業を行っております。

事業の種類別セグメントに基づく事業系統図は以下のとおりです。

なお、当連結会計年度より、事業の種類別セグメントの区分を変更しております。詳細は、第5 [経理の状況] 1 [連結財務諸表等] (1) [連結財務諸表] 注記事項(セグメント情報) [事業の種類別セグメント情報] の「(注) 3 事業区分の変更」に記載しております。

(平成21年3月31日現在)

○:連結子会社 ◇:持分法適用関連会社

＜銀行業＞		
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(親会社)	株式会社三菱東京UFJ銀行	銀行業
	○株式会社泉州銀行	銀行業
	○三菱UFJファクター株式会社	ファクタリング業
	○三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	調査研究受託業、コンサルティング業
	○エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社	債権管理回収業
	○UnionBanCal Corporation	銀行持株会社
	○PT U Finance Indonesia	消費者金融業、リース業
	○BTMU Participation (Thailand) Co., Ltd.	投資業
	◇株式会社中京銀行	銀行業
	◇株式会社岐阜銀行	銀行業
	◇株式会社じぶん銀行	銀行業
	◇東銀リース株式会社	リース業
	◇三菱UFJキャピタル株式会社	ベンチャー投資業
	◇Mitsubishi UFJ Wealth Management Bank (Switzerland), Ltd.	銀行業、証券業
	◇Dah Sing Financial Holdings Limited	銀行持株会社
	◇PT. Bank Nusantara Parahyangan Tbk.	銀行業
	◇Bangkok BTMU Limited	金銭貸付業
	◇BTMU Holding (Thailand) Co., Ltd.	投資業
	＜その他＞	
	○株式会社日本ビジネスリース	リース業
	○三菱UFJメルリッチPB証券株式会社	金融商品取引業
	○カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業
	○BTMU Capital Corporation	リース業
	○BTMU Leasing & Finance, Inc.	リース業
	○BTMU Lease (Deutschland) GmbH	リース業
	○PT. BTMU-BRI Finance	消費者金融業、リース業
	◇株式会社モビット	金銭貸付業、信用保証業
	◇株式会社ジャックス	割賦販売斡旋業
	◇株式会社ジャルカード	クレジットカード業
三菱UFJ信託銀行株式会社	信託銀行業	
三菱UFJ証券株式会社	金融商品取引業	
三菱UFJニコス株式会社	クレジットカード業	
三菱UFJリース株式会社	リース業	

※三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ証券株式会社、三菱UFJニコス株式会社、三菱UFJリース株式会社は、MUFGグループの主な関係会社です。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(親会社) 株式会社三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都千代田区	1,620,896	銀行持株会社	100.0 (0.0)	5 (5)	—	経営管理 預金取引 関係 金銭貸借 関係	提出会社 より建物 の一部を 賃借	—
(連結子会社) 株式会社泉州銀行	大阪府岸和田市	44,575	銀行業	67.5	—	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係 事務委託 関係	—	ATM相互 開放 交換便共 同運営
株式会社 日本ビジネスリース	東京都中央区	10,000	リース業	79.7	1	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係	—	銀行代理 業務提携
三菱UFJ メリアルンチ PB証券株式会社	東京都中央区	8,000	金融商品取引業	41.1	1	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係	—	証券仲介 業務提携
カブドットコム証券 株式会社	東京都中央区	7,196	金融商品取引業	43.3	—	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係	—	証券仲介 業務提携 銀行代理 業務提携
日本電子債権機構 設立調査株式会社	東京都中央区	2,200	電子債権記録機関 設立調査業	100.0	4	—	預金取引 関係	—	—
三菱UFJファクター 株式会社	東京都千代田区	2,080	ファクタリング業	81.9 (9.7)	1	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係 事務委託 関係	—	—
三菱UFJリサーチ &コンサルティング 株式会社	東京都港区	2,060	調査研究受託業 コンサルティング 業	34.5 (9.5) [45.8]	3	—	預金取引 関係 業務委託 関係	提出会社 より建物 の一部を 賃借	相談業務 顧客紹介
エム・ユー・フロン ティア債権回収株式 会社	東京都中野区	1,500	債権管理回収業	75.9	4	—	預金取引 関係 債権管理 回収業務 委託関係	提出会社 より建物 の一部を 賃借	—
東京合同ファイナンス 株式会社	東京都中央区	1,000	金銭貸付業	100.0	—	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係 保証取引 関係	—	—
エム・ユー・ビジネ ス・エンジニアリン グ株式会社	東京都中央区	200	ソフト販売業	100.0	3	—	預金取引 関係 業務委託 関係	—	—
株式会社東京クレジ ットサービス	東京都千代田区	100	クレジットカード 業 外貨両替業	47.5 (42.5)	—	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係 保証取引 関係 業務委託 関係	提出会社 より建物 の一部を 賃借	—

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
UnionBanCal Corporation	アメリカ合衆国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市	千米ドル 136,330	銀行持株会社	100.0	3 (1)	—	—	—	—
Bank of Tokyo- Mitsubishi UFJ Trust Company	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	千米ドル 132,921	銀行業 信託業	100.0	3	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係 コルレス 関係	提出会社 より建物 の一部を 賃借	—
BTMU Capital Corporation	アメリカ合衆国 マサチューセッツ州 ボストン市	千米ドル 29	リース業	100.0	4	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係	提出会社 より建物 の一部を 賃借	—
BTMU Leasing & Finance, Inc.	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	米ドル 110	リース業	100.0	3	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係 事務委託 関係	提出会社 より建物 の一部を 賃借	—
Bank of Tokyo- Mitsubishi UFJ (Canada)	カナダ オンタリオ州 トロント市	千カナダドル 335,630	銀行業	100.0	4	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係 コルレス 関係	—	—
Banco de Tokyo- Mitsubishi UFJ Brasil S/A	ブラジル連邦共和国 サンパウロ州 サンパウロ市	千ブラジル レアル 186,911	銀行業	98.9	4	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係 コルレス 関係	—	—
Bank of Tokyo- Mitsubishi UFJ (Mexico), S.A.	メキシコ合衆国 メキシコ市	千メキシコ ペソ 410,000	銀行業	100.0 (99.0)	4	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係 コルレス 関係	—	—
Bank of Tokyo- Mitsubishi UFJ (Holland) N.V.	オランダ王国 アムステルダム市	千ユーロ 100,000	銀行業	100.0	4	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係 コルレス 関係 保証取引 関係	—	—
ZAO Bank of Tokyo- Mitsubishi UFJ (Eurasia)	ロシア連邦 モスクワ市	千ロシア ルーブル 2,917,913	銀行業	100.0	6	—	預金取引 関係 コルレス 関係 保証取引 関係	—	—
Bank of Tokyo- Mitsubishi UFJ (Polska) Spolka Akcyjna	ポーランド共和国 ワルシャワ市	千ポーランド ズロチ 171,680	銀行業	100.0 (100.0)	5	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係 コルレス 関係 保証取引 関係	—	—

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
BTMU Lease (Deutschland) GmbH	ドイツ連邦共和国 デュッセルドルフ市	千ユーロ 515	リース業	95.0	5	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係 リース取 引関係	提出会社 より建物の 一部を 賃借 提出会社 に建物の 一部を賃 貸	—
Bank of Tokyo- Mitsubishi UFJ (China), Ltd.	中華人民共和国 上海市	千人民元 6,500,000	銀行業	100.0	5	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係 コルレス 関係 保証取引 関係 業務委託 関係	—	—
Bank of Tokyo- Mitsubishi UFJ (Malaysia) Berhad	マレーシア クアラルンプール市	千マレーシア リンギット 200,000	銀行業	100.0	2	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係 コルレス 関係	—	—
PT U Finance Indonesia	インドネシア共和国 ジャカルタ特別市	百万 インドネシア ルピア 163,000	消費者金融業 リース業	65.0	5	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係	—	—
PT. BTMU-BRI Finance	インドネシア共和国 ジャカルタ特別市	百万 インドネシア ルピア 55,000	消費者金融業 リース業	55.0	3	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係	—	—
BTMU Participation (Thailand) Co., Ltd.	タイ王国 バンコック市	千タイバーツ 60,000	投資業	12.2 (2.2) [57.3]	1	—	預金取引 関係	—	—
UFJ Preferred Capital 1 Limited	ケイマン諸島 グランドケイマン	135,001	当行に対する 劣後ローンの供与	100.0	2	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係	—	—
BTMU Preferred Capital Limited	ケイマン諸島 グランドケイマン	165,007	当行に対する 劣後ローンの供与	100.0	2	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係	—	—
BTMU Preferred Capital 1 Limited	ケイマン諸島 グランドケイマン	千米ドル 2,350,000	当行に対する 劣後ローンの供与	100.0	2	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係	—	—
BTMU Preferred Capital 3 Limited	ケイマン諸島 グランドケイマン	120,007	当行に対する 劣後ローンの供与	100.0	2	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係	—	—
BTMU Preferred Capital 6 Limited	ケイマン諸島 グランドケイマン	150,006	当行に対する 劣後ローンの供与	100.0	2	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係	—	—
BTMU Preferred Capital 7 Limited	ケイマン諸島 グランドケイマン	122,005	当行に対する 劣後ローンの供与	100.0	2	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係	—	—
その他122社									

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(持分法適用関連会社) 株式会社中京銀行	名古屋市中区	31,844	銀行業	39.7 (0.0)	—	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係 事務委託 関係	—	ATM相互 開放
株式会社岐阜銀行	岐阜県岐阜市	20,821	銀行業	21.2 (0.1)	—	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係 事務委託 関係	—	ATM相互 開放
株式会社モビット	東京都新宿区	20,000	金銭貸付業 信用保証業	50.0	1	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係 保証取引 関係	提出会社 より建物 の一部を 賃借	ATM利用 提携
株式会社じぶん銀行	東京都港区	20,000	銀行業	50.0	2	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係 業務委託 関係	提出会社 より建物 の一部を 賃借	ATM利用 提携
株式会社ジャックス	北海道函館市	16,138	割賦販売斡旋業	20.1 (0.0)	—	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係 保証取引 関係	—	—
東銀リース株式会社	東京都中央区	5,050	リース業	17.5 (12.5)	1	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係 リース取 引関係	提出会社 より建物 の一部を 賃借	銀行代理 業務提携
日本確定拠出年金 コンサルティング 株式会社	東京都千代田区	4,000	確定拠出年金運営 管理業	38.7	2	—	預金取引 関係	—	—
三菱UFJキャピタル 株式会社	東京都中央区	2,950	ベンチャー投資業	26.9 (5.2)	2	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係	—	—
株式会社大正銀行	大阪市中央区	2,689	銀行業	22.4 (3.0)	—	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係 事務委託 関係	—	ATM相互 開放 交換便共 同運営
三菱UFJ個人財務 アドバイザーズ株式 会社	東京都中央区	1,300	個人財産形成相談 業	34.5	—	—	預金取引 関係 業務委託 関係	提出会社 より建物 の一部を 賃借	—
三菱アセット・ブレ インズ株式会社	東京都千代田区	480	投信評価業 投信委託業	25.0	1	—	預金取引 関係 業務委託 関係	—	—
株式会社ペイジェント	東京都渋谷区	400	決済処理・ 収納代行業	40.0	2	—	預金取引 関係	—	顧客紹介

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
株式会社ジャルカード	東京都品川区	360	クレジットカード 業	49.3	2	—	預金取引 関係	—	クレジッ トカード 業務提携
日本住宅無尽株式会社	東京都台東区	80	無尽業	4.7 [37.6]	1	—	—	—	—
Mitsubishi UFJ Wealth Management Bank (Switzerland), Ltd.	スイス連邦 ジュネーブ市	千スイス フラン 65,000	銀行業 証券業	30.0	—	—	預金取引 関係	—	—
Dah Sing Financial Holdings Limited	中華人民共和國 香港特別行政区	千香港ドル 520,541	銀行持株会社	15.0	2 (1)	—	—	—	—
PT. Bank Nusantara Parahyangan Tbk.	インドネシア共和国 西ジャワ州 バンドン市	百万 インドネシア ルピア 158,275	銀行業	20.0	4	—	—	—	—
Bangkok BTMU Limited	タイ王国 バンコック市	千タイバーツ 200,000	金銭貸付業	39.0	3	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係	—	—
BTMU Holding (Thailand) Co., Ltd.	タイ王国 バンコック市	千タイバーツ 5,000	投資業	11.1 [29.8]	1	—	預金取引 関係	—	—
その他28社									

- (注) 1 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するのは、UFJ Preferred Capital 1 Limited、BTMU Preferred Capital Limited、BTMU Preferred Capital 1 Limited、BTMU Preferred Capital 3 Limited、BTMU Preferred Capital 6 Limited、BTMU Preferred Capital 7 Limited であります。
- 2 上記関係会社のうち、有価証券報告書又は有価証券届出書を提出している会社は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ、株式会社泉州銀行、カブドットコム証券株式会社、株式会社中京銀行、株式会社岐阜銀行、株式会社ジャックスおよび株式会社大正銀行であります。
また、上記関係会社のほか、持分法適用関連会社である三菱UFJ投信株式会社、Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. および MUGC Lux Management S.A. が各々有価証券報告書および有価証券届出書を提出しております。
- 3 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」または「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。
- 4 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成21年3月31日現在

	銀行業	その他	合計
従業員数(人)	54,290 [7,107]	1,734 [33]	56,024 [7,140]

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託3,697人、臨時従業員6,877人および派遣社員21,530人を含んでおりません。
- 2 臨時従業員には契約社員他を含み、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成21年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
33,827 [4,895]	37.7	14.8	8,254

- (注) 1 従業員数は、当行から他社への出向者を除き、他社から当行への出向者を含んでおります。また、海外の現地採用者を含み、嘱託2,053人、臨時従業員4,668人および派遣社員12,556人を含んでおりません。
- 2 従業員数は、執行役員74人(うち、取締役兼務の執行役員13人)を含んでおりません。
- 3 臨時従業員には契約社員他を含み、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
- 4 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与は、海外の現地採用者、他社から当行への出向者を含んでおりません。
- 5 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。
- 6 当行の従業員組合は、三菱東京UFJ銀行従業員組合と称し、組合員数は24,204人であります。労使間において特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当連結会計年度の金融経済環境ですが、海外経済は、サブプライム問題を契機とする米国の金融危機が深刻化し、グローバルに拡散するなか、欧米経済が厳しい景気後退を強いられたほか、アジア・新興国経済も減速傾向が鮮明化するなど、世界同時不況の様相を強めました。この間、わが国経済も、輸出の急減を受けてかつてない厳しい生産調整を余儀なくされたほか、企業業績の急激な悪化に伴い設備投資が大きく落ち込み、個人消費も賃金の低迷や雇用環境の悪化を背景に停滞しました。

金融情勢に目を転じますと、政策金利は、金融危機の深まりを受けて米国では実質ゼロ%まで、ユーロ圏でも1.5%まで大幅に引き下げられました。わが国では、金融・資本市場の混乱を背景に短期市場金利に上昇圧力が掛かりましたが、日本銀行による大幅利下げやC P 買い入れ等の金融緩和策を受けて、昨年末以降は徐々に落ち着きを取り戻しました。また、長期市場金利はグローバル金融危機の深刻化に伴う質への逃避や、景気の悪化を背景に総じて低下傾向を辿りました。円の対ドル相場は、投資家のリスク回避姿勢の強まりを受け、平成21年初にかけて80円台後半まで急速な円高が進行しましたが、その後、円安方向に揺り戻すなど、振幅の大きい展開を辿りました。

こうした状況下、当行は、お客さまをはじめとする関係者の皆さまのご期待・ご信頼にお応えしていくために、株式会社三菱UF J フィナンシャル・グループ(以下、「MUFG」という。)、三菱UF J 信託銀行株式会社、三菱UF J 証券株式会社をはじめとするMUFGグループ各社とも協力して、“Quality for You”というMUFGグループ共通の皆さまへのメッセージの下、以下のような実績を積上げることができました。

リテール部門では、相場の影響を受けた投資信託が不振だったものの、平準払い保険や金融商品仲介のほか、高齢化に伴いニーズの高まる相続業務等が堅調でした。一方、法人部門では、マーケットの縮小もありデリバティブ業務が不振でしたが、円滑な資金供給に努めた結果、貸出のボリュームが増加したほか、ソリューション業務も堅調でした。また、国際部門では、金利低下によって預金収益が減少したものの、非日系向けを中心に貸出を大きく伸ばすとともに、デリバティブズなどクロスセル収益も大きく積上げることができました。市場部門でも、グローバルな資産価格の急落を受けて、投資運用業務が不振でしたが、金利ALM業務が政策金利の変動に適切に対応し好調だったほか、トレーディングや市場性商品セールス業務も海外中心に堅調でした。

また、平成20年12月には、新システムへの移行が完了し、すべての店舗やATMで統一した商品やサービスをご利用いただけるようになりました。合理化効果をいち早く実現させるとともに、新商品開発のスピードアップ、経営資源の戦略分野への集中を行うことで、より質の高い商品やサービスをご提供してまいります。

このほか、「お客さま本位」のサービスの実現に向けて、平成19年8月に制定した「お客さまへのお約束10ヵ条」をお客さまに対する行動基準とし、従業員一人ひとりに「お客さま本位」「お客さま保護」の考え方を徹底しているほか、各営業拠点のロビー等に設置した「お客さまの声ハガキ」等で収集したご意見、ご要望に迅速にお応えすることで、お客さま満足度の向上に努めております。また、CSR(企業の社会的責任)重視の経営を実践すべく、本業である金融の分野では、お客さまに環境面の対応をサポートする商品・サービスをご提供することで、環境配慮型社会の創出に力を尽くしているほか、各種の社会貢献活動にも積極的に取り組んでまいりました。

一方、内部管理態勢・コンプライアンス態勢面について、当行は、経営統合後、平成18年12月19日、米国監督当局より、米国におけるマネー・ローンダリング防止対応に関して業務改善命令を受領したほか、本邦では、平成19年2月15日、法人向け営業拠点においてコンプライアンス管理上問題のある先との不適切な取引を行っていた事案に関して、金融庁より銀行法第26条第1項に基づく行政処分(業務の一部停止を伴う業務改善命令)を受け、これに基づき平成19年3月16日、金融庁に業務改善計画を提出いたしました。さらに、平成19年6月11日、海外業務および投資信託販売業務等に関して、金融庁より銀行法第26条第1項に基づく行政処分(業務改善命令)を受け、これに基づき平成19年7月5日、金融庁に業務改善計画を提出いたしました。

これらの事態に対して、当行は、金融商品取引法の施行等も踏まえ、国内外の拠点において内部管理専担者を増強するなど、利用者保護・消費者重視のための態勢整備を進めてまいりました。この結果、平成20年9月末には、まず、米国において行政処分が解除されました。今後も、業務改善計画の着実な履行等を通じて、経営管理態勢、内部管理態勢および法令等遵守態勢の充実・強化を図ってまいります。

このような経営環境の下、当連結会計年度の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

資産の部につきましては、当連結会計年度中5兆241億円増加して、当連結会計年度末残高は160兆8,261億円となりました。主な内訳は、貸出金81兆5,581億円、有価証券38兆2,812億円となっております。負債の部につきましては、当連結会計年度中6兆1,523億円増加して、当連結会計年度末残高は153兆9,690億円となりました。主な内訳は、預金・譲渡性預金113兆6,392億円となっております。

損益につきましては、経常収益は前連結会計年度比8,435億円減少して4兆2,400億円となり、経常費用は前連結会計年度比546億円増加して4兆3,438億円となりました。以上の結果、経常損益は前連結会計年度比8,982億円減少して1,038億円の損失となり、当期純損益は前連結会計年度比8,054億円減少して2,139億円の損失となりました。

なお、事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

1 銀行業

経常収益は前連結会計年度比3,929億円減少して4兆688億円、経常損益は前連結会計年度比8,471億円減少して1,051億円の損失となりました。

2 その他

経常収益は前連結会計年度比171億円減少して2,035億円、経常損益は前連結会計年度比86億円減少して25億円の利益となりました。なお、当連結会計年度より「クレジットカード業」を「その他」の区分に含めて表示しております。

また、所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

1 日本

経常収益は前連結会計年度比6,890億円減少して3兆1,035億円、経常損益は前連結会計年度比8,349億円減少して3,622億円の損失となりました。

2 北米

経常収益は前連結会計年度比1,571億円減少して6,838億円、経常損益は前連結会計年度比756億円減少して625億円の利益となりました。

3 中南米

経常収益は前連結会計年度比402億円減少して1,263億円、経常損益は前連結会計年度比40億円減少して484億円の利益となりました。

4 欧州・中近東

経常収益は前連結会計年度比251億円減少して3,808億円、経常損益は前連結会計年度比399億円増加して658億円の利益となりました。

5 アジア・オセアニア

経常収益は前連結会計年度比308億円減少して3,534億円、経常損益は前連結会計年度比205億円増加して891億円の利益となりました。

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動においては、前連結会計年度比9兆2,206億円支出が減少して、5兆4,881億円の収入となる一方、投資活動においては、前連結会計年度比11兆6,485億円収入が減少して6兆6,327億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度比1兆3,129億円支出が減少して、1兆692億円の収入となりました。

現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、前連結会計年度比2,754億円減少して3兆2,711億円となりました。

国際統一基準による連結自己資本比率は12.02%となりました。

(1) 国内・海外別収支

国内・海外別収支の内訳は次のとおりであります。

当連結会計年度の資金運用収支・役員取引等収支・特定取引収支・その他業務収支の合計は2兆3,765億円で前年度比4,193億円の減益となりました。国内・海外の別では国内が1兆8,122億円で前年度比5,098億円の減益、海外が6,807億円で前年度比672億円の増益となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	1,324,939	436,692	△40,556	1,721,075
	当連結会計年度	1,264,419	456,324	△20,456	1,700,287
うち資金運用収益	前連結会計年度	2,187,587	1,343,379	△219,764	3,311,202
	当連結会計年度	1,861,478	1,103,820	△173,575	2,791,722
うち資金調達費用	前連結会計年度	862,647	906,686	△179,208	1,590,126
	当連結会計年度	597,058	647,495	△153,118	1,091,435
役員取引等収支	前連結会計年度	714,290	127,593	△88,752	753,130
	当連結会計年度	529,348	144,908	△91,836	582,420
うち役員取引等収益	前連結会計年度	848,087	137,578	△125,563	860,102
	当連結会計年度	664,865	153,923	△123,078	695,710
うち役員取引等費用	前連結会計年度	133,797	9,985	△36,810	106,972
	当連結会計年度	135,516	9,015	△31,242	113,289
特定取引収支	前連結会計年度	212,636	9,502	△5,032	217,106
	当連結会計年度	121,018	16,569	1,338	138,926
うち特定取引収益	前連結会計年度	212,637	11,491	△7,022	217,106
	当連結会計年度	121,019	17,368	538	138,926
うち特定取引費用	前連結会計年度	0	1,989	△1,990	—
	当連結会計年度	1	799	△800	—
その他業務収支	前連結会計年度	70,227	39,739	△5,332	104,635
	当連結会計年度	△102,577	62,995	△5,478	△45,060
うちその他業務収益	前連結会計年度	227,453	72,198	△21,340	278,310
	当連結会計年度	342,287	145,383	△46,703	440,966
うちその他業務費用	前連結会計年度	157,225	32,458	△16,008	173,675
	当連結会計年度	444,864	82,388	△41,225	486,027

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。

2 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

3 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

(2) 国内・海外別資金運用／調達の状況

① 国内

国内における資金運用／調達の状況は次のとおりであります。

当連結会計年度の資金運用勘定平均残高は前年度比3兆5,119億円減少して105兆573億円となりました。利回りは0.24%低下して1.77%となり、受取利息合計は1兆8,614億円で前年度比3,261億円の減少となりました。資金調達勘定平均残高は前年度比4兆3,767億円減少して105兆41億円となりました。利回りは0.22%低下して0.56%となり、支払利息合計は5,970億円で前年度比2,655億円の減少となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	108,569,274	2,187,587	2.01
	当連結会計年度	105,057,361	1,861,478	1.77
うち貸出金	前連結会計年度	61,137,698	1,306,144	2.13
	当連結会計年度	60,796,724	1,156,238	1.90
うち有価証券	前連結会計年度	35,373,737	601,136	1.69
	当連結会計年度	34,358,392	459,773	1.33
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	350,900	4,943	1.40
	当連結会計年度	245,790	2,434	0.99
うち買現先勘定	前連結会計年度	25,610	289	1.12
	当連結会計年度	18,966	92	0.49
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	2,786,673	16,236	0.58
	当連結会計年度	2,241,350	11,580	0.51
うち預け金	前連結会計年度	3,848,005	73,660	1.91
	当連結会計年度	2,496,839	34,445	1.37
資金調達勘定	前連結会計年度	109,380,891	862,647	0.78
	当連結会計年度	105,004,107	597,058	0.56
うち預金	前連結会計年度	90,830,106	369,821	0.40
	当連結会計年度	90,985,602	291,604	0.32
うち譲渡性預金	前連結会計年度	3,959,600	24,496	0.61
	当連結会計年度	3,899,565	25,741	0.66
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	2,084,689	14,194	0.68
	当連結会計年度	1,747,578	8,548	0.48
うち売現先勘定	前連結会計年度	3,187,982	113,466	3.55
	当連結会計年度	4,418,400	56,341	1.27
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	2,325,974	14,073	0.60
	当連結会計年度	1,074,253	5,095	0.47
うちコマース・ペーパー	前連結会計年度	397,435	3,757	0.94
	当連結会計年度	25,000	218	0.87
うち借入金	前連結会計年度	6,239,643	184,849	2.96
	当連結会計年度	5,641,953	156,181	2.76

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の子会社については、月末毎の残高等に基づく平均残高を利用しております。

2 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して表示しております。

② 海外

海外における資金運用／調達の様子は次のとおりであります。

当連結会計年度の資金運用勘定平均残高は前年度比 1 兆8, 048億円増加して2兆4, 189億円となりました。利回りは1.16%低下して3.88%となり、受取利息合計は 1 兆1, 038億円で前年度比2, 395億円の減少となりました。資金調達勘定平均残高は前年度比 2 兆8, 300億円増加して2兆8, 113億円となりました。利回りは1.43%低下して2.50%となり、支払利息合計は6, 474億円で前年度比2, 591億円の減少となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	26, 614, 054	1, 343, 379	5.04
	当連結会計年度	28, 418, 949	1, 103, 820	3.88
うち貸出金	前連結会計年度	18, 887, 873	990, 879	5.24
	当連結会計年度	21, 486, 462	874, 103	4.06
うち有価証券	前連結会計年度	1, 849, 190	90, 792	4.90
	当連結会計年度	1, 784, 155	64, 874	3.63
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	386, 155	17, 164	4.44
	当連結会計年度	413, 573	9, 951	2.40
うち買現先勘定	前連結会計年度	236, 209	13, 036	5.51
	当連結会計年度	182, 743	6, 325	3.46
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	45, 140	2, 205	4.88
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	4, 030, 818	166, 601	4.13
	当連結会計年度	3, 259, 085	84, 782	2.60
資金調達勘定	前連結会計年度	22, 981, 251	906, 686	3.94
	当連結会計年度	25, 811, 307	647, 495	2.50
うち預金	前連結会計年度	13, 732, 018	457, 932	3.33
	当連結会計年度	12, 601, 726	239, 982	1.90
うち譲渡性預金	前連結会計年度	1, 941, 487	102, 497	5.27
	当連結会計年度	2, 159, 688	62, 256	2.88
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	691, 813	27, 831	4.02
	当連結会計年度	715, 091	17, 523	2.45
うち売現先勘定	前連結会計年度	269, 448	11, 725	4.35
	当連結会計年度	358, 962	7, 277	2.02
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	56, 254	2, 714	4.82
	当連結会計年度	—	—	—
うちコマース・ペーパー	前連結会計年度	260, 350	13, 319	5.11
	当連結会計年度	125, 046	3, 082	2.46
うち借入金	前連結会計年度	624, 083	28, 526	4.57
	当連結会計年度	1, 331, 361	41, 673	3.13

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の子会社については、月末毎の残高等に基づく平均残高を利用しております。

2 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して表示しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り(%)
		小計	相殺消去額	合計	小計	相殺消去額	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	135,183,328	△6,531,701	128,651,627	3,530,966	△219,764	3,311,202	2.57
	当連結会計年度	133,476,310	△6,394,628	127,081,682	2,965,298	△173,575	2,791,722	2.19
うち貸出金	前連結会計年度	80,025,571	△3,492,372	76,533,199	2,297,024	△143,212	2,153,811	2.81
	当連結会計年度	82,283,186	△3,398,366	78,884,820	2,030,342	△122,119	1,908,223	2.41
うち有価証券	前連結会計年度	37,222,928	△988,214	36,234,713	691,929	△41,127	650,802	1.79
	当連結会計年度	36,142,547	△1,506,920	34,635,626	524,648	△20,511	504,136	1.45
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	737,055	△52,696	684,359	22,108	△2,494	19,613	2.86
	当連結会計年度	659,363	△68,565	590,798	12,386	△888	11,498	1.94
うち買現先勘定	前連結会計年度	261,819	—	261,819	13,325	—	13,325	5.08
	当連結会計年度	201,709	—	201,709	6,418	—	6,418	3.18
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	2,831,814	—	2,831,814	18,442	—	18,442	0.65
	当連結会計年度	2,241,350	—	2,241,350	11,580	—	11,580	0.51
うち預け金	前連結会計年度	7,878,823	△1,958,814	5,920,009	240,261	△31,359	208,902	3.52
	当連結会計年度	5,755,924	△1,403,724	4,352,200	119,228	△23,372	95,855	2.20
資金調達勘定	前連結会計年度	132,362,143	△4,998,528	127,363,614	1,769,334	△179,208	1,590,126	1.24
	当連結会計年度	130,815,415	△4,917,643	125,897,771	1,244,554	△153,118	1,091,435	0.86
うち預金	前連結会計年度	104,562,124	△600,189	103,961,934	827,753	△19,612	808,141	0.77
	当連結会計年度	103,587,328	△588,757	102,998,570	531,586	△12,310	519,275	0.50
うち譲渡性預金	前連結会計年度	5,901,088	△612,665	5,288,422	126,994	△3,750	123,244	2.33
	当連結会計年度	6,059,253	△626,117	5,433,135	87,998	△4,509	83,488	1.53
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	2,776,502	△61,657	2,714,845	42,025	△7,550	34,475	1.26
	当連結会計年度	2,462,670	△152,837	2,309,832	26,072	△4,670	21,402	0.92
うち売現先勘定	前連結会計年度	3,457,430	—	3,457,430	125,191	—	125,191	3.62
	当連結会計年度	4,777,363	—	4,777,363	63,618	—	63,618	1.33
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	2,382,228	—	2,382,228	16,787	—	16,787	0.70
	当連結会計年度	1,074,253	—	1,074,253	5,095	—	5,095	0.47
うちコマース ・ペーパー	前連結会計年度	657,786	△37,323	620,462	17,076	△854	16,221	2.61
	当連結会計年度	150,046	—	150,046	3,301	—	3,301	2.20
うち借入金	前連結会計年度	6,863,727	△3,645,103	3,218,623	213,376	△143,558	69,817	2.16
	当連結会計年度	6,973,314	△3,505,477	3,467,836	197,855	△123,316	74,538	2.14

(注) 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

国内及び海外の役務取引等収支の状況は次のとおりであります。

当連結会計年度の国内の役務取引は、役務取引等収益が6,648億円で前年度比1,832億円減収、役務取引等費用が1,355億円で前年度比17億円増加した結果、役務取引等収支では前年度比1,849億円減少して5,293億円となりました。海外の役務取引は、役務取引等収益が1,539億円で前年度比163億円増収、役務取引等費用が90億円で前年度比9億円減少した結果、役務取引等収支では前年度比173億円増加して1,449億円となりました。

この結果、役務取引等収支合計では、前年度比1,707億円減少して5,824億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	848,087	137,578	△125,563	860,102
	当連結会計年度	664,865	153,923	△123,078	695,710
うち為替業務	前連結会計年度	165,464	15,428	△138	180,754
	当連結会計年度	158,302	13,326	△342	171,286
うちその他 商業銀行業務	前連結会計年度	224,978	102,869	△8,110	319,738
	当連結会計年度	201,067	124,445	△5,765	319,746
うち保証業務	前連結会計年度	119,937	9,020	△28,823	100,134
	当連結会計年度	94,898	8,781	△25,481	78,198
うち証券関連業務	前連結会計年度	38,867	3,039	△41	41,866
	当連結会計年度	46,582	2,467	△49	49,001
役務取引等費用	前連結会計年度	133,797	9,985	△36,810	106,972
	当連結会計年度	135,516	9,015	△31,242	113,289
うち為替業務	前連結会計年度	35,247	322	△78	35,492
	当連結会計年度	35,627	295	△104	35,819

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「その他商業銀行業務」には、預金・貸出業務、代理業務、保護預り・貸金庫業務、信託関連業務等を含んでおります。

3 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

国内及び海外の特定取引収支の状況は次のとおりであります。

当連結会計年度の国内の特定取引収益は1,210億円で前年度比916億円減収、特定取引費用は0億円となった結果、特定取引収支では前年度比916億円減少して1,210億円となりました。海外の特定取引収益は173億円で前年度比58億円増収、特定取引費用は7億円で前年度比11億円減少した結果、特定取引収支では前年度比70億円増加して165億円となりました。

この結果、特定取引収支合計では前年度比781億円減少して1,389億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前連結会計年度	212,637	11,491	△7,022	217,106
	当連結会計年度	121,019	17,368	538	138,926
うち商品有価証券収益	前連結会計年度	6,176	2,738	△0	8,915
	当連結会計年度	10,615	1,307	△1	11,921
うち特定取引有価証券収益	前連結会計年度	3,578	375	△4	3,949
	当連結会計年度	2,521	△2,029	△31	460
うち特定金融派生商品収益	前連結会計年度	181,762	8,377	△7,003	183,136
	当連結会計年度	83,161	17,573	571	101,305
うちその他の特定取引収益	前連結会計年度	21,119	—	△13	21,105
	当連結会計年度	24,721	517	—	25,239
特定取引費用	前連結会計年度	0	1,989	△1,990	—
	当連結会計年度	1	799	△800	—
うち商品有価証券費用	前連結会計年度	0	—	△0	—
	当連結会計年度	1	—	△1	—
うち特定取引有価証券費用	前連結会計年度	—	4	△4	—
	当連結会計年度	—	31	△31	—
うち特定金融派生商品費用	前連結会計年度	—	1,971	△1,971	—
	当連結会計年度	—	767	△767	—
うちその他の特定取引費用	前連結会計年度	—	13	△13	—
	当連結会計年度	—	—	—	—

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

② 特定取引資産・負債の内訳(末残)

国内及び海外の特定取引の状況は次のとおりであります。

当連結会計年度末の国内の特定取引資産は前年度比5兆504億円増加して9兆6,804億円、特定取引負債は前年度比4兆1,648億円増加して5兆2,032億円となりました。海外の特定取引資産は前年度比7,269億円増加して9,784億円、特定取引負債は前年度比7,348億円増加して9,196億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前連結会計年度	4,629,991	251,497	△85,761	4,795,728
	当連結会計年度	9,680,419	978,492	△21,925	10,636,985
うち商品有価証券	前連結会計年度	520,987	29,138	—	550,126
	当連結会計年度	849,433	11,722	—	861,156
うち商品有価証券 派生商品	前連結会計年度	2,730	—	—	2,730
	当連結会計年度	144	—	—	144
うち特定取引有価証券	前連結会計年度	—	27,296	—	27,296
	当連結会計年度	—	1,775	—	1,775
うち特定取引 有価証券派生商品	前連結会計年度	165	—	—	165
	当連結会計年度	366	25	—	392
うち特定金融派生商品	前連結会計年度	1,178,379	182,048	△7,850	1,352,577
	当連結会計年度	5,371,303	959,794	△16,925	6,314,172
うちその他の特定取引 資産	前連結会計年度	2,927,727	13,014	△77,911	2,862,831
	当連結会計年度	3,459,170	5,174	△4,999	3,459,345
特定取引負債	前連結会計年度	1,038,410	184,732	△2,932	1,220,211
	当連結会計年度	5,203,271	919,621	△19,089	6,103,804
うち売付商品債券	前連結会計年度	—	131	—	131
	当連結会計年度	—	3,788	—	3,788
うち商品有価証券 派生商品	前連結会計年度	236	—	—	236
	当連結会計年度	88	—	—	88
うち特定取引売付債券	前連結会計年度	—	11,917	—	11,917
	当連結会計年度	—	3,711	—	3,711
うち特定取引有価証券 派生商品	前連結会計年度	250	33	—	283
	当連結会計年度	34	—	—	34
うち特定金融派生商品	前連結会計年度	1,037,924	170,734	△2,932	1,205,725
	当連結会計年度	5,203,148	821,699	△19,089	6,005,759
うちその他の特定取引 負債	前連結会計年度	—	1,916	—	1,916
	当連結会計年度	—	90,422	—	90,422

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

(5) 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	93,167,119	17,010,974	△766,421	109,411,671
	当連結会計年度	93,965,117	14,113,862	△696,910	107,382,069
うち流動性預金	前連結会計年度	55,807,990	6,245,261	△215,125	61,838,126
	当連結会計年度	56,810,460	5,410,378	△162,101	62,058,737
うち定期性預金	前連結会計年度	31,456,877	10,339,717	△544,554	41,252,040
	当連結会計年度	31,801,397	8,498,630	△523,605	39,776,422
うちその他	前連結会計年度	5,902,251	425,995	△6,741	6,321,505
	当連結会計年度	5,353,259	204,853	△11,203	5,546,908
譲渡性預金	前連結会計年度	3,814,874	2,127,955	△618,989	5,323,841
	当連結会計年度	4,052,446	2,827,446	△622,700	6,257,192
総合計	前連結会計年度	96,981,993	19,138,930	△1,385,410	114,735,513
	当連結会計年度	98,017,563	16,941,309	△1,319,610	113,639,262

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

3 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

4 定期性預金＝定期預金＋定期積金

(6) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成20年3月31日		平成21年3月31日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	60,571,436	100.00	61,504,359	100.00
製造業	6,896,997	11.39	8,327,173	13.54
建設業	1,331,161	2.20	1,297,062	2.11
卸売・小売業	6,277,755	10.36	6,603,183	10.74
金融・保険業	4,234,446	6.99	6,404,151	10.41
不動産業	7,493,024	12.37	8,307,572	13.51
各種サービス業	5,554,944	9.17	4,578,447	7.44
その他	28,783,105	47.52	25,986,767	42.25
海外及び特別国際金融取引勘定分	18,791,669	100.00	20,053,825	100.00
政府等	244,336	1.30	269,591	1.35
金融機関	2,205,035	11.73	2,246,360	11.20
その他	16,342,297	86.97	17,537,873	87.45
合計	79,363,106	—	81,558,184	—

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2 平成20年9月30日基準より業種別貸出状況の集計方法を一部変更しております。従来、旧東京三菱銀行と旧UFJ銀行それぞれの基準で集計しておりましたが、平成20年9月30日より基準の統一をしたことによるものです。これにより、従来「国内 その他」に集計しておりました個人事業性貸出を、平成20年9月30日より「国内 不動産業」に集計する等しております。

現在の集計方法での平成20年3月31日における業種別貸出状況は次の通りであります。

業種別	平成20年3月31日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	60,571,436	100.00
製造業	7,060,307	11.66
建設業	1,353,778	2.23
卸売・小売業	6,480,036	10.70
金融・保険業	4,308,613	7.11
不動産業	8,864,804	14.64
各種サービス業	4,748,713	7.84
その他	27,755,181	45.82
海外及び特別国際金融取引勘定分	18,791,669	100.00
政府等	244,336	1.30
金融機関	2,205,035	11.73
その他	16,342,297	86.97
合計	79,363,106	—

② 特定海外債権等残高

期別	国別	特定海外債権等残高(百万円)
平成20年3月31日	アルゼンチン	450
	合計	450
	(資産の総額に対する割合)	(0.00%)
平成21年3月31日	ウクライナ	8,950
	パキスタン	4,557
	アルゼンチン	40
	合計	13,548
	(資産の総額に対する割合)	(0.00%)

(注) 特定海外債権等は、当行の特定海外債権引当勘定の引当対象とされる債権、並びに当該引当勘定の引当対象国に対する海外子会社の債権のうち、当該引当勘定の引当対象に準ずる債権であります。

(7) 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	14,519,082	—	—	14,519,082
	当連結会計年度	20,180,766	—	—	20,180,766
地方債	前連結会計年度	197,743	—	—	197,743
	当連結会計年度	272,492	—	—	272,492
社債	前連結会計年度	4,796,105	—	—	4,796,105
	当連結会計年度	4,402,351	—	—	4,402,351
株式	前連結会計年度	5,750,836	—	△747,198	5,003,637
	当連結会計年度	3,942,664	—	△578,817	3,363,847
その他の証券	前連結会計年度	7,429,694	2,105,199	△769,760	8,765,133
	当連結会計年度	9,065,784	2,084,604	△1,088,588	10,061,801
合計	前連結会計年度	32,693,462	2,105,199	△1,516,959	33,281,702
	当連結会計年度	37,864,059	2,084,604	△1,667,405	38,281,258

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

3 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益状況(単体)

(1) 損益の概要(単体)

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	1,927,875	1,801,446	△126,429
経費(除く臨時処理分)	1,099,646	1,090,618	△9,028
人件費	367,802	371,862	4,060
物件費	670,515	653,978	△16,536
税金	61,328	64,776	3,448
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	828,229	710,828	△117,401
一般貸倒引当金繰入額	—	△17,230	△17,230
業務純益	828,229	728,058	△100,170
うち債券関係損益	58,911	64,418	5,506
臨時損益	△260,942	△927,498	△666,556
株式関係損益	△57,138	△448,792	△391,654
与信関係費用	175,769	441,270	265,500
貸出金償却	163,173	350,765	187,592
個別貸倒引当金繰入額	—	81,094	81,094
その他の与信関係費用	12,596	9,410	△3,186
その他臨時損益	△28,033	△37,435	△9,401
経常利益	567,287	△199,439	△766,726
特別損益	119,767	4,276	△115,490
うち償却債権取立益	30,685	30,639	△46
うち貸倒引当金戻入益	60,979	—	△60,979
うち減損損失	△5,294	△3,961	1,332
税引前当期純利益	687,054	△195,163	△882,217
法人税、住民税及び事業税	23,917	32,838	8,921
還付法人税等	9,107	—	△9,107
法人税等調整額	121,258	138,389	17,131
法人税等合計	—	171,228	—
当期純利益	550,985	△366,392	△917,377

(注) 1 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役員取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支

2 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

3 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益＝国債等債券売却益－国債等債券売却損－国債等債券償却

6 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

(2) 営業経費の内訳(単体)

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
給料・手当	310,497	315,940	5,443
退職給付費用	△455	14,803	15,259
福利厚生費	56,463	54,847	△1,615
減価償却費	135,298	133,790	△1,508
土地建物機械賃借料	85,755	80,374	△5,380
営繕費	6,762	5,199	△1,563
消耗品費	15,809	9,078	△6,731
給水光熱費	9,036	9,381	344
旅費	6,959	6,364	△595
通信費	22,479	20,278	△2,200
広告宣伝費	14,979	8,199	△6,780
租税公課	62,949	64,776	1,827
その他	412,870	372,395	△40,475
合計	1,139,407	1,095,432	△43,975

(注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前事業年度(%) (A)	当事業年度(%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.39	1.39	0.00
(イ)貸出金利回	1.78	1.78	0.00
(ロ)有価証券利回	1.01	0.96	△0.04
(2) 資金調達原価 ②	1.20	1.20	△0.00
(イ)預金等利回	0.25	0.25	0.00
(ロ)外部負債利回	0.96	0.95	△0.00
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.18	0.19	0.00

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 ROE(単体)

	前事業年度(%) (A)	当事業年度(%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	13.13	13.19	0.05
業務純益ベース	13.13	13.51	0.37
当期純利益ベース	8.70	△7.16	△15.87

(注)

$$ROE = \frac{(\text{利益} - \text{優先株式配当金総額})}{\left\{ \left(\frac{\text{期首純資産の部合計}}{\text{資本の部合計}} - \frac{\text{期首発行済優先株式数}}{\text{発行価額}} \right) \times \left(\frac{\text{期末純資産の部合計}}{\text{発行価額}} - \frac{\text{期末発行済優先株式数}}{\text{発行価額}} \right) \right\}} \div 2} \times 100$$

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高(単体)

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	101,861,554	100,208,977	△1,652,576
預金(平残)	98,867,010	97,869,689	△997,320
貸出金(末残)	70,397,804	73,786,503	3,388,699
貸出金(平残)	67,973,653	71,449,969	3,476,316

(2) 個人・法人別預金残高(国内)(単体)

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	54,093,306	53,898,024	△195,282
法人その他	36,913,734	37,835,635	921,900
合計	91,007,040	91,733,659	726,618

(注) 1 譲渡性預金、海外店及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

2 平成20年5月の新システム導入に合わせ、個人預金に関する集計方法を一部変更し、法人格の無い団体の預金を「個人」から除外し、「法人その他」に含めて計上しております。現在の集計方法での前事業年度における「個人」の預金残高は53,334,862百万円、「法人その他」の預金残高は37,672,178百万円であります。

(3) 消費者ローン残高(単体)

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	17,191,989	17,102,540	△89,448
うち住宅ローン残高	16,233,203	16,253,792	20,588
うちその他ローン残高	958,786	848,748	△110,037

(4) 中小企業等貸出金(単体)

		前事業年度 (A)	当事業年度 (B)	増減 (B) - (A)	
中小企業等貸出金残高	①	百万円	38,895,949	37,936,722	△959,227
総貸出金残高	②	百万円	58,532,587	59,943,079	1,410,491
中小企業等貸出金比率	①/②	%	66.45	63.28	△3.16
中小企業等貸出先件数	③	件	2,225,773	2,239,499	13,726
総貸出先件数	④	件	2,231,384	2,244,984	13,600
中小企業等貸出先件数比率	③/④	%	99.74	99.75	0.01

(注) 1 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

3 平成20年9月30日基準より中小企業等貸出金(単体)の集計方法を一部変更しております。従来、旧東京三菱銀行と旧UFJ銀行それぞれの基準で集計しておりましたが、平成20年9月30日より基準の統一をしたことによるものです。

現在の集計方法での前事業年度における「中小企業等貸出金残高」は38,661,302百万円、「中小企業等貸出金比率」は66.05%、「中小企業等貸出先件数」は2,310,994件、「総貸出先件数」は2,316,710件、「中小企業等貸出先件数比率」は99.75%であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳(単体)

種類	前事業年度		当事業年度	
	口数(口)	金額(百万円)	口数(口)	金額(百万円)
手形引受	1,580	48,708	816	28,962
信用状	32,966	1,930,122	26,883	1,477,745
保証	68,646	4,888,893	37,931	4,919,134
合計	103,192	6,867,725	65,630	6,425,841

6 内国為替の状況(単体)

区分		前事業年度		当事業年度	
		口数(千口)	金額(百万円)	口数(千口)	金額(百万円)
送金為替	各地へ向けた分	455,385	1,128,221,565	472,142	1,169,737,376
	各地より受けた分	434,996	1,117,678,062	454,490	1,188,503,792
代金取立	各地へ向けた分	6,381	21,207,709	5,085	13,043,286
	各地より受けた分	7,198	35,665,278	5,896	14,802,005

7 外国為替の状況(単体)

区分		前事業年度	当事業年度
		金額(百万米ドル)	金額(百万米ドル)
仕向為替	売渡為替	1,844,713	1,992,212
	買入為替	615,669	686,956
被仕向為替	支払為替	3,204,000	3,196,407
	取立為替	185,034	210,200
合計		5,849,417	6,085,778

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては平成21年3月31日から先進的内部格付手法を採用しております。なお、平成20年3月31日は基礎的内部格付手法を採用しております。オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率（国際統一基準）

項目		平成20年3月31日	平成21年3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	996,973	1,196,295
	うち非累積的永久優先株	125,000	125,000
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	2,773,290	3,362,612
	利益剰余金	2,032,903	1,641,630
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	183,966	71,960
	その他有価証券の評価差損(△)	—	730,762
	為替換算調整勘定	△48,871	△234,987
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	1,640,005	1,320,665
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	1,240,329	1,207,129
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	104,131	302,042
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	26,951	29,598
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	33,816	24,228
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	7,857	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	7,037,577	6,127,624
	繰延税金資産の控除金額(△) (注1)	—	—
計 (A)	7,037,577	6,127,624	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注2)	955,329	824,729	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額 から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	233,721	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額 の45%相当額	190,404	185,012
	一般貸倒引当金	185,501	111,978
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	27,394
	負債性資本調達手段等	3,307,969	3,440,919
	うち永久劣後債務(注3)	467,326	321,260
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	2,840,642	3,119,659
	計	3,917,597	3,765,305
うち自己資本への算入額 (B)	3,917,597	3,709,457	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目(注5) (D)	344,111	200,030
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	10,611,064	9,637,051

項目		平成20年3月31日	平成21年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	73,484,236	62,060,391
	オフ・バランス取引等項目	15,927,249	12,497,935
	信用リスク・アセットの額 (F)	89,411,485	74,558,327
	マーケット・リスク相当額に係る額((H) / 8%) (G)	851,074	460,176
	(参考) マーケット・リスク相当額 (H)	68,085	36,814
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J) / 8%) (I)	4,424,321	4,182,612
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (J)	353,945	334,609
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が 新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額 (K)	—	972,737
計((F) + (G) + (I) + (K)) (L)	94,686,881	80,173,853	
連結自己資本比率(国際統一基準) = (E) / (L) × 100 (%)		11.20%	12.02%
(参考) Tier 1 比率 = (A) / (L) × 100 (%)		7.43%	7.64%

- (注) 1. 平成20年3月31日の繰延税金資産の純額に相当する額は670,820百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は1,407,515百万円であります。
また、平成21年3月31日の繰延税金資産の純額に相当する額は1,012,771百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は1,225,524百万円であります。
2. 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
3. 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
(4) 利払い義務の延期が認められるものであること
4. 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。
5. 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国際統一基準）

項目		平成20年3月31日	平成21年3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	996,973	1,196,295
	うち非累積的永久優先株	125,000	125,000
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	2,773,290	1,196,295
	その他資本剰余金	—	2,166,317
	利益準備金	190,044	190,044
	その他利益剰余金	1,538,037	994,799
	その他	1,243,971	1,210,552
	自己株式（△）	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	183,966	71,960
	その他有価証券の評価差損（△）	—	655,895
	新株予約権	—	—
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	33,816	24,228
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（△）	56,984	26,781
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 （上記各項目の合計額）	6,467,549	6,175,438
	繰延税金資産の控除金額（△）（注1）	—	—
計（A）	6,467,549	6,175,438	
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 （注2）	955,329	824,729
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	1,207,129
	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から 帳簿価額の合計額を控除した額の45%	245,465	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	190,404	185,012
	一般貸倒引当金	—	—
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	3,152,404	3,303,166
	うち永久劣後債務（注3）	467,326	321,260
うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注4）	2,685,077	2,981,906	
計	3,588,274	3,488,179	
うち自己資本への算入額（B）	3,588,274	3,488,179	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額（C）	—	—
控除項目	控除項目（注5）（D）	380,010	231,944
自己資本額	（A） + （B） + （C） - （D）（E）	9,675,813	9,431,674
リスク・ アセット等	資産（オン・バランス）項目	65,437,271	57,635,301
	オフ・バランス取引等項目	14,081,582	11,936,035
	信用リスク・アセットの額（F）	79,518,853	69,571,336
	マーケット・リスク相当額に係る額（（H） / 8%）（G）	845,211	457,131
	（参考）マーケット・リスク相当額（H）	67,616	36,570
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（（J） / 8%）（I）	4,144,481	3,972,789
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額（J）	331,558	317,823
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が 新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額（K）	—	—
計（（F） + （G） + （I） + （K））（L）	84,508,547	74,001,256	
単体自己資本比率（国際統一基準） = （E） / （L） × 100（%）	11.44%	12.74%	
（参考）Tier 1比率 = （A） / （L） × 100（%）	7.65%	8.34%	

- (注) 1. 平成20年3月31日の繰延税金資産に相当する額は693,629百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は1,293,509百万円であります。
また、平成21年3月31日の繰延税金資産に相当する額は953,104百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は1,235,087百万円であります。
2. 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
3. 告示第18条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
4. 告示第18条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
5. 告示第20条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(※) 連結自己資本比率（国際統一基準）及び単体自己資本比率（国際統一基準）における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社10社の発行する優先出資証券の主要な性質は次のとおりであります。

[1]	
①発行体	UFJ Preferred Capital 1 Limited
②発行証券の種類	シリーズ2（注1） 非累積型・変動配当・優先出資証券 （以下、「本優先出資証券」という） 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する（配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載）。
③償還期限	永久 ただし、平成21年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認（その時点で必要であれば）を含め法的な必要条件に則して行われる。
④配当	非累積型・変動配当 なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。
⑤発行総額	1,300億円（1口当たり発行価額10,000,000円）
⑥払込日	平成11年3月25日（注2）
⑦配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 (1) 当行がある事業年度について普通株式に対する配当を行った場合、発行体は、当該事業年度終了後の7月及び1月の配当支払日（以下、「強制配当支払日」という）に本優先出資証券に対する配当を行う。 (2) また、配当支払日が強制配当支払日に該当しない場合は、当行はその裁量で発行体に対してその配当金額を減額させる、又は配当を停止させることができる。 配当可能金額の制限 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(1)から(3)を控除した金額を限度とする。 (1) 直近に終了した当行の事業年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当（ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く）。 (2) 当行の子会社が発行した証券で当行の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの所有者に対する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (3) 同順位株式の配当で、当行の当該事業年度末以降に、支払の宣言がされたもの。
⑧配当停止条件	上記「⑦配当支払の内容」に関わらず、下記のいずれかの場合、本優先出資証券に対する配当は支払われない。 (1) 当行が「支払不能状態」にある旨の証明書を発行体に送付した場合 「支払不能状態」とは、(i)破産法における支払不能、(ii)当行の負債（基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く）が資産を超える、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行ったことをいう。 (2) 「監督事由」が発生し、かつ、継続している場合 「監督事由」とは、決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率（国際統一基準）又は自己資本の内基本的項目の比率（国際統一基準）が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合をいう。 (3) 「清算事由」が発生し、かつ、継続している場合 「清算事由」とは、日本法に基づく清算手続が開始された場合、日本の管轄裁判所が、破産法に基づき当行の破産宣告を行った場合、又は、会社更生法に基づき当行の清算を内容とする更生計画案の作成を許可した場合をいう。
⑨残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 1 UFJ Preferred Capital 1 Limited の発行する優先出資証券のうちシリーズ2につきましては、平成21年7月27日付で全額償還する予定となっております。

2 当行の海外特別目的会社であったSanwa Capital Finance 2 Limited（以下、「当初発行体」という）がシリーズ2と同額の優先出資証券を発行した当初払込日を記載しております。なお、当初発行体は平成15年1月に旧株式会社UFJホールディングスの海外特別目的会社となりました。

[1]	
①発行体	UFJ Preferred Capital 1 Limited
②発行証券の種類	シリーズC 非累積型・変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③償還期限	永久 ただし、平成22年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④配当	非累積型・変動配当 なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。
⑤発行総額	50億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥払込日	平成14年9月26日
⑦配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 (1) 当行がある事業年度について普通株式に対する配当を行った場合、発行体は、当該事業年度終了後の7月及び1月の配当支払日(以下、「強制配当支払日」という)に本優先出資証券に対する配当を行う。 (2) また、配当支払日が強制配当支払日に該当しない場合は、当行はその裁量で発行体に対してその配当金額を減額させる、又は配当を停止させることができる。 配当可能金額の制限 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(1)から(3)を控除した金額を限度とする。 (1) 直近に終了した当行の事業年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (2) 当行の子会社が発行した証券で当行の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの所有者に対する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (3) 同順位株式の配当で、当行の当該事業年度末以降に、支払の宣言がされたもの。
⑧配当停止条件	上記「⑦配当支払の内容」に関わらず、下記のいずれかの場合、本優先出資証券に対する配当は支払われない。 (1) 当行が「支払不能状態」にある旨の証明書を発行体に送付した場合 「支払不能状態」とは、(i)破産法における支払不能、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行ったことをいう。 (2) 「監督事由」が発生し、かつ、継続している場合 「監督事由」とは、決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合をいう。 (3) 「清算事由」が発生し、かつ、継続している場合 「清算事由」とは、日本法に基づく清算手続が開始された場合、日本の管轄裁判所が、破産法に基づき当行の破産宣告を行った場合、又は、会社更生法に基づき当行の清算を内容とする更生計画案の作成を許可した場合をいう。
⑨残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

[2]	
①発行体	BTMU Preferred Capital Limited
②発行証券の種類	シリーズ1 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③償還期限	永久 ただし、平成23年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤発行総額	1,650億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥払込日	平成17年8月24日
⑦配当支払の内容	<p>配当支払日</p> <p>毎年1月25日と7月25日(初回の配当支払日は平成18年7月25日) 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。</p> <p>配当支払方針</p> <p>(1) 一定の場合を除き、当行がある事業年度について普通株式に対する配当を行った場合、発行体は、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日(以下、「強制配当支払日」という)に本優先出資証券に対する配当を行う。</p> <p>(2) また、配当支払日が強制配当支払日に該当しない場合は、当行はその裁量で発行体に対してその配当金額を減額させる、又は配当を停止させることができる。ただし、配当支払日の直前に終了した事業年度において、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその後の1月の配当支払日における本優先出資証券の配当も、全額又は一部(当行の優先株式の減配割合と同じ割合)支払われない。</p> <p>配当可能金額の制限</p> <p>(1) 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)から(c)を控除した金額を限度とする。</p> <p>(a) 直前に終了した当行の事業年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。</p> <p>(b) 当行の子会社が発行した証券で当行の優先出資証券と比較して配当の順位が同等であるものの所有者に対する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。</p> <p>(c) 配当支払及び残余財産分配の順位が本優先出資証券と同順位の発行体の株式の配当で、当行の当該事業年度末以降に、支払の宣言がされたもの。</p> <p>(2) 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の配当制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)及び(c)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。</p>

⑧配当停止条件	<p>上記「⑦配当支払の内容」に関わらず、下記のいずれかの場合、本優先出資証券に対する配当は支払われない。</p> <p>(1) 当行が「支払不能状態」にある旨の証明書を発行体に送付した場合 「支払不能状態」とは、(i)破産法における支払不能、(ii)当行の負債（基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く）が資産を超える状態、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行ったことをいう。</p> <p>(2) 「監督事由」が発生し、かつ、継続している場合 「監督事由」とは、決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率（国際統一基準）又は自己資本の内基本的項目の比率（国際統一基準）が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合をいう。</p> <p>(3) 「清算事由」が発生し、かつ、継続している場合 「清算事由」とは、日本法に基づく清算手続が開始された場合、日本の管轄裁判所が、破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、又は、会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合をいう。</p>
⑨残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

[3]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital 1 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦ 配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成28年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	2,300百万米ドル(1口当たり発行価額1,000ドル)
⑥ 払込日	平成18年3月17日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払されない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度について、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000ドル

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由:

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由:

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由:

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[4]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital 2 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦ 配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成28年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	750百万ユーロ(1口当たり発行価額1,000ユーロ)
⑥ 払込日	平成18年3月17日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払されない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度について、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000ユーロ

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由:

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由:

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由:

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[5]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital 3 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦ 配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成23年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	1,200 億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成18年3月17日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払されない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度について、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[6]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital 4 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦ 配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成29年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成29年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	500百万ユーロ(1口当たり発行価額1,000ユーロ)
⑥ 払込日	平成19年1月19日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度の末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000ユーロ

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由:

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由:

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由:

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[7]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital 5 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦ 配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成29年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成29年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	550百万英ポンド(1口当たり発行価額1,000英ポンド)
⑥ 払込日	平成19年1月19日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000英ポンド

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由:

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由:

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由:

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[8]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital 6 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦ 配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成30年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成30年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。)
⑤ 発行総額	1,500億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成19年12月13日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成30年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[9]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital 7 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦ 配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成31年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成31年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	1,220億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成20年9月2日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成31年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[10]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital 8 Limited
② 発行証券の種類	シリーズA 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦ 配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成31年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成31年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。)
⑤ 発行総額	900億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成21年3月19日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成32年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[10]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital 8 Limited
② 発行証券の種類	シリーズB 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦ 配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成26年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初5年間は固定配当(ただし、平成26年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。)
⑤ 発行総額	74億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成21年3月19日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成27年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y) (当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii) 日本の管轄裁判所が、(a) 破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは (b) 会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i) 破産法における支払不能が発生した場合、(ii) 当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii) 日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成20年3月31日	平成21年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,087	2,217
危険債権	5,103	6,141
要管理債権	3,463	2,781
正常債権	808,390	832,231

(注) 分離子会社であるエム・ユー・ストラテジックパートナー株式会社の計数を含んでおりません。

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業の性格上、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当行の目指す銀行像は、「品格のある強い銀行」、「グローバルベースでも名誉ある地位を占める銀行」です。厳しい環境下でも、円滑な資金供給等、お客さまの実業・実体経済への貢献という社会的使命を果たし、グローバルにお客さまの発展を支えることで、日本経済、ひいては世界経済の成長に貢献していきたいと考えております。

今般、足元の厳しい外部環境も踏まえ、目指す銀行像の実現に向けて対処すべき課題とその対応策を、中期経営計画（平成21～23年度）として取りまとめました。当行は、以下の点を重点課題とし、金融機関としての信頼性向上に一段と努め、グループ総合力を活かした商品・サービスをグローバルにご提供して、お客さま・社会のご期待にお応えしてまいります。

（経営基盤の強化）

新システムへの移行完了に伴う商品・サービスの拡充、コスト面でのシナジー効果等の統合効果を確実に実現することに加え、徹底的な経営効率化を進めます。具体的には、本部組織の簡素化・業務の効率化を図った上で本部人員を削減し、営業現場や戦略分野に投入するほか、経費構造の一層の効率化に取り組んでまいります。また、保有株式の削減に努めるとともに、リスクリターン重視の運営により、強固な財務基盤の実現を目指します。同時に、コンプライアンス面を含めた内部管理態勢を一層強化してまいります。

（成長戦略）

当行は、MUFGグループの中核をなす銀行として、多様化・高度化するお客さまのニーズに対し、邦銀随一の国内・海外拠点ネットワークを活かし、質の高い商品・サービスやアドバイスを、グローバルにご提供してまいります。具体的には、個人のお客さまには、MUFGの総合金融力を活かした総資産営業の本格化や、インターネットバンキング等の利用促進を通じたマス・リテール戦略の推進、また、法人のお客さまには、問題解決に向けたコンサルティング&バンキングやモルガン・スタンレーとの協働によるCIB（Corporate & Investment Banking）戦略、さらにはアジアビジネスの推進等を、強力に進めてまいります。

（CSR経営の推進）

当行はMUFGグループの一員として、MUFGならではのサービスの提供によりCS（お客さま満足度）の向上を図るとともに、CSR（企業の社会的責任）を重視した経営を実践してまいります。このため、従業員一人ひとりが、「お客さま起点」、「現場起点」で主体的に考え行動してまいります。昨年6月には「MUFG環境に関する行動方針」を制定し、地球環境問題への危機意識をMUFGグループが共有し、環境への取り組みを具体化していくこととしました。とくに本業である金融分野では、お客さまの環境面への対応をサポートする商品・サービスをご提供することにより、環境配慮型社会の創出に力を尽くします。

4 【事業等のリスク】

当行および当行グループ(以下、「当行」といいます。)の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当行は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合の対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

1. 保有株式に係るリスク

(1) 株価下落のリスク

当行は市場性のある株式を大量に保有しております。今後さらに株価が下落した場合には、保有有価証券にさらに減損または評価損が発生し、当行の財政状態および経営成績に悪影響を与えるとともに、自己資本比率の低下を招くおそれがあります。

(2) 保有株式処分に関するリスク

① 下げ圧力が強まるリスク

本邦の金融機関の多くは、従来、取引先の株式を多量に保有してきました。しかしながら、近年は、当行を含む本邦の金融機関は、平成14年1月に施行された銀行株式保有制限法に対応すること、リスクアセットを減らして自己資本比率の維持向上を図ること、株価下落による業績への影響を小さくすること等を目的として、大量の株式を売却してきました。今後再び、こうした本邦金融機関による株式売却が行われる場合、株式市場の需給悪化を引き起こし、株価下落につながるおそれがあります。また、当行は、同法を遵守する必要があることに加え、財務上およびリスク管理上の観点から、たとえ下落した価格であっても、保有する株式を売却せざるを得なくなるおそれもあります。

② 取引先との関係を悪化させるリスク

当行の保有する株式の多くは、取引先との間の良好な関係を構築または維持するために保有されてきましたので、当行が株式売却を行った場合、取引先との関係に悪影響を及ぼすおそれがあります。

2. トレーディング・投資活動に伴うリスク

当行は、デリバティブを含む様々な金融商品を取り扱う広範なトレーディング業務および投資活動を行っております。従いまして、当行の財政状態および経営成績は、かかる活動に伴うリスクにさらされております。かかるリスクとしては、特に、内外金利、為替レート、株価および債券の市場変動等が挙げられます。例えば、内外金利が上昇した場合、当行の保有する大量の国債をはじめとする債券ポートフォリオの価値に悪影響を及ぼし、また、円高となった場合、当行の外貨建て投資の財務諸表上の価値が減少し、売却損や評価損が発生する可能性があります。当行では、このような内外金利、為替レート、有価証券等の様々な市場の変動により損失が発生するリスクを市場リスクとして管理しており、バリュー・アット・リスク(過去の市場変動を基にして、保有期間中に一定の確率でポートフォリオに発生する最大損失額を統計的に推定した市場リスク量を指し、以下、「VaR」といいます。)を共通の尺度としてリスク量の計測を行っております。

当行の当連結会計年度におけるデリバティブ取引を含むトレーディング業務、およびバンキング業務のVaRによる市場リスク量を示すと以下の通りです。

○トレーディング業務のVaR(平成20年4月～平成21年3月)

(単位：億円)

	日次平均	最大	最小	期末日
全体	69.4	145.0	37.4	55.7
金利	48.4	76.8	29.5	42.3
うち円	22.4	47.2	8.4	18.6
ドル	39.1	68.2	9.6	36.0
外国為替	48.5	116.7	13.6	52.9
株式	0.5	2.4	0.0	0.0
コモディティ	—	—	—	—
分散効果(△)	28.0	—	—	39.5

(算出の前提)

ヒストリカル・シミュレーション法

保有期間10営業日、信頼水準99%、観測期間701営業日

最大および最小欄は、リスクカテゴリーごとの実現日と全体の実現日は異なります。

○バンキング業務のVaR(平成20年4月～平成21年3月)

(単位：億円)

	日次平均	最大	最小	期末日
金利全体	2,874	4,479	1,705	4,357
うち円	1,298	1,974	834	1,334
ドル	1,657	3,122	798	3,081
ユーロ	229	339	156	308
株式	495	651	331	352
全体	3,135	4,682	2,003	4,569

(算出の前提)

ヒストリカル・シミュレーション法

保有期間10営業日、信頼水準99%、観測期間701営業日

最大および最小欄は、リスクカテゴリーごとの実現日と全体の実現日は異なります。

株式リスク量には、政策投資株式は含まれておりません。

3. 貸出業務に関するリスク

(1) 不良債権の状況

当行は、1990年代初頭から進んだ貸出債権等の劣化に対し、2002年以降、多額の不良債権を処理し、その水準を下げてきました。しかしながら、国内外の景気の悪化、不動産価格および株価の下落、当行の貸出先の経営状況および世界の経済環境の変動等により、当行の不良債権および与信関係費用は増加する兆しを見せており、当行の財政状態および経営成績に悪影響を及ぼし、自己資本の減少につながる可能性があります。

(2) 貸倒引当金の状況

当行は、貸出先の状況、差入れられた担保の価値および経済全体に関する前提および見積りに基づいて、貸倒引当金を計上しております。実際の貸倒れが貸倒引当金計上時点における前提および見積りと乖離し、貸倒引当金を大幅に上回り、貸倒引当金が不十分となることもありえます。また、経済状態全般の悪化により、設定した前提および見積りを変更せざるを得なくなり、担保価値の下落、またはその他の予期せざる理由により、当行は貸倒引当金の積み増しをせざるを得なくなるおそれがあります。

(3) 業績不振企業の状況

当行の貸出先の中には業績不振の先が見られます。これらの企業の中には、法的手続または「私的整理に関するガイドライン」などに沿って行われる債権放棄を含めた任意整理により、再建を行っている企業もあります。

このことは、当行の不良債権問題に悪影響を与えてきました。景気の悪化や業界内の競争激化、他の債権者からの支援の打ち切りや縮小等により、再建が奏功しない場合には、これらの企業の倒産が新たに発生するおそれがあります。これらの企業の経営不振その他の問題が続いたり拡大する場合や当行による債権放棄を余儀なくされた場合には、当行の与信関係費用が増大し、当行の不良債権問題が悪化するおそれがあります。

(4) 貸出先への対応

当行は、回収の効率・実効性その他の観点から、貸出先に債務不履行等が生じた場合においても、当行が債権者として有する法的な権利のすべてを必ずしも実行しない場合があります。

また、当行は、それが合理的と判断される場合には、貸出先に対して債権放棄または追加貸出や追加出資を行って支援をすることもあります。かかる貸出先に対する支援を行った場合は、当行の貸出残高が大きく増加し、与信関係費用が増加する可能性や追加出資に係る株価下落リスクが発生する可能性もあります。

(5) 権利行使の困難性

当行は、不動産市場における流動性の欠如または価格の下落、有価証券の価格の下落等の事情により、担保権を設定した不動産もしくは有価証券を換金し、または貸出先の保有するこれらの資産に対して強制執行することが事実上できない可能性があります。

(6) 不良債権問題等に影響しうる他の要因

① 1990年代初頭より、日本の経済は、様々な要因(消費支出の低迷および日本企業の設備投資の減少を含みます。)により低迷し、その結果、多くの企業倒産およびいくつかの大手金融機関の破綻がありました。その後、日本経済は一定期間、景気の回復を見ましたが、近時再び景気が悪化しており、当行の財政状態および経営成績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

② 将来、金利が上昇する局面では、日本国債等保有債券の価格下落、貸出スプレッドの変化、金利負担に耐えられなくなる貸出先の出現による不良債権の増加等により、当行の財政状態および経営成績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

③ 原油や鉄鋼等の原材料価格の高騰などによる仕入れや輸送などのコスト上昇を販売価格に十分に転嫁できない貸出先等を中心に不良債権が増加した場合、当行の財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 本邦の金融機関(銀行、ノンバンク、証券会社および保険会社等を含みます。)の中には、資産内容の劣化およびその他の財務上の問題が引続き存在している可能性があり、今後一層悪化する可能性やこれらの問題が新たに発生する可能性もあります。こうした本邦金融機関の財政的困難が継続、悪化または発生すると、それらの金融機関の流動性および支払能力に問題が生じるおそれもあり、以下の理由により当行に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ・問題の生じた金融機関が貸出先に対して財政支援を打ち切るまたは減少させるかもしれません。その結果、当該貸出先の破綻や、当該貸出先に対して貸出をしている当行の不良債権の増加を招くかもしれません。
- ・経営破綻に陥った金融機関に対する支援に当行が参加を要請されるおそれがあります。
- ・当行は、一部金融機関の株式を保有しております。
- ・政府が経営を支配する金融機関の資本増強や、収益拡大等のために、規制上、税務上、資金調達上またはその他の特典を当該金融機関に供与するような事態が生じた場合、当行は競争上の不利益を被るかもしれません。
- ・預金保険の基金が不十分であることが判明した場合、預金保険の保険料が引き上げられるおそれがあります。
- ・金融機関の破綻または政府による金融機関の経営権取得により、金融機関に対する預金者の信認が全般的に低下する、または金融機関を取巻く全般的環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。
- ・銀行業に対する否定的・懐疑的なマスコミ報道(内容の真偽、当否を問いません。)により当行の風評、信任等が低下するおそれがあります。

⑤ 米国においては、過去の有力企業の倒産や詐欺行為を含む不正な会計処理事件等により、企業、特に上場企業に対する信頼性の失墜問題が生じました。かかる事態およびそれに対する米国の監督機関の対応に対処するため、米国企業の監査人および経営陣は、より網羅的かつ保守的に財務諸表の精査を行うようになってきております。さらに、日本国内においても上場企業による粉飾決算等の不祥事が報道されており、また、会計監査人がより網羅的かつ保守的に財務諸表の精査を行うようになる傾向が顕著になってきております。こうした中で、米国、日本国内またはその他の国で、企業の継続性に疑義が生じ、またはさらなる不正会計処理やその他の企業統治に関わる問題の存在が明らかとなることにより、企業の信頼性が失墜し、これをきっかけに厳しい事態に追い込まれる企業が増加する可能性があります。かかる事態に当行の貸出先が直接に巻き込まれ、または間接的にその貸出先の信用力に悪影響が及んだ場合、当行の与信関係費用が増加する可能性があるなど、当行の財政状態および経営成績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

4. 当行の格付低下等に伴う資金流動性等の悪化リスク

- (1) 格付機関が当行の格付けを引き下げた場合、当行のトレジャリー業務およびその他の業務は悪影響を受けるおそれがあります。当行の格付けが引き下げられた場合、当行のトレジャリー業務は、取引において不利な条件を承諾せざるを得なくなったり、または一定の取引を行うことができなくなるおそれがあり、加えて当行の資本・資金調達にも悪影響を及ぼすことがあります。かかる事態が生じた場合には、当行のトレジャリー業務および他の業務の収益性に悪影響を与え、当行の財政状態および経営成績にも悪影響を与えます。
- (2) 資産内容に関する懸念およびいくつかの本邦の大手金融機関の破綻により、外国金融機関は、過去に、インターバンク市場における短期借入れに関して、本邦の金融機関に追加のリスク・プレミアムを課したことがあり、また、本邦の銀行に対する与信額(銀行間預金を含みます。)に制限を設けたこともあります。当行を含む本邦の銀行およびその他の金融機関の財政状態が悪化した場合は、国際市場は、当行にリスク・プレミアムを課し、または与信限度額を設定するおそれがあります。かかる与信に関する制限が生じた場合には、当行は、資金調達費用の増加および収益性の低下等の影響を受けることになります。

5. 為替リスク

当行の業務は為替レートの変動の影響を受けます。円が変動した場合、UnionBanCal Corporation(以下、「UNBC」といいます。)の取引の大部分を含む外貨建て取引の円換算額も変動することになります。さらに、当行の資産および負債の一部は外貨建てで表示されております。かかる外貨建ての資産と負債の額が通貨毎に同額で相殺されない場合、または適切にヘッジされていない場合、自己資本比率を含む当行の財政状態および経営成績は、為替レートの変動により、マイナスの影響を受ける可能性があります。

6. 当行のビジネス戦略が奏功しないリスク

当行は、収益力増強のために様々なビジネス戦略を実施しておりますが、以下に述べるものをはじめとする様々な要因が生じた場合には、これら戦略が功を奏しないか、当初想定していた結果をもたらさない可能性があり、また、ビジネス戦略自体を変更する可能性があります。

- ・ 優良取引先への貸出ボリュームの増大が進まないこと。
- ・ 既存の貸出についての利鞘拡大が進まないこと。
- ・ 競争状況または市場環境により、当行が目指している手数料収入の増大が期待通りの結果をもたらさないこと。
- ・ 経費削減等の効率化を図る戦略が期待通りに進まないこと。
- ・ 子会社および関連会社の事業統合や企業ブランドの変更に伴い、顧客やビジネスチャンスを失うこと。
- ・ 当行の出資先が、財務上・業務上の困難に直面したり、戦略を変更したり、または当行を魅力的な提携先ではないと判断した結果、かかる出資先が当行との提携を望まず、または提携を解消すること。

7. 業務範囲の拡大に伴うリスク

当行は、法令その他の条件の許す範囲内で、伝統的な銀行業務以外の分野に業務範囲を広げてきております。当行がこのような業務範囲を拡大していけばいくほど、新しくかつ複雑なリスクにさらされます。当行は、拡大された業務範囲に関するリスクについては全く経験がないか、または限定的な経験しか有していないことがあります。変動の大きい市場業務であれば、利益も期待できる反面、損失が発生するリスクも伴います。当該業務に対して、適切な内部統制システムおよびリスク管理システムを構築すると共に、リスクに見合った自己資本を有していなければ、当行の財政状態および経営成績に悪影響を与えます。さらに業務範囲の拡大が予想通りに進展しない場合、または熾烈な競争により当該業務の収益性が悪化した場合、当行の業務範囲拡大への取組みが奏功しないおそれがあります。

8. 新興市場国に対するエクスポージャーに係るリスク

当行は支店や子会社のネットワークを通じてアジア、中南米、中東欧等、新興市場地域でも活動を行っており、これらの国々に関係する様々な信用リスクおよび市場リスクにさらされております。世界金融危機・同時不況の深刻化はこれらリスクの拡大に繋がります。具体的には、これらの国の通貨がさらに下落した場合、当該国における当行の貸出先の信用に悪影響が及ぶおそれがあります。当行の新興市場国の貸出先への貸付の多くは米ドル、ユーロまたはその他の外国通貨建てです。かかる貸出先は、現地通貨の為替変動に対してヘッジをしていないことが多いため、現地通貨が下落すれば、当行を含めた貸出人に債務を弁済することが困難となるおそれがあります。さらに、これらの国は、国内金利を引き上げて、自国通貨の価値を支えようとする場合もあります。そうなった場合、貸出先は国内の債務を弁済するためにさらに多くの経営資源を投入せざるを得なくなり、当行を含めた外国の貸出人に対して債務を弁済する能力に悪影響が及ぶおそれがあります。さらに、かかる事態またはこれに関連して信用収縮が生じれば、経済に悪影響を与え、当該国の貸出先および銀行の信用がさらに悪化し、当行に損失を生じさせるおそれがあります。

また、各地域、国に固有または共通の要因により、様々なリスクが顕在化した場合には、当行においてそれに応じた損失その他の悪影響が発生するおそれがあります。

9. UNBCに関するリスク

当行は、重要な子会社であるUNBCに対して公開買付けを行い、UNBCは、その後第2ステップである特別目的会社との合併により、当行の完全子会社となりました。UNBCの事業または経営が悪化した場合、これまで以上に当行の財政状態および経営成績は悪影響を受けます。UNBCの財政状態および経営成績に悪影響を与える要因には、米国カリフォルニア州の景気の悪化、カリフォルニア州における銀行間の熾烈な競争、米国経済の不確実性、米国金融制度上の制約、訴訟に伴う損失、貸出先の格付け低下および株価の低下、およびその結果生じる可能性のある企業の倒産等、ならびにUNBCおよびその子会社の内部統制および法令等遵守態勢の不備に起因する費用の発生等が含まれます。

10. 消費者金融業務に係るリスク

当行は、消費者金融業に従事する関連会社を有すると同時に消費者金融業者に対する貸出金を保有しております。消費者金融業に関しては近時、「貸金業法」におけるいわゆるみなし弁済を厳格に解するものを含め、過払利息の返還請求をより容易にする一連の判例が出され、これらに伴い過払利息を求める訴訟が増加しております。さらに平成19年12月に改正「貸金業法」が施行され、2年半以内にみなし弁済制度の廃止や総量規制の導入等が実施されることになっております。同時に、「出資の受入れ、預り金および金利等の取締りに関する法律」の改正により、消費貸借契約の上限金利が29.2%から20%に引き下げられることになっております。このように、消費者金融業を取り巻く環境は厳しさを増しており、これらを含む要因により、消費者金融業に従事する関連会社等が悪影響を受けた場合、当行の財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、消費者金融業を営む当行の貸出先が悪影響を受けた場合、当行の消費者金融業者に対する貸出金の価値が毀損する可能性があります。

11. 世界金融危機・同時不況に関するリスク

近時、米国を中心としたサブプライムローン問題等に端を発する世界金融危機・同時不況により、当行の一部の投資ポートフォリオや貸出が悪影響を受けており、今後さらに影響が拡大するリスクがあります。例えば、当行が保有する証券化商品等の債券や株式を含む有価証券の市場価格がさらに下落することにより損失が拡大する等の可能性があります。また、クレジット市場の環境変化が、当行の貸出先に財務上の問題や債務不履行を生じさせる要因となり、信用が収縮する可能性もあります。さらに、こうした有価証券のさらなる市場価格下落や資本市場での信用収縮の動きにより、国内外の金融機関の信用力が低下、資本不足や資金繰り悪化から破綻に追い込まれるケースがさらに増加する可能性もあります。かかる問題により、これらの金融機関との間の取引により当行が損失を被り、当行の財政状態および経営成績が悪影響を受ける可能性があります。加えて、クレジット市場の環境変化が世界の債券・株式市場や外国為替相場場の大幅な変動を招くことなどにより、市場の混乱が世界経済に長期的な影響を及ぼす場合には、当行への悪影響がさらに深刻化する可能性があります。

かかる現在の世界的な金融・経済問題に対して各国政府や中央銀行は経済の安定促進のための様々な施策を実施または検討していますが、かかる新たに実施または検討されている施策にもかかわらず、日本および世界の金融市場や経済の状況は短期間では改善されないおそれがあります。また、日本および世界における経営環境は、当行の現在の予想よりも厳しくなる可能性もあり、その結果、当行の財政状態および経営成績はさらに悪化する可能性があります。

12. 外的要因(被災、テロ等を含む)により業務に支障を来すリスク

当行の事務センターやシステムセンター等の被災、システムや社会インフラの大規模な障害発生、テロ、新型インフルエンザ等感染症の世界的流行等の外部要因により、当行の業務の全部または一部が不全となる場合、当行の事業、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼすおそれがあります。特に、当行の事業にとって情報通信システムは非常に重要であり、インターネットあるいはATMを通じた顧客サービスはもとより、当行内部の業務・勘定等のシステムの根幹をなしております。従って、何らかの要因によりかかる情報通信システムの不具合・故障等が生じた場合には、当行の事業に重大な悪影響を及ぼします。このような不具合・故障等は人的ミス、事故、停電、ハッキング、コンピュータウイルス、通信事業者等の第三者の役務提供の欠陥によっても惹起される可能性があります。また、当行およびその施設は地震による災害リスクにもさらされております。当行はかかるリスクに対し必要な対策を講じるべく努力しておりますが、必ずしもあらゆる事態に対応できるとは限らず、想定外の事態が生じた場合には当行の事業、財政状態および経営成績への悪影響を回避しきれない可能性があります。

13. 競争に伴うリスク

近年、日本の金融制度は大幅に規制が緩和されてきており、これに伴い競争が激化してきております。さらに、日本の金融業界では大型統合が進んでおり、今後も様々な合従連衡が行われ、競争環境は益々厳しさを増す可能性があります。また、平成19年10月に郵政事業が民営化されたほか、平成20年10月には日本政策金融公庫が発足し、一層の競争激化をもたらすと考えられます。当行が、こうした競争的な事業環境において競争優位を得られない場合、当行の事業、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

14. 規制変更のリスク

当行は、現時点の規制に従って、また、規制上のリスク(日本および当行が事業を営むその他の地域における、法律、規則、政策、実務慣行、解釈および財政政策の変更等の影響を含みます。)を伴って、業務を遂行しております。将来における法律、規則、政策、実務慣行、解釈、財政政策およびその他の政策の変更ならびにそれらによって発生する事態が、当行の業務遂行や業績等に悪影響を及ぼすおそれがあります。しかし、どのような影響が発生しうるかについて、その種類・内容・程度等を予測することは困難であり、当行がコントロールしうるものではありません。

15. 金融持株会社としての米国当局の規制・監督上のリスク

当行、三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下、「MUFG」といいます。)、三菱UFJ信託銀行、および当行の子会社であるUNBCは、平成20年10月6日付で、米国銀行持株会社法に基づく金融持株会社(Financial Holding Company)のステータスを取得し、米国において証券の引受・ディーリング業務、自己投資業務、保険業務等の新たな業務の展開が可能となりました。同ステータス維持のため、当行、三菱UFJ信託銀行に加え、米国預金取扱機関であるBank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Trust Company(以下、「三菱東京UFJ銀行信託会社」といいます。)、Mitsubishi UFJ Trust & Banking Corporation(U.S.A.)(米国三菱UFJ信託銀行)、およびUnion Bank, N.A.(以下、「ユニオンバンク」といいます。)は、それぞれの自己資本比率および当局検査における評価を一定水準以上に保つ必要があります。同ステータス維持に必要な要件を満たせなくなった場合には、上記業務を継続することができなくなる可能性を含め、当行を含めたMUFGグループの米国における業務戦略遂行に支障が生じる等の不利益となる事象が発生する可能性があります。

16. 不公正・不適切な取引その他の行為が存在したとの指摘や、これらに伴う処分等を受けるリスク

当行は、現行の規制および規制に伴うコンプライアンス・リスク(当行が事業を営んでいる本邦および海外市場における法令、政策、自主規制等の変更による影響を含みます。)のもとで事業を行っております。当行のコンプライアンス・リスク管理態勢およびプログラムは、全ての法令規則に抵触することを完全に防止する効果を持たない可能性があります。

平成19年2月に、当行はコンプライアンス管理上問題のある取引を行っていたという事案に関して、金融庁より銀行法第26条第1項に基づく行政処分(業務の一部停止を伴う業務改善命令)を受け、また、平成19年6月には海外業務および投資信託販売業務等に関して、金融庁より銀行法第26条第1項に基づく行政処分(業務改善命令)を受けております。

当行が適用ある法令および規則の全てを遵守できない場合、罰金、懲戒、評価の低下、業務停止命令、さらに極端な場合には業務についての許認可の取消しを受けることが考えられ、これにより当行の財政状態および経営成績が悪影響を受けるおそれがあります。規制に関する事項はまた、当行が将来、戦略的な活動を実施する場面で当局の許認可を取得する際に悪影響を及ぼすおそれがあります。さらに、上記の業務改善命令等に対応した適切な改善措置が適時に実施されない場合、または追加調査によってもしくは改善措置の実施過程において上記事案について法令違反が発見された場合等には、追加の規制が課されるおそれがあります。

なお、平成18年12月、当行が、サンフランシスコ連邦準備銀行、ニューヨーク連邦準備銀行およびニューヨーク州銀行局から、米国におけるマネー・ローンダリング防止対応に関連して受領した業務改善命令、同12月に当行の子会社である三菱東京UFJ銀行信託会社が、米国預金保険公社およびニューヨーク州銀行局から、同じくマネー・ローンダリング防止対応に関連して受領した業務改善命令は、いずれも平成20年9月に解除されました。また、平成19年9月、当行の子会社であるユニオンバンクが、マネー・ローンダリング防止対応に関連して米国通貨監督庁(OCC)より受領した業務改善命令も、平成20年9月に解除されております。

17. テロ支援国家との取引に係るリスク

当行は、イラン・イスラム共和国(以下、「イラン」といいます。)等、米国国務省が「テロ支援国家」と指定している国における法主体またはこれらの国と関連する法主体との間の取引を実施しております。また、当行はイランに駐在員事務所を設置しております。

米国法は、米国人が当該国家と取引を行うことを、一般的に禁止または制限しております。さらに、米国政府および年金基金をはじめとする米国の機関投資家が、イラン等のテロ支援国家と事業を実施する者との間で取引や投資を行うことを規制する動きがあるものと認識しております。このような動きによって、当行が米国政府および年金基金をはじめとする機関投資家、あるいは規制の対象となる者を、当行のお客さままたは投資家として獲得、維持できない結果となる可能性があります。加えて、社会的・政治的な状況に照らして、上記国家との関係が存在することによって、当行の評判が低下することも考えられます。上記状況は、当行の財政状態および経営成績に対して重要な悪影響を及ぼす可能性があります。

18. 自己資本比率に関するリスク

(1) 自己資本比率規制および悪化要因

海外営業拠点を有する当行の連結自己資本比率および単体自己資本比率については「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）に定められる国際統一基準（8%以上の維持）が、適用されます。なお、当該基準は、自己資本比率に関するバーゼル合意（バーゼルⅡ）を受け定められたものです。

当行の自己資本比率が要求される水準を下回った場合には、金融庁から、業務の全部または一部の停止等を含む様々な命令を受けることとなります。なお、当行の子会社であるUNBCおよびその銀行子会社であるユニオンバンクについても米国において自己資本比率規制が適用されます。

当行の自己資本比率に影響を与える要因には以下のものが含まれます。

- ・債務者および株式・債券の発行体の信用力の悪化に際して生じうるポートフォリオの変動による信用リスクアセットおよび期待損失の増加。
- ・不良債権の処分および債務者の信用力の悪化に際して生じうる与信関係費用の増加。
- ・有価証券ポートフォリオの価値の低下。
- ・自己資本比率の基準および算定方法の変更。
- ・繰延税金資産計上額の減額。
- ・当行の調達している劣後債務を同等の条件の劣後債務に借り換えることの困難。
- ・為替レートの不利益な変動。
- ・本項記載のその他の不利益な展開。

(2) 繰延税金資産

上記の告示において、自己資本比率算定の基礎となる自己資本（以下、(2)乃至(3)において「自己資本」といいます。）の基本的項目に算入することができる繰延税金資産に制限を設けることが規定されております。繰延税金資産の基本的項目への算入額がかかる制限に抵触する場合には、当行の自己資本比率が低下するおそれがあります。

現時点の本邦の会計基準では、ある一定の状況において、5年以内に実現すると見込まれる税務上の便益を繰延税金資産として計上することが認められています。繰延税金資産の計算は、将来の課税所得に関する予測・仮定を含めた様々な予測・仮定に基づいており、実際の結果がかかる予測・仮定とは異なる可能性があります。たとえ上記の告示により当行の自己資本に算入しうる繰延税金資産の額が影響を受けなくても、将来の課税所得の予測・仮定に基づいて、当行が繰延税金資産の一部または全部の回収ができないと判断された場合、当行の繰延税金資産は減額され、その結果、当行の財政状態および経営成績に悪影響を与えるとともに、自己資本比率の低下を招くこととなります。

(3) 劣後債務

一定の要件を満たす劣後債務は、自己資本比率の算出において補完的項目および準補完的項目として一定限度で自己資本の額に算入することができます。これらの既存の劣後債務の自己資本への算入期限到来に際し、同等の条件の劣後債務に借り換えることができないおそれがあります。かかる場合、当行の自己資本の額は減少し、自己資本比率が低下することとなります。

19. 金融商品の評価に関するリスク

当行の貸借対照表上の資産の大部分は、時価で計上する金融商品からなっています。一般的に、当行は市場価格を参照してこれらの金融商品の時価を定めています。時価で計上される金融商品の価値が下落した場合、対応する減損等が損益計算書に認識される可能性があります。米国を中心としたサブプライムローン問題等に端を発する世界金融危機・同時不況の影響により、金融商品の市場価格が大きく下落し、または適切な価格を参照できない状況が増加しています。市場における大きな変動または市場における機能不全は、当行が保有する金融商品の時価に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、最近の金融市場における混乱を背景に、金融商品の時価算定について、国際的な会計基準設定団体が公正価値測定に関する取扱い等を公表しており、当行においても日本公認会計士協会の企業会計基準委員会の実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（平成20年10月28日公表）に基づき、市場価格が得られない一部の金融商品については、当行にて合理的に算定した価格、いわゆるモデル時価による時価評価を行い、特殊な市場環境による悪影響を極力回避するよう努力しております。

ただし、これらの金融商品の時価に関する会計上の取扱いについては、現在も国際的な会計基準設定団体による見直し議論が続いているところでもあるため、今後、制度・基準等が見直された場合には、当行が保有する金融商品の時価に重大な影響を及ぼす可能性があります。

20. 退職給付債務に係るリスク

当行の年金資産の時価および運用利回りは、最近の市場環境を反映して下落・低下しておりますが、これらが更に下落または低下した場合、または予定給付債務を計算する前提となる保険数理上の前提・仮定に変更があった場合には、更に損失が発生する可能性があります。また、年金制度の変更により未認識の過去勤務費用が発生する可能性があります。金利環境の変動その他の要因も年金の未積立債務および年間積立額にマイナスの影響を与える可能性があります。

21. 内部統制の構築等に係るリスク

当行は、グローバルな金融機関グループであるMUF Gグループの一員として、その資産および業務を子会社・関連会社を含む連結ベースで適切に管理・運営する必要があり、有効な内部統制、コンプライアンス機能、および会計システムを有することが重要となります。

当行は米国証券取引委員会(以下、「SEC」といいます。)に継続開示を行っていることから、米国サーベインズ・オクスリー法(いわゆる米国企業改革法)及び関連のSEC規則に基づき、平成19年度より米国基準に基づく財務報告に係る内部統制の整備、運用、および評価を求められています。当行は、同法に基づき、内部統制の評価結果を当該年度の米国における年次報告書において開示する必要があります。

また、当連結会計年度より、MUF Gが金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の整備、運用および評価を求められることから、当行は、MUF Gの重要な事業拠点として、MUF Gグループにおける統一的な方針に従い、財務報告に係る内部統制の整備および運用を求められています。

当行が、子会社・関連会社を含めた連結ベースでの業務のモニタリングおよび管理のため、有効かつ適切な内部統制を設計・構築し維持していくには、不断の努力が必要です。当行は、連結ベースで適正な内部統制の構築を図り、健全なグループ経営に努めてまいりますが、構築した内部統制システムが、結果的に十分機能していなかったと評価されるおそれもあります。内部統制の構築・維持は容易ではなく、当行グループにおいて、より適切な内部統制システムを構築・維持していくには、経営資源の投入を少なからず要し、結果的に多大なコストを必要とする場合があります。

また、予期しない問題が発生した場合等において、想定外の損失、訴訟、政府当局による何らかの措置、処分等が発生したり、当行の連結ベースの財務報告に係る内部統制の評価に一定の限定を付したり、内部統制の重大な欠陥について報告したりすることなどを余儀なくされる可能性もあります。かかる事態が発生した場合、当行グループに対する市場の評価の低下等を通じ、当行グループの事業、財政状態および経営成績に重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。

さらに、今後新しい会計システムを採用した場合には、多大な追加的費用を負担することを余儀なくされる可能性もあり、当行グループの財政状態および経営成績に重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。

22. リスク管理方針および手続が有効に機能しないリスク

当行は、業務遂行から生じる様々なリスクに対応する為に、リスク管理態勢の強化に努めております。しかしながら、当行の新しい分野への業務進出や、急速な業務展開、または外部的環境の変化により、当行のリスクを特定・管理する為の方針および手続が、必ずしも有効に機能しない可能性があります。また、当行のリスク管理の方針・手続の一部は、過去の経験に基づいて構築されたものである為、将来発生するリスクを正確に予見・予測または特定・管理することができないこと等により、必ずしも有効に機能しない可能性があります。これらの場合、当行の事業、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

23. 情報漏洩に係るリスク

企業における顧客情報漏洩事件は依然として発生しております。当行は、銀行法や金融商品取引法等適用ある規制法に基づき、顧客情報を適切に取り扱うことが求められております。また、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)に基づき、当行も個人情報取扱事業者として個人情報保護に係る義務等の遵守を求められております。このような状況下、内部者、または外部者による不正なアクセスにより、顧客情報や当行の機密情報が漏洩したり、その漏洩した情報が悪用されたりした場合、顧客の経済的・精神的損害に対する損害賠償等、直接的な損害が発生する可能性があります。加えて、かかる事件が報道され、当行のレピュテーション・リスクが顕在化し、顧客やマーケット等の信頼を失うなど事業環境が悪化することにより、当行の事業、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

24. 風評に関するリスク

当行の評判は、顧客、投資家、監督官庁、および社会との関係を維持する上で極めて重要です。当行の評判は、システム障害、従業員の不正行為、潜在的な利益相反に対する不適切な処理、訴訟、法令遵守違反、コントロールすることが困難または不可能な顧客や相手方の行動、ならびに顧客との取引における取引慣行および潜在的な優越的地位濫用の可能性に関する行政当局および顧客の調査・申立て等の様々な原因により損なわれる可能性があります。これらを防ぐことができず、または適切に対処することができなかった場合には、当行は、現在または将来の顧客および投資家を失うこととなり、当行の事業、財政状態および経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

25. 人材確保に係るリスク

当行は、有能な人材の確保・育成に努めておりますが、必要な人材を確保・育成できない場合には、当行の業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

1 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループとの経営管理契約

当行は、平成18年1月1日付で、当行の親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループとの間で、経営管理契約を締結しております。

本契約は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの子会社・関連会社を含むMUFJグループの健全且つ適切な業務運営の確保と当行の業務進展を図ることを目的としており、当行は株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループより、経営管理に関わる役務の提供を受けております。

2 三菱UFJニコス株式会社と株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループとの株式交換契約等

当行の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社(以下、「三菱UFJニコス」といいます。)は、当行の親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下、「MUFJ」といいます。)との間で、平成19年9月20日締結の基本合意に基づき、平成20年5月28日、同日開催された両社の取締役会の決議を受け、MUFJを株式交換完全親会社、三菱UFJニコスを株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結いたしました。

本株式交換契約は、平成20年6月27日開催の三菱UFJニコスの定時株主総会および各種類株主総会において承認され、平成20年8月1日、両社は株式交換を実施いたしました。その結果、三菱UFJニコスは当行の関係会社ではなくなりました。

なお、これに先立ち両社は、三菱UFJニコスが行う1,200億円の第三者割当増資をMUFJが全額引き受ける株式引受契約書を平成19年9月20日付で締結し、平成19年11月6日に第三者割当増資が実施されております。

(1) 目的

第三者割当増資、および株式交換の方法による完全子会社化の目的は次のとおりです。

貸金業法改正や割賦販売法改正等の外部環境の変化への対応を先取りし、他に先駆けてクレジットカード市場の更なる発展・拡大に抜本的に取り組むために、

- ① 三菱UFJニコスの財務基盤を磐石なものとする
- ② 三菱UFJニコスを含めたMUFJグループの戦略的一体性・機動性をさらに高め、グループ内の経営資源の有効活用を図ること
- ③ 銀行・信託・証券と並ぶ、MUFJグループの中核事業体としての三菱UFJニコスの位置付けを明確化すること
- ④ 三菱UFJニコスの営むカード事業をMUFJグループのコンシューマーファイナンス事業における戦略的分野として、一層強化、育成すること

(2) 第三者割当増資の概要

第三者割当増資の発行要領は次のとおりです。

- ① 払込期日 : 平成19年11月6日
- ② 発行新株式数 : 普通株式 400,000,000株
- ③ 発行価額 : 1株につき300円
- ④ 発行価額の総額 : 1,200億円
- ⑤ 募集又は割当方法 : 第三者割当

(3) 三菱UFJニコスとMUFGとの間の株式交換の概要

① 株式交換の方法

会社法第767条に定める方法により、平成20年8月1日を効力発生日として、三菱UFJニコスの株主(MUFGを除きます。以下同じ。)の保有する三菱UFJニコスの株式をMUFGが取得し、三菱UFJニコスの株主に対してMUFGの普通株式を交付いたしました。なお、本株式交換は、会社法第796条第3項本文の規定に基づき、MUFGにおいては株式交換契約に関する株主総会の承認を得ることなく行われました。

② 株式交換比率

MUFGは、本株式交換に際して、三菱UFJニコスの株主(実質株主を含み、MUFGを除きます。以下同じ。)に対して、その所有する三菱UFJニコスの普通株式または第1種株式に代わり、効力発生日(平成20年8月1日)の前日の最終の三菱UFJニコスの株主名簿(実質株主名簿を含みます。)に記載または記録された三菱UFJニコスの株主が所有する三菱UFJニコスの普通株式または第1種株式の株式数のそれぞれの合計に、それぞれ0.37または1.39を乗じた数のMUFGの普通株式を交付いたしました。ただし、本株式交換により三菱UFJニコスの株主に対し交付しなければならないMUFGの普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定にしたがい、当該株主に対しては金銭の交付が行われております。

③ 株式交換比率の算定根拠

本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、三菱UFJニコスとMUFGの両社は第三者機関から取得した株式交換比率算定書の算定結果等を踏まえ、両社間で慎重な交渉・協議を行ったうえで、本株式交換の交換比率を決定いたしました。

- ・三菱UFJニコスが選定した第三者機関である株式会社KPMG FASは、三菱UFJニコスとMUFGそれぞれについて、市場株価平均法およびDDM法による分析を行い、普通株式の交換比率を算定しております。また、上記市場株価平均法による分析対象期間について算出された平均株価を用いて、格子モデルによる第1種株式の価値を分析し、第1種株式の交換比率を算定しております。
- ・MUFGが選定した第三者機関である野村証券株式会社は、三菱UFJニコスとMUFGそれぞれについて、市場株価平均法を採用し、三菱UFJニコスに関しては別途、類似会社比較法、DDM法による分析を行い、普通株式交換比率を算定しております。また、各手法での普通株式交換比率に対して、野村証券株式会社の評価モデルによる第1種株式の価値を分析し、第1種株式の交換比率を算定しております。

④ 株式交換完全親会社となった会社の資本金・事業の内容等(平成21年3月31日現在)

商号 : 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
本店所在地 : 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
代表者 : 取締役社長 畔柳信雄
資本金 : 1,620,896百万円
事業の内容 : 銀行持株会社

3 株式会社泉州銀行と株式会社池田銀行との経営統合

当行と当行の連結子会社である株式会社泉州銀行(以下、「泉州銀行」といいます。)は、平成20年5月30日、株式会社池田銀行(以下、「池田銀行」といいます。)との間で、泉州銀行と池田銀行とが共同して持株会社を設立する方式により経営統合を進めていくことを内容とする「経営統合に関する基本合意書」を締結し、また、平成20年11月25日、本経営統合に係わる最終契約締結を平成21年5月29日まで、株式移転に関する株主総会を平成21年7月末まで、新会社設立登記日を平成21年10月1日とすること等を内容とする合意書を締結いたしました。

なお、平成21年5月25日、当行、泉州銀行および池田銀行は、泉州銀行と池田銀行が、両行の株主総会の承認および関係当局の認可を前提として、共同株式移転の方法により株式移転を行い、経営統合することに係わる「経営統合契約書」を締結いたしました。経営統合契約の概要は、第5〔経理の状況〕1〔連結財務諸表等〕の重要な後発事象に記載しております。

4 当行とUnionBanCal Corporationとの完全子会社化に関する契約

当行は、平成20年8月18日、当行の連結子会社であるUnionBanCal Corporation(以下、「UNBC」といいます。)との間で、同社の完全子会社化に関する合併契約書を締結いたしました。

本合併契約書に基づき、当行はUNBCの発行済み普通株式の全て(ただし、MUFグループが保有する約65.4%を除きます。)を一株当たり73米ドル50セントの現金にて取得する公開買付けを実施いたしました。公開買付けの後、残りの少数株主に対して、合併対価として公開買付け価格と同額の現金を交付することによる第2ステップの合併を実施し、UNBCは当行の完全子会社となりました。

(1) 完全子会社化に至る背景・経緯

海外事業強化は当行の戦略の大きな柱であり、とりわけ高い成長が期待されるアジアと、欧州の主要金融市場での業務拡大に取り組んでおります。

このうち、米国ではニューヨークをはじめとする主要都市に支店、現地法人の形態で事業展開を行う一方、西海岸では1996年以来、UNBCの議決権の過半数を保有しております。UNBCは傘下に100%子会社として、米国カリフォルニア州をベースとし、預金残高で全米第20位の商業銀行、Union Bank of California, N.A. (平成20年12月、Union Bank, N.A.に商号変更)を有しております。

かかる状況下、当行では米国戦略強化の一環としてUNBCを完全子会社化することを決定いたしました。本件を米国における成長戦略の重要な布石と位置づけ、同国における経営の機動性を高め、更なるプレゼンスの向上を目指してまいります。また、本件はグループ横断のガバナンス態勢、リスク管理態勢の高度化にも資するものと考えております。

(2) 本公開買付けの概要

① UNBCの概要(平成20年9月30日現在)

商号	: UnionBanCal Corporation
代表者	: President & CEO, Mr. Masaaki Tanaka
所在地	: 米国カリフォルニア州サンフランシスコ市
設立年	: 1953年
主な事業内容	: 銀行持株会社
資本金	: 159百万米ドル
決算期	: 12月

上場証券取引所 : ニューヨーク証券取引所
発行済株式数 : 140,069,898株(自己株式を除きます。)

② 買付けを行った株券等の種類

普通株式

③ 買付期間

平成20年8月29日から平成20年9月26日まで(米国東部時間)

④ 買付株数

46,113,521株

⑤ 買付後の議決権比率

97.35%

⑥ 買付価格

1株当たり73米ドル50セント

(3) 本公開買付け後のUNBCの完全子会社化

平成20年11月4日(米国東部時間)、UNBCは当行が米国に設立した100%出資の受皿会社と合併し、本公開買付けに応募されなかった少数株主に対して合併対価として一株当たり73米ドル50セントの現金を交付することにより、当行の完全子会社となりました。本合併により、平成20年11月14日(米国東部時間)、UNBC株式は上場廃止となり、ニューヨーク証券取引所での取引は終了致しました。

(4) UNBCの完全子会社化のためのUNBC株式の取得価額総額

株式取得代価と取得に直接要した支出額の総額は389,310百万円であり、全て当行の手元資金で賄っております。

6 【研究開発活動】

該当ありません。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

当連結会計年度の財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。

なお、本項に記載した将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであり、リスクと不確実性を内在しているため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

- (1) 当連結会計年度の連結業務粗利益は、三菱UFJニコス株式会社(以下、「三菱UFJニコス」といいます。)が連結対象から外れた影響等により、前連結会計年度比4,288億円減少して2兆3,916億円となりました。

連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前)は、コストコントロールを徹底し営業経費は減少しましたが、連結業務粗利益の減少により、前連結会計年度比2,212億円減少して9,645億円となりました。

また、連結当期純利益は、与信関係費用及び株式等償却の増加等を主因に前連結会計年度比8,054億円減少して2,139億円の損失となりました。

- (2) 当連結会計年度における上記以外の成果として、次の3点があげられます。

① 経営基盤の強化(システム統合の完遂)

新システムへの移行を終え、名実ともに経営統合を完了いたしました。

これに伴い、商品・サービスの拡充やコスト面におけるシナジー効果など、統合効果の実現を着実に進めてまいります。

② グループ総合力の強化と持続的成長に向けた戦略的出資・提携

グループ総合力のさらなる強化と持続的成長に向け、以下の取り組みを実施しました。

<リテール部門>

資産運用ビジネスの強化を目指して三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社を連結子会社化(平成20年8月)するとともに、株式会社ジャルカードへの出資(同7月)により、コンシューマーファイナンス業務の体制を整備いたしました。また、携帯電話を利用して銀行サービスを提供する新銀行「株式会社じぶん銀行」が営業を開始しました(同7月)。

<法人部門>

銀行と証券の連携によるCIB(Corporate & Investment Banking)戦略の推進、大規模商談会開催による営業支援など、グループ総合力を活かしたソリューションの提供に取り組んでまいりました。

<国際部門>

米国における成長戦略強化の一環として、UnionBanCal Corporationを完全子会社化(平成20年11月)いたしました。また、中近東・アジアに拠点を開設し、ネットワークを拡充いたしました。

③ 自己資本の充実

財務基盤の一層の安定化とさらなる企業成長への備えを行うことを目的に、普通株式、優先株式等を通じた資本の増強を実施いたしました。

本年4月より、新中期経営計画(平成21~23年度)をスタートいたしました。かつてない厳しい環境下でも、徹底した経営効率化を進めるとともに、強固な財務基盤を維持し、円滑な資金供給に努めるなど、金融機関としての社会的責任を果たしてまいります。

当連結会計年度における主な項目は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	前連結会計年度比 (億円) (B-A)
資金運用収益 ①	33,112	27,917	△ 5,194
資金調達費用(金銭の信託運用見合費用控除後) ②	15,901	10,914	△ 4,986
信託報酬 ③	244	150	△ 94
うち信託勘定償却 ④	—	—	—
役務取引等収益 ⑤	8,601	6,957	△ 1,643
役務取引等費用 ⑥	1,069	1,132	63
特定取引収益 ⑦	2,171	1,389	△ 781
特定取引費用 ⑧	—	—	—
その他業務収益 ⑨	2,783	4,409	1,626
その他業務費用 ⑩	1,736	4,860	3,123
連結業務粗利益 (=①-②+③+⑤-⑥+⑦-⑧+⑨-⑩) ⑪	28,204	23,916	△ 4,288
営業経費(臨時費用控除後) ⑫	16,346	14,271	△ 2,075
連結業務純益 (一般貸倒引当金繰入前=⑪+④-⑫)	11,857	9,645	△ 2,212
その他経常費用(一般貸倒引当金繰入額) ⑬	△ 304	441	745
連結業務純益(=⑪-⑫-⑬)	12,161	9,203	△ 2,958
その他経常収益 ⑭	3,924	1,576	△ 2,347
うち株式等売却益	1,458	866	△ 592
資金調達費用(金銭の信託運用見合費用) ⑮	20	5	△ 14
営業経費(臨時費用) ⑯	398	51	△ 346
その他経常費用(一般貸倒引当金繰入額控除後) ⑰	7,723	11,761	4,038
うち与信関係費用	3,524	5,317	1,793
うち株式等売却損	158	325	166
うち株式等償却	1,553	4,963	3,410
臨時損益(=⑭-⑮-⑯-⑰)	△ 4,217	△ 10,241	△ 6,024
経常利益又は経常損失(△)	7,944	△ 1,038	△ 8,982
特別損益	582	1,326	743
うち貸倒引当金戻入益	—	—	—
うち償却債権取立益	342	331	△ 11
うち減損損失	△ 119	△ 44	74
税金等調整前当期純利益	8,527	288	△ 8,238
法人税等	1,909	1,743	△ 166
少数株主利益	703	684	△ 18
当期純利益又は当期純損失(△)	5,914	△ 2,139	△ 8,054

1. 経営成績の分析

(1) 主な収支

連結業務粗利益は、前連結会計年度比4,288億円減少して2兆3,916億円となりました。

資金運用収支は米ドル等金利低下を受けて資金調達費用が減少、また、円滑な資金供給に努めた結果、貸出の残高が増加しましたが、三菱UFJニコスが連結対象から外れた影響により、前連結会計年度比207億円減少して1兆7,002億円となりました。

役務取引等収支は資金供給に伴う国内のソリューション業務、海外の手数料収入が増加しましたが、三菱UFJニコスが連結対象から外れた影響により、前連結会計年度比1,707億円減少して5,824億円となりました。

特定取引収支・その他業務収支は、金利ALM業務が政策金利の変動に適切に対応し好調でしたが、国内のデリバティブ取引の減少と証券化商品等損失を主因に減少となりました。特定取引収支は前連結会計年度比781億円減少して1,389億円となり、その他業務収支は1,496億円減少して450億円の損失となりました。

営業経費(臨時費用控除後)は、2,075億円減少して1兆4,271億円となりましたが、連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前・信託勘定償却前)は、前連結会計年度比2,212億円減少して9,645億円となりました。

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	前連結会計年度比 (億円) (B-A)
資金運用収支	17,210	17,002	△ 207
資金運用収益 ①	33,112	27,917	△ 5,194
資金調達費用 (金銭の信託運用見合費用控除後) ②	15,901	10,914	△ 4,986
信託報酬 ③	244	150	△ 94
うち信託勘定償却 ④	—	—	—
役務取引等収支	7,531	5,824	△ 1,707
役務取引等収益 ⑤	8,601	6,957	△ 1,643
役務取引等費用 ⑥	1,069	1,132	63
特定取引収支	2,171	1,389	△ 781
特定取引収益 ⑦	2,171	1,389	△ 781
特定取引費用 ⑧	—	—	—
その他業務収支	1,046	△ 450	△ 1,496
その他業務収益 ⑨	2,783	4,409	1,626
その他業務費用 ⑩	1,736	4,860	3,123
連結業務粗利益 (=①-②+③+⑤-⑥+⑦-⑧+⑨-⑩) ⑪	28,204	23,916	△ 4,288
営業経費(臨時費用控除後) ⑫	16,346	14,271	△ 2,075
連結業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・信託勘定償却前) (=⑪+④-⑫)	11,857	9,645	△ 2,212

(2) 与信関係費用

与信関係費用総額は、前連結会計年度比2,540億円増加して5,759億円となりました。

貸出金償却は前連結会計年度比1,130億円増加して3,631億円、個別貸倒引当金繰入額は766億円増加して1,541億円、その他の与信関係費用は前連結会計年度比103億円減少して144億円となりました。

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	前連結会計年度比 (億円) (B-A)
信託報酬のうち信託勘定償却 ①	—	—	—
その他経常費用のうち一般貸倒引当金繰入 ②	△ 304	441	745
その他経常費用のうち与信関係費用 ③	3,524	5,317	1,793
貸出金償却	2,501	3,631	1,130
個別貸倒引当金繰入額	775	1,541	766
その他の与信関係費用	247	144	△ 103
特別利益のうち貸倒引当金戻入益 ④	—	—	—
特別利益のうち偶発損失引当金戻入益 ⑤	1	—	△ 1
与信関係費用総額(=①+②+③-④-⑤)	3,218	5,759	2,540
連結業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・信託勘定償却前)	11,857	9,645	△ 2,212
連結業務純益(与信関係費用総額控除後)	8,639	3,885	△ 4,753

(3) 株式等関係損益

株式等関係損益は、前連結会計年度比4,169億円減少して4,422億円の損失となりました。

株式等売却益は前連結会計年度比592億円減少して866億円、株式等売却損は前連結会計年度比166億円増加して325億円、株式等償却は前連結会計年度比3,410億円増加して4,963億円となりました。

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	前連結会計年度比 (億円) (B-A)
株式等関係損益	△ 253	△ 4,422	△ 4,169
その他経常収益のうち株式等売却益	1,458	866	△ 592
その他経常費用のうち株式等売却損	158	325	166
その他経常費用のうち株式等償却	1,553	4,963	3,410

2. 財政状態の分析

(1) 貸出金

貸出金は、前連結会計年度末比2兆1,950億円増加して81兆5,581億円となりました。国内・海外支店とも貸出残高が増加いたしました。

	前連結会計年度末 (億円) (A)	当連結会計年度末 (億円) (B)	前連結会計年度末比 (億円) (B-A)
貸出金残高(未残)	793,631	815,581	21,950
うち住宅ローン[単体]	162,332	162,537	205
うち海外支店[単体]	118,652	138,434	19,782
うち国内子会社 (三菱UFJニコス)(注)	11,298	—	△11,298
うち海外子会社 (UnionBanCal Corporation)	47,401	44,825	△2,576

(注) 三菱UFJニコスは、株式交換に伴う事業分離により子会社でなくなったため、当連結会計年度より連結の範囲から除いております。

○リスク管理債権の状況

当行グループのリスク管理債権(除く信託勘定)は、前連結会計年度末比137億円減少して1兆1,660億円となりました。

貸出金残高に対するリスク管理債権(除く信託勘定)の比率は、前連結会計年度末比0.05ポイント減少して1.42%となりました。

債権区分別では、破綻先債権額が前連結会計年度末比926億円増加、延滞債権額が前連結会計年度末比604億円、それぞれ増加した一方、貸出条件緩和債権額が1,731億円減少しております。

部分直接償却後 未収利息不計上基準(資産の自己査定基準)

[連結]

	前連結会計年度末 (億円) (A)	当連結会計年度末 (億円) (B)	前連結会計年度末比 (億円) (B-A)
リスク管理債権	破綻先債権額	378	926
	延滞債権額	6,844	604
	3ヵ月以上延滞債権額	158	63
	貸出条件緩和債権額	4,416	△1,731
	合計	11,797	△137

貸出金残高(未残)	793,631	815,581	21,950
-----------	---------	---------	--------

	前連結会計年度末 (%) (A)	当連結会計年度末 (%) (B)	前連結会計年度末比 (%) (B-A)
貸出金残高比率	破綻先債権額	0.04%	0.11%
	延滞債権額	0.86%	0.05%
	3ヵ月以上延滞債権額	0.01%	0.00%
	貸出条件緩和債権額	0.55%	△0.22%
	合計	1.48%	△0.05%

○リスク管理債権のセグメント情報

地域別セグメント情報

[連結]

	前連結会計年度末 (億円) (A)	当連結会計年度末 (億円) (B)	前連結会計年度末比 (億円) (B-A)
国内	11,231	10,310	△ 920
海外	565	1,349	783
アジア	131	112	△ 18
インドネシア	19	5	△ 14
タイ	17	16	0
香港	38	1	△ 37
その他	56	89	33
アメリカ	221	811	589
海外その他	212	425	213
合計	11,797	11,660	△ 137

業種別セグメント情報

[連結]

	前連結会計年度末 (億円) (A)	当連結会計年度末 (億円) (B)	前連結会計年度末比 (億円) (B-A)
国内	11,231	10,310	△ 920
製造業	1,294	1,229	△ 64
建設業	422	617	195
卸売小売業	1,321	1,309	△ 11
金融保険業	55	93	37
不動産業	1,841	2,579	737
各種サービス業	1,446	1,230	△ 216
その他	1,356	1,196	△ 159
消費者	3,493	2,054	△ 1,439
海外	565	1,349	783
金融機関	70	151	80
商工業	434	1,080	646
その他	60	117	56
合計	11,797	11,660	△ 137

[ご参考] 金融再生法開示債権の状況

金融再生法開示債権は、前連結会計年度末比1,487億円増加して1兆1,141億円となりました。

開示債権比率は、前連結会計年度末比0.14ポイント増加して1.32%となりました。

債権区分別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が1,130億円、危険債権が1,038億円それぞれ増加し、要管理債権が682億円減少しております。

当連結会計年度末の開示債権の保全状況は、開示債権合計1兆1,141億円に対し、担保・保証等による保全が5,802億円、貸倒引当金による保全が2,738億円で、開示債権全体の保全率は76.65%となっております。

不良債権処理に関しましては、従来より重要課題として取り組んでおり、今後とも償却・売却等による最終処理、または再建可能な先の正常化を図ることで、不良債権残高を削減したいと考えております。

金融再生法開示債権 [単体]

債権区分	開示残高 (A) (億円)	貸倒引当金 (B) (億円)	うち担保・ 保証等による 保全額(C) (億円)	非保全部分に 対する引当率 (B) /[A)-(C)]	保全率 [(B)+(C)] /(A)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2,217 (1,087)	70 (29)	2,146 (1,058)	100.00% (100.00%)	100.00% (100.00%)
危険債権	6,141 (5,103)	1,798 (1,647)	2,932 (2,462)	56.05% (62.39%)	77.03% (80.54%)
要管理債権	2,781 (3,463)	868 (905)	722 (1,315)	42.18% (42.18%)	57.20% (64.15%)
小計	11,141 (9,654)	2,738 (2,582)	5,802 (4,836)	51.28% (53.61%)	76.65% (76.85%)
正常債権	832,231 (808,390)	—	—	—	—
合計	843,372 (818,044)	—	—	—	—
開示債権比率	1.32% (1.18%)	—	—	—	—

(注) 上段は当連結会計年度末の計数、下段(カッコ書き)は前連結会計年度末の計数を記載しております。

(2) 有価証券

有価証券は、前連結会計年度末比4兆9,995億円増加して38兆2,812億円となりました。社債が3,937億円、株式が1兆6,397億円それぞれ減少しましたが、国債が5兆6,616億円、その他証券が1兆2,966億円それぞれ増加しました。

	前連結会計年度末 (億円) (A)	当連結会計年度末 (億円) (B)	前連結会計年度末比 (億円) (B-A)
有価証券	332,817	382,812	49,995
国債	145,190	201,807	56,616
地方債	1,977	2,724	747
社債	47,961	44,023	△ 3,937
株式	50,036	33,638	△ 16,397
その他の証券	87,651	100,618	12,966

(注) 「その他の証券」は、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(3) 繰延税金資産

繰延税金資産の純額は、前連結会計年度末比3,419億円増加して1兆127億円となりました。

当行単体の発生原因別では、繰延税金資産は、繰越欠損金に係る繰延税金資産の減少を主因として、前連結会計年度末比301億円減少して1兆2,786億円となりました。また、繰延税金負債は、その他有価証券評価差額金の減少を主因として、前連結会計年度末比2,895億円減少して3,255億円となりました。

	前連結会計年度末 (億円) (A)	当連結会計年度末 (億円) (B)	前連結会計年度末比 (億円) (B-A)
繰延税金資産の純額	6,708	10,127	3,419

(注) 連結財務諸表上の繰延税金資産から繰延税金負債を差し引いたものです。

発生原因別内訳(単体)

	前連結会計年度末 (億円) (A)	当連結会計年度末 (億円) (B)	前連結会計年度末比 (億円) (B-A)
繰延税金資産	13,087	12,786	△ 301
繰越欠損金	6,721	4,498	△ 2,223
貸倒引当金	3,654	4,371	716
有価証券有税償却	2,338	3,592	1,253
その他有価証券評価差額金	473	3,418	2,945
退職給付引当金	775	730	△ 45
その他	4,561	4,665	104
評価性引当額(△)	5,437	8,490	3,052
繰延税金負債	6,150	3,255	△ 2,895
その他有価証券評価差額金	3,336	968	△ 2,368
繰延ヘッジ損益	553	843	289
合併時有価証券時価引継	1,287	444	△ 842
退職給付信託設定益	667	660	△ 7
その他	304	338	33
繰延税金資産の純額	6,936	9,531	2,594

(4) 預金

預金は、海外支店が前連結会計年度末比2兆3,769億円減少したことを主因に、前連結会計年度末比2兆296億円減少して107兆3,820億円となりました。

	前連結会計年度末 (億円) (A)	当連結会計年度末 (億円) (B)	前連結会計年度末比 (億円) (B-A)
預金	1,094,116	1,073,820	△ 20,296
うち国内個人預金 [単体]	540,933	538,980	△ 1,952
うち国内法人預金その他 [単体]	369,137	378,356	9,219
うち海外支店 [単体]	104,650	80,880	△ 23,769

(注) 1 「国内個人預金[単体]」及び「国内法人預金その他[単体]」は、特別国際金融取引勘定分を除いております。

2 平成20年5月の新システム導入に合わせ、個人預金に関する集計方法を一部変更し、法人格の無い団体の預金を「国内個人預金[単体]」から除外し、「国内法人預金その他[単体]」に含めて計上しております。

現在の集計方法での前連結会計年度末における「国内個人預金[単体]」の金額は53兆3,348億円、「国内法人預金その他[単体]」の金額は37兆6,721億円であります。

(5) 純資産の部

純資産の部合計は、前連結会計年度末比1兆1,281億円減少して6兆8,570億円となりました。

普通株式、優先株式の増資等により、資本金は前連結会計年度末比1,993億円増加して1兆1,962億円、資本剰余金は前連結会計年度末比5,893億円増加して3兆3,626億円となりました。

その他有価証券評価差額金は、株価の下落により、前連結会計年度末比9,794億円減少して7,126億円のマイナスとなりました。

	前連結会計年度末 (億円) (A)	当連結会計年度末 (億円) (B)	前連結会計年度末比 (億円) (B-A)
純資産の部合計	79,852	68,570	△ 11,281
うち資本金	9,969	11,962	1,993
うち資本剰余金	27,732	33,626	5,893
うち利益剰余金	20,329	16,416	△ 3,912
うちその他有価証券評価差額金	2,668	△ 7,126	△ 9,794
うち少数株主持分	16,499	13,044	△ 3,455

3. 連結自己資本比率(国際統一基準)

自己資本は、普通株式、優先株式の増資等を実施したものの、株価の大幅な下落に伴い有価証券評価益が評価損に転じたことを主因に、前連結会計年度末比9,740億円減少して9兆6,370億円となりました。

リスク・アセットは、より高度な信用リスク計算手法への移行影響及び株価下落やファンド、証券化商品等の売却、償却等により、前連結会計年度末比14兆5,130億円減少して80兆1,738億円となりました。

以上より、連結自己資本比率(国際統一基準)は、前連結会計年度末比0.81ポイント増加して12.02%、Tier 1比率は、前連結会計年度末比0.21ポイント増加して7.64%となりました。

	前連結会計年度末 (億円) (A)	当連結会計年度末 (億円) (B)	前連結会計年度末比 (億円) (B-A)
基本的項目 (Tier 1) (A)	70,375	61,276	△ 9,099
補完的項目 (Tier 2) (B)	39,175	37,094	△ 2,081
準補完的項目 (Tier 3) (C)	—	—	—
控除項目 (D)	3,441	2,000	△ 1,440
自己資本 = (A) + (B) + (C) - (D) (E)	106,110	96,370	△ 9,740
リスク・アセット (F)	946,868	801,738	△ 145,130
連結自己資本比率 = (E) ÷ (F)	11.20%	12.02%	0.81%
Tier 1比率 = (A) ÷ (F)	7.43%	7.64%	0.21%

(注) 自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。

4. 事業部門別収益

当連結会計年度の内部管理上の区分けを基準とした事業部門別収益状況は、次のとおりです。

[各事業部門の主な担当業務]

- リテール部門 : 国内の個人に対する金融サービスの提供
 法人部門 : 国内の企業に対する金融サービスの提供
 国際部門 : 海外の個人・企業に対する金融サービスの提供
 うちUNBC : UnionBanCal Corporation(米国Union Bank, N.A.を子会社として保有する銀行持株会社)
 市場部門 : 為替・資金・証券の対顧客・対市場取引及び流動性管理・資金繰り管理
 その他部門 : 部門間調整や出資金収支、事務決済、コストディ業務など

(億円)	リテール部門	法人部門	国際部門		市場部門	その他部門 (注) 2	合計
				UNBC			
業務粗利益	8,454	7,150	5,799	2,568	2,777	△222	23,958
資金収益	5,716	4,298	1,146	—	2,015	164	13,339
手数料	768	2,523	972	—	△35	△380	3,848
その他	101	△24	480	—	784	△603	738
子会社	1,869	353	3,201	2,568	13	597	6,033
経費等	5,846	3,944	3,047	1,573	470	1,531	14,838
営業純益(注) 1	2,608	3,206	2,752	995	2,307	△1,753	9,120

(注) 1 連結業務純益の内部取引消去等連結調整前の計数(子会社からの配当収入のみ消去)です。

社内管理のために算出した損益であり、財務会計上の損益とは一致しません。

- 2 その他部門の業務粗利益では、子会社からの配当収入、及び株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ宛貸出収益を控除しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当行は、お客さまへの幅広いサービスの維持・向上と内部事務の合理化・効率化を図ることを目的に、合併に伴うシステムの本格統合対応をはじめとするシステム投資のほか、店舗の移転・建替・改修、ならびに本部ビル・センター改修のための投資等を実施いたしました。

このような施策を行ったこともあり、当連結会計年度の設備投資総額は3,981億円となりました。その内訳は以下のとおりであります。

銀行業	その他	合計
3,244億円	737億円	3,981億円

(注) 1 上記の設備投資総額は、ソフトウェアを含む無形固定資産への投資を含めて記載しております。

2 その他の設備投資総額の大宗は、リース業を営む連結子会社におけるオペレーティング・リース用資産の取得が占めております。

また、当連結会計年度において、当行はシステム本格統合の完了に伴い、次の主要な設備を除却いたしました。その内容は以下のとおりであります。

(銀行業)

会社名	事業所名	所在地	設備の内容	除却時期	前期末帳簿価額
当行	—	—	システム本格統合移行プログラム	平成20年12月	25,490百万円

(その他)

記載すべき重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(平成21年3月31日現在)

(銀行業)

会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	その他の 有形固定 資産	合計	従業員数 (人)	
				面積(㎡)	帳簿価額(百万円)					
当 行	本店 ほか280店	東京都	店舗	116,207 (15,214)	291,811	59,669	12,071	363,552	15,121	
	横浜駅前支店 ほか120店	関東地区 (除、東京都)	店舗	51,914 (5,592)	32,843	14,896	5,268	53,008	2,550	
	札幌支店 ほか5店	北海道地区	店舗	—	—	418	135	554	98	
	仙台支店 ほか9店	東北地区	店舗	974	2,902	315	161	3,379	123	
	名古屋営業部 ほか118店	愛知県	店舗	133,132 (32,981)	39,167	22,268	5,432	66,867	3,393	
	静岡支店 ほか19店	中部地区 (除、愛知県)	店舗	9,649 (1,140)	3,326	1,267	544	5,137	443	
	大阪営業部 ほか128店	大阪府	店舗	62,972 (5,048)	42,062	15,424	5,297	62,783	4,208	
	京都支店 ほか63店	近畿地区 (除、大阪府)	店舗	41,261 (5,388)	16,125	8,611	2,632	27,369	1,406	
	広島支店 ほか11店	中国地区	店舗	2,194	2,205	541	304	3,052	229	
	高松支店 ほか5店	四国地区	店舗	1,899	2,057	327	102	2,487	78	
	福岡支店 ほか12店	九州地区	店舗	3,097	4,002	940	299	5,242	281	
	ニューヨーク 支店ほか10店	北米地区	店舗	—	—	565	267	832	1,314	
	プエノスアイレス 支店ほか3店	中南米地区	店舗	—	—	1	28	29	74	
	ロンドン支店 ほか12店	欧州地区	店舗	—	—	283	474	757	1,200	
	パハレーン 支店ほか3店	中近東・ アフリカ地区	店舗	—	—	36	18	54	54	
	香港支店 ほか29店	アジア・オセ アニア地区	店舗	—	—	842	2,195	3,038	3,211	
	駐在員事務所 14カ所	北米地区 ほか	駐在員 事務所	—	—	8	46	54	44	
	多摩ビジネス センターほか	東京都 多摩市ほか	センター	123,538	37,910	60,462	17,153	115,526	—	
	社宅・寮・ 厚生施設(国内)	東京都 世田谷区ほか	厚生施設	452,459 (17,803)	104,121	28,162	1,039	133,323	—	
	社宅・寮 (海外)	北米地区 ほか	厚生施設	7,886 (4,072)	162	235	36	433	—	
その他の施設	東京都 中央区ほか	その他	55,384	25,024	9,571	24,458	59,054	—		
国内連結 子会社	株式会社 泉州銀行	本店ほか	大阪府 岸和田市ほか	店舗等	30,601 (2,688)	6,626	5,593	898	13,118	1,348
	三菱UFJ ファクター 株式会社	本社ほか	東京都 千代田区ほか	事務所	340	8,759	1,199	336	10,295	240
海外連結 子会社	UnionBanCal Corporation	本社・子会社 店舗ほか	北米地区	店舗等	524,173 (86,455)	5,768	18,621	17,999	42,389	10,389

(注) 1 上記は、貸借対照表の有形固定資産の内訳に準じて記載しております。

上記のほか、有形固定資産に含まれる「リース資産」の帳簿価額は以下のとおりです。

当行 1,178百万円

株式会社泉州銀行 419百万円

2 UnionBanCal Corporation (以下、「UNBC」といいます。) については、同社の子会社を含めた連結計数を記載しております。

3 土地の面積の()内は、借地の面積(うち書き)であり、当行の借地に係る年間賃借料は建物も含め57,019百万円であります。

- 4 当行の「その他の有形固定資産」は、事務機械26,346百万円(国内記帳資産のみ)、その他51,621百万円、UNBCの「その他の有形固定資産」は、事務機械6,376百万円、その他11,623百万円でありませす。
- 5 当行の両替業務を主とした成田空港支店成田国際空港出張所、東京営業部成田国際空港第二出張所、東京営業部成田国際空港第三出張所、成田空港支店成田国際空港第四出張所、名古屋営業部中部国際空港第二出張所、大阪営業部関西国際空港出張所、大阪中央支店関西国際空港第二出張所、外貨両替ショップ本店、外貨両替ショップ札幌店、外貨両替ショップ新橋店、外貨両替ショップ田町店、外貨両替ショップ京都店、外貨両替ショップなんばCITY店、外貨両替ショップ船場店、外貨両替ショップ神戸店、外貨両替ショップ広島店、外貨両替ショップ福岡店、ローン業務を主としたダイレクトローン推進部およびICカード審査等事務を主とした総合カードローン推進部、並びに店舗外現金自動設備1,846カ所に係る土地の面積および帳簿価額、建物およびその他の有形固定資産の帳簿価額、並びに従業員数は、上記に含めて記載しております。
- 6 上記には、連結会社以外の者に貸与している土地、建物が含まれており、その内訳は次のとおりであります。

会社名	所在地	土地		建物	
		面積(㎡)	帳簿価額(百万円)		
当行	店舗 東京都	7,593	11,997	1,525	
	店舗 関東地区(除、東京都)	4,084	2,703	499	
	店舗 東北地区	147	439	—	
	店舗 愛知県	13,983	3,925	630	
	店舗 中部地区(除、愛知県)	1,491	632	31	
	店舗 大阪府	8,934	2,520	1,060	
	店舗 近畿地区(除、大阪府)	4,598	1,357	61	
	店舗 中国地区	—	—	16	
	店舗 四国地区	310	113	—	
	店舗 九州地区	30	27	40	
	センター 東京都ほか	953	4,141	3,931	
	その他 東京都ほか	1,526	782	93	
	国内連結子会社	株式会社泉州銀行	大阪府泉佐野市ほか	22	0
海外連結子会社	UNBC	北米地区	—	—	1,065

- 7 上記のほか、当行はソフトウェア資産を264,177百万円有しております。
- 8 上記のほか、リース契約による主な賃借設備は次のとおりであります。なお、年間リース料は、賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行ったファイナンス・リース取引に係る支払リース料を記載しております。

会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	従業員数(人)	年間リース料(百万円)
当行	センターほか	東京都ほか	電算機等	—	38,274

(その他)

会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	その他の有形固定資産	合計	従業員数(人)	
				面積(㎡)	帳簿価額(百万円)					
海外連結子会社	BTMU Capital Corporation	事務所ほか	—	営業用賃貸資産ほか	—	—	142	106,094	106,237	110

(注) 上記は、貸借対照表の有形固定資産の内訳に準じて記載しております。

その他の有形固定資産は営業用賃貸資産(オペレーティング・リース資産)等です。

なお、上記のほか、リース業を営む連結子会社で以下のとおり、「リース投資資産」または「リース債権」を有しております。

株式会社日本ビジネスリース	リース投資資産	150,003百万円
BTMU Leasing & Finance, Inc.	リース債権	29,639百万円
BTMU Capital Corporation	リース債権	14,776百万円
PT. BTMU-BRI Finance	リース債権	11,142百万円

3 【設備の新設、除却等の計画】

設備投資につきましては、合併後の新システムへの移行完了に伴う商品・サービスの拡充を目的とした投資のほか、内部管理態勢の強化や、内部事務の合理化・効率化に資する投資を行ってまいります。

また、資産売却につきましても、これまでと同様、有効活用すべきか処分すべきかを慎重に検討し、実施してまいります。

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

(銀行業)

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	
					総額	既支払額				
当 行	東 銀ビルヂ ング	東京都 千代田区	建替	営業店建替 (注2)	6,098	113	自己資金	平成19年6月	平成23年4月	
	相模原第二 ビル(仮称)	神奈川県 相模原市	新設	事務センター新設	5,285	1,089	自己資金	平成19年9月	平成22年12月	
	多摩ビジネ スセンター	東京都 多摩市	更改	電源設備の更新	4,647	1,744	自己資金	平成21年1月	平成23年6月	
	荻窪支店	東京都 杉並区	建替	営業店建替	3,076	644	自己資金	平成19年6月	平成22年8月	
	—	—	更改	外貨有価証券シ ステム再構築	4,460	2,214	自己資金	平成19年10月	平成22年6月	
	—	—	新設	合併に伴うネット ワーク本格統合	3,276	2,146	自己資金	平成18年10月	平成21年12月	
	—	—	改修	新外為送金シス テム構築	3,041	888	自己資金	平成19年12月	平成21年11月	
	—	—	更改	公金システムの再 構築	2,684	371	自己資金	平成19年10月	平成22年12月	
	—	—	新設	マネー・ローンダ リング防止シス テムの本邦導入	2,661	1,548 (注)3	自己資金	平成19年10月	平成21年9月	
	—	—	拡充	米州業務継続計 画の高度化	2,660	914	自己資金	平成19年10月	平成23年2月	
海外 連結 子会社	UnionBanCal Corporation	—	—	更改	基幹業務シス テムの更改	12,314	202	自己資金	平成20年11月	平成24年7月
		子会社店舗	北米地区	新設・ 拡充・ 改修	店舗の防犯強化設 備等設置	2,831	1,444	自己資金	平成20年3月	平成21年6月
	Bank of Tokyo- Mitsubishi UFJ (China), Ltd	—	—	新設・ 更改	勘定系システムの 更改と本部集中 (注4)	3,400	1,171	自己資金	平成19年9月	平成21年5月
		—	—	新設・ 更改	災害対策シス テムの一新(注5)	1,500	249	自己資金	平成19年9月	平成21年10月

(注) 1 上記設備計画の記載金額には、消費税および地方消費税を含んでおりません。

投資予定金額が外貨建ての場合には、円貨に換算しております。

2 新丸の内支店等が入居していた東銀ビルヂングを区分所有する当行をはじめ、隣接ビルの所有者4社が共同で、街区一体の建替再開発事業を行うものであります。

3 上記のほかリース組成元本額が396百万円あります。

4 当行との共同開発案件であり、当行分を含めた投資予定金額は5,176百万円、既支払額は2,529百万円であります。

5 当行との共同開発案件であり、当行分を含めた投資予定金額は2,702百万円、既支払額は925百万円であります。

(その他)

記載すべき重要な設備の新設、拡充、改修等の計画はありません。

(2) 売却

記載すべき重要な設備の除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,000,000,000
第二種優先株式	100,000,000
第四種優先株式	79,700,000
第六種優先株式	1,000,000
第七種優先株式	177,000,000
計	15,357,700,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年6月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,833,384,122	同左	—	(注)1、2、3
第一回第二種優先株式	100,000,000	同左	—	(注)1、2、4
第一回第四種優先株式	79,700,000	同左	—	(注)1、2、5
第一回第六種優先株式	1,000,000	同左	—	(注)1、2、6
第一回第七種優先株式	177,000,000	同左	—	(注)1、2、7
計	11,191,084,122	同左	—	

- (注) 1 普通株式、各優先株式いずれも、単元株式数は1,000株であり、定款において会社法第322条第2項に関する定めをしておりません。
- 2 普通株式と各優先株式では、財務政策上の柔軟性を確保するために議決権などの内容が異なっております。
- 3 株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。
- 4 第一回第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

①優先配当金

当行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された本優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）又は本優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、本優先株式1株につき年60円の金銭による剰余金の配当（以下かかる配当により支払われる金銭を「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記④に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

②非累積条項

ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③非参加条項

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

④優先中間配当金

当行は、中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき30円の金銭による剰余金の配当（以下かかる配当により支払われる金銭を「優先中間配当金」という。）を行う。

- (2) 残余財産の分配
当行は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき2,500円の金銭を支払う。
優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、上記の外、残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
本優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、当行の発行する各種の優先株式と同順位とする。
- (4) 取得条項
当行は、本優先株式発行後、平成22年2月22日以降はいつでも、本優先株式1株につき2,500円の金銭の交付と引換えに本優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得をするときは、按分比例の方法又は抽選により行う。
- (5) 議決権
優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。
- (6) 優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等
当行は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わない。
当行は、優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
当行は、優先株主には株式無償割当て又は新株予約権の無償割当ては行わない。
- 5 第一回第四種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 優先配当金
- ①優先配当金
当行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された本優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）又は本優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、本優先株式1株につき年18円60銭の金銭による剰余金の配当（以下かかる配当により支払われる金銭を「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記④に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
- ②非累積条項
ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③非参加条項
優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。
ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
- ④優先中間配当金
当行は、中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき9円30銭の金銭による剰余金の配当（以下かかる配当により支払われる金銭を「優先中間配当金」という。）を行う。
- (2) 残余財産の分配
当行は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき2,000円の金銭を支払う。
優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、上記の外、残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
本優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、当行の発行する各種の優先株式と同順位とする。
- (4) 議決権
優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。

- (5) 優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等
当行は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わない。
当行は、優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
当行は、優先株主には株式無償割当て又は新株予約権の無償割当ては行わない。
- 6 第一回第六種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 優先配当金
- ①優先配当金
当行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された本優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）又は本優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、本優先株式1株につき年210円90銭（ただし、平成20年3月31日を基準日とする優先配当金については、1株につき80円68銭）の金銭による剰余金の配当（以下かかる配当により支払われる金銭を「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記④に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
- ②非累積条項
ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③非参加条項
優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
- ④優先中間配当金
当行は、中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき105円45銭の金銭による剰余金の配当（以下かかる配当により支払われる金銭を「優先中間配当金」という。）を行う。
- (2) 残余財産の分配
当行は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき5,700円の金銭を支払う。
優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、上記の外、残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
本優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、当行の発行する各種の優先株式と同順位とする。
- (4) 取得条項
当行は、本優先株式発行後、平成24年11月13日以降はいつでも、本優先株式1株につき5,700円の金銭の交付と引換えに本優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得をするときは、按分比例の方法又は抽選により行う。
- (5) 議決権
優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。
- (6) 優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等
当行は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わない。
当行は、優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
当行は、優先株主には株式無償割当て又は新株予約権の無償割当ては行わない。

7 第一回第七種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

①優先配当金

当行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された本優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）又は本優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、本優先株式1株につき年115円（ただし、平成21年3月31日を基準日とする優先配当金については、1株につき43円）の金銭による剰余金の配当（以下かかる配当により支払われる金銭を「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記④に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

②非累積条項

ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③非参加条項

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

④優先中間配当金

当行は、中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき57円50銭の金銭による剰余金の配当（以下かかる配当により支払われる金銭を「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき2,500円の金銭を支払う。

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、上記の外、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、当行の発行する各種の優先株式と同順位とする。

(4) 取得条項

当行は、本優先株式発行後、平成26年4月1日以降はいつでも、本優先株式1株につき2,500円の金銭の交付と引換えに本優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得をするときは、按分比例の方法又は抽選により行う。

(5) 議決権

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。

(6) 優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当行は、優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当行は、優先株主には株式無償割当て又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成17年2月21日 (注) 1	100,000	5,200,869	125,000,000	996,973,118	125,000,000	806,928,514
平成18年1月1日 (注) 2	—	5,200,869	—	996,973,118	1,960,661,729	2,767,590,244
平成18年1月4日 (注) 3	4,786,351	9,987,221	—	996,973,118	—	2,767,590,244
平成18年3月31日 (注) 4	191,533	10,178,754	—	996,973,118	—	2,767,590,244
平成18年9月29日 (注) 5	435,906	10,614,661	—	996,973,118	—	2,767,590,244
平成19年11月12日 (注) 6	1,000	10,615,661	—	996,973,118	5,700,000	2,773,290,244
平成20年8月1日 (注) 7	43,895	10,659,557	—	996,973,118	—	2,773,290,244
平成20年12月25日 (注) 8	496,960	11,156,517	186,360,000	1,183,333,118	186,360,000	2,959,650,244
平成21年1月30日 (注) 9	34,567	11,191,084	12,962,625	1,196,295,743	12,962,625	2,972,612,869
平成21年3月10日 (注) 10	—	11,191,084	—	1,196,295,743	△1,776,317,126	1,196,295,743

(注) 1 有償第三者割当(第一回第二種優先株式100,000千株)によるものであり、発行価格2,500円、資本組入額1,250円であります。

2 株式会社U F J銀行との合併に伴うものであります。

3 株式会社U F J銀行との合併によるもので、

株式会社U F J銀行の普通株式1株に対し、当行の普通株式0.62株

株式会社U F J銀行の甲種第一回優先株式1株に対し、当行の第一回第三種優先株式1株

株式会社U F J銀行の丁種第一回優先株式1株に対し、当行の第一回第四種優先株式1株

株式会社U F J銀行の丁種第二回優先株式1株に対し、当行の第一回第五種優先株式1株

株式会社U F J銀行の第一回戊種優先株式1株に対し、当行の普通株式0.34株

株式会社U F J銀行の第一回庚種優先株式1株に対し、当行の普通株式0.34株

株式会社U F J銀行の第二回庚種優先株式1株に対し、当行の普通株式0.34株

株式会社U F J銀行の第一回辛種優先株式1株に対し、当行の普通株式3.44株

の割合をもって割当交付いたしました。

割当交付した株式数は以下のとおりであります。

普通株式 4,286,351千株

第一回第三種優先株式 200,000千株

第一回第四種優先株式 150,000千株

第一回第五種優先株式 150,000千株

4 第一回第三種優先株式173,000千株の普通株式306,465千株への転換、第一回第四種優先株式70,300千株の普通株式128,367千株への転換によるものであります。

5 第一回第三種優先株式、第一回第四種優先株式、及び第一回第五種優先株式の取得請求の対価として普通株式を発行したことによるものであります。

6 三菱U F J信託銀行株式会社との吸収分割に伴い、第一回第六種優先株式を発行したことによるものであり、資本金の増減はありません。

7 第一回第三種優先株式の一斉取得の対価として普通株式を発行したことによるものであります。

8 有償第三者割当(普通株式496,960千株)によるものであり、発行価格750円、資本組入額375円であります。

9 有償第三者割当(普通株式34,567千株)によるものであり、発行価格750円、資本組入額375円であります。

10 資本政策の柔軟性、機動性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金を取崩し、その他資本剰余金に振り替えたものであります。

11 平成17年6月28日付で第一種優先株式81,400千株を普通株式81,400千株に変更しましたが、発行済株式総数残高、資本金残高、資本準備金残高の増減はありません。

12 平成20年10月31日付で第一回第三種優先株式27,000千株と第一回第五種優先株式150,000千株を第一回第七種優先株式177,000千株として変更・統合しましたが、発行済株式総数残高、資本金残高、資本準備金残高の増減はありません。

(5) 【所有者別状況】

① 普通株式

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	1	—	1	—	—	—	2	—
所有株式数(単元)	—	6,800	—	10,826,584	—	—	—	10,833,384	122
所有株式数の割合(%)	—	0.06	—	99.93	—	—	—	100.00	—

② 第一回第二種優先株式

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(単元)	—	—	—	100,000	—	—	—	100,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

③ 第一回第四種優先株式

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	—	—	1	1	—
所有株式数(単元)	—	—	—	—	—	—	79,700	79,700	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	—	—	—	100.00	100.00	—

(注) 「個人その他」の79,700単元は自己株式79,700千株に係るものであります。

④ 第一回第六種優先株式

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	1	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数(単元)	—	1,000	—	—	—	—	—	1,000	—
所有株式数の割合(%)	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

⑤ 第一回第七種優先株式

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	1	2	—
所有株式数(単元)	—	—	—	156,000	—	—	21,000	177,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	88.13	—	—	11.86	100.00	—

(注) 「個人その他」の21,000単元は自己株式21,000千株に係るものであります。

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	11,082,584	99.03
(自己保有株式) 株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	100,700	0.89
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	7,800	0.06
計	—	11,191,084	100.00

所有議決権数別

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数(個)	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合(%)
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	10,826,584	99.93
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	6,800	0.06
計	—	10,833,384	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回第二種優先株式	100,000,000	1 [株式等の状況]の(1)[株式の総数等]に記載しております。
	第一回第四種優先株式	79,700,000	
	第一回第六種優先株式	1,000,000	
	第一回第七種優先株式	177,000,000	
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,833,384,000	10,833,384	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 122	—	—
発行済株式総数	11,191,084,122	—	—
総株主の議決権	—	10,833,384	—

② 【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(注) 無議決権株式のうち、第一回第四種優先株式79,700,000株及び第一回第七種優先株式21,000,000株は自己株式であります。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当ありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第4号による第一回第三種優先株式、第一回第四種優先株式、第一回第五種優先株式の取得

会社法第155条第1号による第一回第三種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当ありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当ありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第1号による第一回第三種優先株式の取得 (注) 1

区分	株式数(数)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	17,700,000	— (注) 2
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 1 当該自己株式の取得の後、当行は平成20年10月31日付で第一回第三種優先株式と第一回第五種優先株式とを第一回第七種優先株式に変更・統合いたしました。

(注) 2 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループより取得したものであり、取得の対価として普通株式43,895,180株を発行交付しております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

第一回第三種優先株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(第一回第七種優先株式への変更による減少)	27,000,000	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

第一回第四種優先株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他()	—	—	—	—
保有自己株式数	79,700,000	—	79,700,000	—

第一回第五種優先株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の 総額(円)	株式数 (株)	処分価額の 総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(第一回第七種優先株式への変更による減少)	150,000,000	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

第一回第七種優先株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の 総額(円)	株式数 (株)	処分価額の 総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	156,000,000	390,000,000,000	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(第一回第三種優先株式および第一回第五種優先株式からの変更・統合による増加)	177,000,000	—	—	—
保有自己株式数	21,000,000	—	21,000,000	—

3 【配当政策】

当行は、銀行業の公共性に鑑み、健全経営の確保の観点から適正な内部留保の充実等財務体質の強化を図りつつ、また親会社の株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの資本基盤充実も考慮して、安定した配当を行う考えであります。

当行は会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。よって剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

平成21年3月期の普通株式の配当金につきましては、上記の考え方にに基づき、1株当たり5円45銭といたしました。また、優先株式の配当金につきましては規定額とし、第一回第二種優先株式は1株当たり60円00銭、第一回第六種優先株式は1株当たり210円90銭、第一回第七種優先株式は1株当たり43円00銭といたしました。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額	1株当たりの配当額	
		普通株式	
平成21年6月25日 定時株主総会決議	71,960百万円	普通株式	5円 45銭
		第一回第二種優先株式	60円 00銭
		第一回第六種優先株式	210円 90銭
		第一回第七種優先株式	43円 00銭

4 【株価の推移】

当行株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長	(代表取締役)	畔柳 信雄	昭和16年 12月18日生	昭和40年4月 三菱銀行入行 平成4年5月 同 人事部長 平成4年6月 同 取締役 人事部長 平成6年7月 同 取締役 業務統括部長 平成8年4月 東京三菱銀行 取締役 業務企画部長 平成8年6月 同 常務取締役 平成12年5月 同 常務取締役 米州本部長 平成13年6月 同 常務執行役員 米州本部長 平成14年6月 同 副頭取 平成15年6月 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ 取締役 平成16年6月 東京三菱銀行 頭取 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ 取締役社長 平成17年10月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役社長(現職) 平成18年1月 三菱東京UFJ銀行 頭取 平成20年4月 同 取締役会長(現職) (他の会社の代表状況) 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役社長	平成21 年6月 から1 年	—
取締役副会長	(代表取締役) 監査部の担当	沖原 隆宗	昭和26年 7月11日生	昭和49年4月 三和銀行入行 平成11年5月 同 法人統括部長 平成13年3月 同 執行役員 法人統括部長 平成14年1月 UFJ銀行 執行役員 ソリューション開発 部・国際業務推進部・コーポレートファイナ ンス部・EC業務部担当、法人カンパニー長補佐 (東日本地区担当) 平成14年5月 同 執行役員 法人カンパニー長補佐(東日本 地区担当)、企業第1部担当、企業第1部長 平成15年5月 同 常務執行役員 中部地区副担当 平成16年4月 同 常務執行役員 特命事項担当 平成16年5月 同 取締役頭取 平成16年6月 株式会社UFJホールディングス 取締役 平成16年10月 UFJ銀行 取締役頭取 コンプライアンス全 般担当 平成17年4月 同 取締役頭取 コンプライアンス全般担当、 法人カンパニー長 平成17年10月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 常務執行役員 法人連結事業本部長 平成18年1月 三菱東京UFJ銀行 副頭取 法人部門長 平成20年4月 同 取締役副会長 監査部の担当(現職)	平成21 年6月 から1 年	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
頭取	(代表取締役)	永 易 克 典	昭和22年 4月6日生	昭和45年5月 三菱銀行入行 平成9年5月 東京三菱銀行 関連事業第一部長 平成9年6月 同 取締役 関連事業第一部長 平成9年10月 同 取締役 信託企画部長 平成10年5月 同 取締役 融資第二部長 平成12年6月 日本信託銀行株式会社 常務取締役 平成13年4月 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ 取締役 平成13年10月 三菱信託銀行株式会社 常務取締役 平成14年6月 東京三菱銀行 常務取締役 コーポレートセン ターの担当 平成16年4月 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ 取締役常務執行役員 法人連結事業本部長 平成16年5月 東京三菱銀行 常務取締役 法人営業部門長 平成16年6月 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ 常務執行役員 法人連結事業本部長 平成17年1月 東京三菱銀行 専務取締役 法人営業部門長 平成17年5月 同 副頭取 法人営業部門長並びにコーポレー トセンターの担当 平成17年10月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 常務執行役員 法人連結事業本部副本部長 平成18年1月 三菱東京UFJ銀行 副頭取 システム統合推 進部の担当 平成18年6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役副社長 平成20年4月 三菱東京UFJ銀行 頭取 システム統合推 進部の担当 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役(現職) 平成21年3月 三菱東京UFJ銀行 頭取(現職)	平成21 年6月 から1 年	—
副頭取	(代表取締役) 法人部門長	川 西 孝 雄	昭和23年 11月23日生	昭和47年4月 三和銀行入行 平成11年5月 同 名古屋支店長 平成11年6月 同 執行役員 名古屋支店長 平成11年10月 同 執行役員 名古屋支店長兼法人業務責任者 平成12年12月 同 執行役員 戦略事業開発部担当補佐 平成13年4月 株式会社UFJホールディングス 執行役員 人事部長 平成14年1月 UFJ銀行 常務執行役員 人事部・総務部担 当 平成15年5月 同 専務執行役員 人事部・総務部担当 平成16年5月 同 取締役専務執行役員 西日本地区担当、総 合資金部担当、法人カンパニー長補佐(西日本 地区担当) 平成17年4月 同 取締役専務執行役員 西日本地区担当、人 事部・総務部担当 平成17年7月 同 取締役専務執行役員 西日本地区担当、財 務部・人事部・総務部担当 平成18年1月 三菱東京UFJ銀行 常務取締役 人事部の担 当 平成19年4月 同 常務取締役 人事部・総合リスク管理部・ 情報セキュリティ管理部・融資企画部の担当 平成19年10月 同 専務取締役 人事部・総合リスク管理部・ 情報セキュリティ管理部・融資企画部の担当 平成20年4月 同 副頭取 法人部門長(現職) 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 常務執行役員 法人連結事業本部長(現職)	平成21 年6月 から1 年	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
副頭取	(代表取締役) 国際部門長	田中達郎	昭和24年 9月19日生	昭和48年4月 東京銀行入行 平成13年5月 東京三菱銀行 香港総支配人兼香港支店長兼キンチェン東京ファイナンス出向 平成13年6月 同 執行役員 香港総支配人兼香港支店長兼キンチェン東京ファイナンス出向 平成15年8月 同 執行役員 中国拠点担当 平成16年5月 同 常務執行役員 中国拠点担当 平成17年5月 同 常務執行役員 アジア本部長並びに中国拠点担当 平成18年1月 三菱東京UFJ銀行 常務執行役員 アジア本部長並びに中国拠点担当 平成19年5月 同 常務執行役員 国際部門副部門長兼アジア本部長並びに中国拠点担当 平成20年4月 同 専務執行役員 国際部門長 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 常務執行役員 法人連結事業本部副本部長(現職) 平成20年6月 三菱東京UFJ銀行 副頭取 国際部門長(現職)	平成21年6月から1年	—
副頭取	(代表取締役) 西日本駐在	豊泉俊郎	昭和24年 10月26日生	昭和48年4月 三菱銀行入行 平成13年5月 東京三菱銀行 京都支社長 平成13年6月 同 執行役員 京都支社長 平成15年5月 同 執行役員 営業審査部長 平成16年5月 同 常務執行役員 融資部・審査部の担当並びに営業審査部長 平成16年7月 同 常務執行役員 融資部・審査部・国際審査部の担当 平成18年1月 三菱東京UFJ銀行 常務執行役員 企業審査部・融資部・名古屋融資部・大阪融資部・審査部・事業戦略開発部・国際審査部の担当 平成19年5月 同 常務執行役員 営業第一本部長並びに法人業務第一部の担当 平成19年6月 同 常務執行役員 CIBユニットの担当兼営業第一本部長並びにクレジットポートフォリオ戦略部の担当 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 常務執行役員 法人連結事業本部副本部長 平成20年4月 三菱東京UFJ銀行 専務執行役員 CIBユニットの担当兼営業第一本部長並びにクレジットポートフォリオ戦略部の担当 平成21年2月 同 専務執行役員 CIBユニットの担当兼営業第一本部長 平成21年5月 同 専務執行役員 西日本駐在 平成21年6月 同 副頭取 西日本駐在(現職)	平成21年6月から1年	—
副頭取	(代表取締役)	平野信行	昭和26年 10月23日生	昭和49年4月 三菱銀行入行 平成12年7月 東京三菱銀行 米州本部米州企画室長兼東京三菱銀行信託会社出向 平成13年6月 同 執行役員 営業第一本部営業第二部長 平成16年5月 同 執行役員 総合企画室長 平成16年7月 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ 執行役員 経営政策部付部長 平成17年5月 東京三菱銀行 常務執行役員 コーポレートセンターの担当兼総合企画室長 平成17年6月 同 常務取締役 コーポレートセンターの担当兼総合企画室長 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ 取締役 平成17年10月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役 平成18年1月 三菱東京UFJ銀行 常務取締役 総務部・企画部・広報部の担当 平成19年4月 同 常務取締役 総務部・企画部・広報部・お客さま相談部の担当 平成20年10月 同 専務取締役 総務部・企画部・広報部・お客さま相談部の担当 平成21年4月 同 専務取締役 総務部・企画部・広報部・CSR推進部の担当 平成21年5月 同 専務取締役 平成21年6月 同 副頭取(現職) 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 常務執行役員 アライアンス戦略室担当(現職)	平成21年6月から1年	—

職名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
副頭取	(代表取締役) 中部駐在	古 角 保	昭和25年 11月8日生	昭和49年4月 東海銀行入行 平成10年5月 同 東京営業部第二部長 平成12年4月 同 執行役員 法人企画部長 平成12年6月 同 執行役員 本店営業部第五部長 平成13年11月 同 執行役員 東京営業部長 平成14年1月 U F J 銀行 執行役員 東京中央法人営業第1部～第4部担当 平成14年6月 同 執行役員 東京法人営業第2部・第3部・第6部担当 平成15年5月 同 常務執行役員 東京法人営業第2部・第3部・第6部担当 平成16年9月 同 常務執行役員 総合リスク管理部・与信企画部担当 平成17年7月 同 常務執行役員 総合リスク管理部・与信企画部担当、東京法人営業第1部～第6部・金融法人部担当 平成18年1月 三菱東京U F J 銀行 常務執行役員 営業第二本部長 平成19年5月 同 常務執行役員 中部エリア支社担当 平成20年10月 同 専務執行役員 中部エリア支社担当 平成21年5月 同 専務執行役員 中部駐在 平成21年6月 同 副頭取 中部駐在(現職)	平成21年6月 から1年	—
専務取締役	(代表取締役) 人事部の担当	原 大	昭和26年 8月24日生	昭和50年4月 三和銀行入行 平成11年5月 同 広報部長 平成14年1月 U F J 銀行 執行役員 広報部長 株式会社U F J ホールディングス 執行役員 広報部長 平成15年3月 U F J 銀行 執行役員 京都法人営業第1部長 兼京都支店長 平成16年7月 同 執行役員 人事部長 平成17年4月 同 執行役員 人事部・総務部副担当、人事部長 平成17年5月 同 常務執行役員 財務部担当、人事部・総務部副担当、人事部長 平成17年7月 同 常務執行役員 法人カンパニー長補佐(西日本地区担当)、人事部長 平成17年10月 同 常務執行役員 法人カンパニー長補佐(西日本地区担当) 平成18年1月 三菱東京U F J 銀行 常務執行役員 西日本エリア支社担当 平成20年4月 同 常務執行役員 人事部の担当 平成20年6月 同 常務取締役 人事部の担当 平成21年5月 同 専務取締役 人事部の担当(現職)	平成21年6月 から1年	—
常務取締役	(代表取締役) リテール部門長	長 岡 孝	昭和29年 3月3日生	昭和51年4月 三菱銀行入行 平成15年5月 東京三菱銀行 京都支社長 平成15年6月 同 執行役員 京都支社長 平成18年1月 三菱東京U F J 銀行 執行役員 京都中央支社長 平成18年4月 同 執行役員 京都支社長 平成18年5月 同 常務執行役員 公共法人部・金融法人部の担当 平成20年4月 同 常務執行役員 リテール部門長 株式会社三菱U F J フィナンシャル・グループ 常務執行役員 リテール連結事業本部長(現職) 平成20年6月 三菱東京U F J 銀行 常務取締役 リテール部門長(現職)	平成21年6月 から1年	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常務取締役	(代表取締役) コンプライアンス統括部・ リテールコンプライアンス 部・法人コンプライアンス 部・国際コンプライアンス 部の担当(チーフ・コンプ ライアンス・オフィサー)並 びに総合リスク管理部・情 報セキュリティ管理部・融 資企画部の担当	小笠原 剛	昭和28年 8月1日生	昭和52年4月 東海銀行入行 平成15年5月 U F J 銀行 市場国際統括部長 平成16年5月 同 取締役執行役員 国際審査部担当、市場国 際統括部長 平成16年6月 同 取締役執行役員 コンプライアンス統括部 担当、コンプライアンス統括部長兼知的財産室 長 平成17年5月 株式会社U F J ホールディングス 執行役員 コンプライアンス統括部担当 平成17年7月 U F J 銀行 取締役執行役員 コンプライア ンス統括部・総合リスク管理部担当、コンプ ライアンス統括部長兼知的財産室長 平成17年9月 同 取締役執行役員 コンプライアンス統括 部・総合リスク管理部・与信企画部担当、コン プライアンス統括部長兼知的財産室長 平成18年1月 三菱東京U F J 銀行 執行役員 総合リスク管 理部長 株式会社三菱U F J フィナンシャル・グループ 執行役員 リスク統括部付部長 平成18年5月 同 執行役員 リスク統括部長 平成19年5月 三菱東京U F J 銀行 常務執行役員 投資銀行 本部長並びに信託業務部の担当 株式会社三菱U F J フィナンシャル・グループ 常務執行役員 受託財産連結事業本部副本部長 平成19年6月 三菱東京U F J 銀行 常務執行役員 C I B コ ニットの副担当並びに信託業務部の担当 平成20年4月 同 常務執行役員 総合リスク管理部・情報セ キュリティ管理部・融資企画部の担当並びに総 合リスク管理部長 株式会社三菱U F J フィナンシャル・グループ 執行役員 リスク統括部長 平成20年5月 三菱東京U F J 銀行 常務執行役員 総合リス ク管理部・情報セキュリティ管理部・融資企画 部の担当 平成20年6月 同 常務取締役 総合リスク管理部・情報セキ ュリティ管理部・融資企画部の担当 平成21年3月 同 常務取締役 総合リスク管理部・情報セキ ュリティ管理部・融資企画部・国際審査部・米 州審査部・欧州審査部・C I B 審査部の担当 平成21年5月 同 常務取締役 コンプライアンス統括部・リ テールコンプライアンス部・法人コンプライ アンス部・国際コンプライアンス部の担当(チ ーフ・コンプライアンス・オフィサー)並びに総 合リスク管理部・情報セキュリティ管理部・融 資企画部の担当(現職) 平成21年6月 株式会社三菱U F J フィナンシャル・グループ 常務執行役員 コンプライアンス副担当(副チ ーフ・コンプライアンス・オフィサー)(現職)	平成 21 年 6 月 から 1 年	—
常務取締役	(代表取締役) 市場部門長	鈴木 人 司	昭和29年 1月8日生	昭和52年4月 三菱銀行入行 平成16年5月 東京三菱銀行 市場企画室長兼情報企画室長 平成17年6月 同 執行役員 市場企画室長兼情報企画室長 平成18年1月 三菱東京U F J 銀行 執行役員 市場企画部長 平成19年2月 同 執行役員 クレジットポートフォリオ戦略 部長 平成20年4月 同 常務執行役員 市場部門長兼金融商品開発 部長 平成20年5月 同 常務執行役員 市場部門長 平成20年6月 同 常務取締役 市場部門長(現職)	平成 21 年 6 月 から 1 年	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常務取締役	(代表取締役) コーポレート サービス長	根本 武彦	昭和28年 8月20日生	昭和51年4月 三菱銀行入行 平成15年5月 東京三菱銀行 システム部共同化推進室長兼システム部副部長 平成16年6月 同 執行役員 システム部共同化推進室長兼システム部副部長 平成16年7月 同 執行役員 本部賛事役(システム部担当) 平成17年5月 同 執行役員 システム部長 平成17年10月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役員 経営企画部付部長 平成18年1月 三菱東京UFJ銀行 執行役員 システム部長 平成18年4月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役員 事務・システム企画部長 平成20年10月 三菱東京UFJ銀行 常務執行役員 システム部長 平成21年5月 同 常務執行役員 コーポレートサービス長 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 常務執行役員 事務・システム企画部担当(現職) 平成21年6月 三菱東京UFJ銀行 常務取締役 コーポレートサービス長(現職)	平成21 年6月 から1 年	—
常務取締役	(代表取締役) 総務部・企画 部・広報部・ CSR推進部 の担当	小山田 隆	昭和30年 11月2日	昭和54年4月 三菱銀行入行 平成16年5月 東京三菱銀行 総合企画室室長(特命担当) 平成17年6月 同 執行役員 総合企画室室長(特命担当) 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ 執行役員 経営政策部付部長兼部長(特命担当)兼財務政策部付部長 平成17年10月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役員 経営企画部付部長 平成17年11月 同 執行役員 経営企画部長兼財務企画部副部長 平成18年1月 三菱東京UFJ銀行 執行役員 企画部部長(特命担当) 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役員 経営企画部長兼財務企画部副部長兼リスク統括部部長(特命担当) 平成19年4月 三菱東京UFJ銀行 執行役員 企画部長 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役員 経営企画部付部長 平成21年1月 三菱東京UFJ銀行 常務執行役員 企画部長 平成21年5月 同 常務執行役員 総務部・企画部・広報部・CSR推進部の担当 平成21年6月 同 常務取締役 総務部・企画部・広報部・CSR推進部の担当(現職) 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役(現職)	平成21 年6月 から1 年	—
取締役		斎藤 広志	昭和26年 7月13日生	昭和49年4月 三菱信託銀行株式会社入社 平成14年5月 同 投資企画部長 平成14年6月 同 執行役員 投資企画部長 平成16年3月 同 執行役員 京都支店長 平成17年10月 三菱UFJ信託銀行株式会社 執行役員 京都支店長 平成18年6月 同 常務取締役 平成19年5月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 常務執行役員 コンプライアンス副担当(副チーフ・コンプライアンス・オフィサー) 平成19年6月 三菱東京UFJ銀行 取締役(現職) 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 専務取締役 財務担当(現職) (他の会社の代表状況) 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 専務取締役	平成21 年6月 から1 年	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役		石原 邦夫	昭和18年 10月17日生	昭和41年4月 東京海上火災保険株式会社入社 平成7年6月 同 取締役 北海道本部長 平成10年6月 同 常務取締役 北海道本部長 平成10年7月 同 常務取締役 北海道本部長(新機構) 平成11年6月 同 常務取締役 平成12年6月 同 専務取締役 平成13年6月 同 取締役社長 平成14年4月 株式会社ミレアホールディングス 取締役社長 平成14年6月 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ 取締役 平成16年6月 同 監査役 平成16年10月 東京海上日動火災保険株式会社 取締役社長 平成18年1月 三菱東京UFJ銀行 取締役(現職) 平成19年6月 株式会社ミレアホールディングス(現東京海上 ホールディングス株式会社) 取締役会長(現 職) 東京海上日動火災保険株式会社 取締役会長 (現職)	平成21 年6月 から1 年	—
取締役		尾崎 輝郎	昭和19年 12月29日生	昭和49年11月 公認会計士登録 昭和59年7月 英和監査法人 代表社員 平成3年9月 井上斎藤英和監査法人 代表社員 平成5年10月 朝日監査法人(現あずさ監査法人) 代表社員 平成11年7月 同 専務理事 平成14年1月 同 副理事長 平成15年10月 尾崎輝郎公認会計士事務所 所長(現職) 平成16年8月 株式会社アンダーセンビジネスアソシエイツ 代表取締役社長(現職) 平成16年10月 UFJ銀行 取締役 業務監視委員会委員 平成17年10月 同 取締役 業務監視委員会委員長 平成18年1月 三菱東京UFJ銀行 取締役(現職) (他の会社の代表状況) 株式会社アンダーセンビジネスアソシエイツ 代表取締役社長	平成21 年6月 から1 年	—
常勤監査役		今川 達功	昭和18年 10月15日生	昭和41年4月 三菱銀行入行 平成5年5月 同 ニューヨーク支店長兼ケイマン支店長 平成5年6月 同 取締役 米州本部副本部長兼ニューヨーク 支店長兼ケイマン支店長 平成6年7月 同 取締役 人事部長 平成8年4月 東京三菱銀行 取締役 人事部長 平成9年5月 同 常務取締役 企画部長 平成10年5月 同 常務取締役 事務部・システム部の担当 平成12年7月 同 常務取締役 コーポレートセンターの担当 平成13年4月 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ 取締役 平成14年6月 東京三菱銀行 専務取締役 投資銀行部門長兼 資産運用部門長 平成15年5月 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ 専務取締役 平成16年4月 同 取締役副社長 平成17年10月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役副社長 平成18年6月 三菱東京UFJ銀行 常勤監査役(現職)	平成18 年6月 から4 年	—
常勤監査役		佐藤 潤	昭和26年 10月26日生	昭和50年4月 東京銀行入行 平成14年5月 東京三菱銀行 大阪支社副支社長 平成14年6月 同 執行役員 大阪支社副支社長 平成16年5月 同 執行役員 人事室長 平成17年5月 同 執行役員 監査室長 平成18年1月 三菱東京UFJ銀行 執行役員 監査部長 平成19年1月 同 執行役員 米州本部副本部長 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役員 米国ガバナンス統括部長 平成19年5月 三菱東京UFJ銀行 常務執行役員 米州本部 副本部長 平成21年6月 同 常勤監査役(現職)	平成21 年6月 から4 年	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
常勤監査役		榎本 明	昭和28年 6月1日生	昭和52年4月 東海銀行入行 平成14年1月 U F J 銀行 市場営業部長 平成16年9月 同 執行役員 市場国際カンパニー長補佐、市場営業部長 平成17年7月 同 執行役員 市場営業部長 平成18年1月 三菱東京U F J 銀行 執行役員 投資銀行本部市場営業部長 平成18年6月 同 常勤監査役(現職)	平成18年6月から4年	—
常勤監査役		佐藤 弘志	昭和33年 1月2日生	昭和55年4月 三菱銀行入行 平成18年5月 三菱東京U F J 銀行 融資部長 平成19年6月 同 執行役員 融資部長 平成20年6月 同 常勤監査役(現職)	平成20年6月から4年	—
常勤監査役		高須賀 嘉	昭和17年 2月11日生	昭和42年4月 公認会計士登録 昭和60年6月 監査法人三田会計社 代表社員 平成2年2月 監査法人トーマツ 代表社員 平成16年4月 文京学院大学経営学部 教授(現職) 平成16年10月 東京三菱銀行 常勤監査役 平成17年6月 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ 監査役 平成17年10月 株式会社三菱U F J フィナンシャル・グループ 監査役(現職) 平成18年1月 三菱東京U F J 銀行 常勤監査役(現職)	平成20年6月から4年	—
監査役		宗岡 広太郎	昭和15年 10月30日生	昭和39年4月 株式会社日立製作所入社 平成9年6月 同 取締役 人事教育部長 平成11年4月 同 専務取締役 平成13年4月 同 取締役 平成13年6月 同 監査役 平成15年6月 同 取締役 監査委員 平成18年1月 三菱東京U F J 銀行 監査役(現職) 平成18年6月 株式会社日立製作所 特命顧問 平成19年6月 同 顧問(現職)	平成21年6月から4年	—
監査役		松尾 憲治	昭和24年 6月22日生	昭和48年4月 明治生命保険相互会社入社 平成13年7月 同 取締役 不動産部長 平成16年1月 明治安田生命保険相互会社 取締役 不動産部長 平成17年4月 同 常務取締役 平成17年12月 同 代表取締役社長 平成18年7月 同 取締役 代表執行役社長(現職) 平成21年6月 三菱東京U F J 銀行 監査役(現職) (他の会社の代表状況) 明治安田生命保険相互会社 取締役 代表執行役社長	平成21年6月から4年	—
監査役		中川 徹也	昭和26年 9月24日生	昭和52年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 平成16年4月 國學院大學法科大学院 教授(現職) 平成16年6月 東京三菱銀行 監査役 平成18年1月 三菱東京U F J 銀行 監査役(現職)	平成20年6月から4年	—
計		25名				—

- (注) 1 取締役斎藤広志、石原邦夫および尾崎輝郎は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役高須賀嘉、宗岡広太郎、松尾憲治および中川徹也は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 当行は執行役員制度を採用しており、提出日現在の執行役員数は75名であります。上記役員のうち、取締役会長畔柳信雄、取締役斎藤広志、石原邦夫および尾崎輝郎を除くすべての取締役は執行役員を兼務しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 提出会社の企業統治に関する事項

ア) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、MUFJグループの一員として「グループ経営理念」や「倫理綱領」の考え方に基づき、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

当行の親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループは、監査役と取締役を併置する「監査役設置会社」として、監査役による経営監視機能を活かしつつ、以下の3つの「社外の視点」を導入することにより、経営の透明性を高めるとともに、株主への説明責任の充実に努め、安定的で実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めております。

- a) 監査役会の過半数を社外監査役とする。
- b) 社外取締役を積極的に任用するとともに、取締役会傘下の機関として、社外取締役を委員長とし、社外の委員を主体とする任意の「監査委員会」「指名・報酬委員会」を設置。
- c) 経営全般に関し独立した立場から経営会議への助言をいただくことを目的に、社外有識者から成る「アドバイザリーボード」を設置。

当行も、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループと同様「監査役設置会社」として、監査役による監査と内部監査機能の強化を基本としつつ、社外から招聘した取締役の任用や任意の「監査委員会」の設置により取締役会の経営監督機能を強化し、適正な経営管理体制の実現に力を注いでおります。また、当行は、部門毎に権限と責任を一致させた部門制ならびに執行役員制度を導入しており、部門別・業務別の業務執行機能の充実・強化を図っております。

イ) 会社の経営上の意思決定、執行および監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当行の経営意思決定、執行および監督に係る主な経営管理組織は、以下のとおりです。

a) 取締役会

取締役会は、当行の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督しており、原則毎月1回開催しております。

提出日現在の取締役は17名であり、うち社外取締役は3名です。

b) 監査委員会

社外の目によるチェック機能強化や経営の透明性向上を図るために、取締役会傘下の機関として、社外の委員を中心とした監査委員会を設置しております。監査委員会は、取締役会の協議に資するために、内部監査やコンプライアンス等に係る事項について審議し、取締役会に対して報告・提言する機能を担っております。なお、監査委員会の審議内容は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの監査委員会へ報告しております。

また、より高度なコンプライアンス体制や情報セキュリティ管理体制を構築するために、コンプライアンス専門委員会および情報セキュリティ専門委員会を設置しております。各専門委員会は、弁護士や公認会計士など外部の専門家複数名で構成し、夫々の分野について専門的な視点から重点的な審議を行っております。

c) 監査役／監査役会

当行は監査役設置会社です。提出日現在の監査役会は8名の監査役で構成されており、うち4名(半数)は社外監査役です。

各監査役は、監査役会で策定された監査方針および監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務および財産の状況調査を通して、取締役の職務遂行を監査しております。

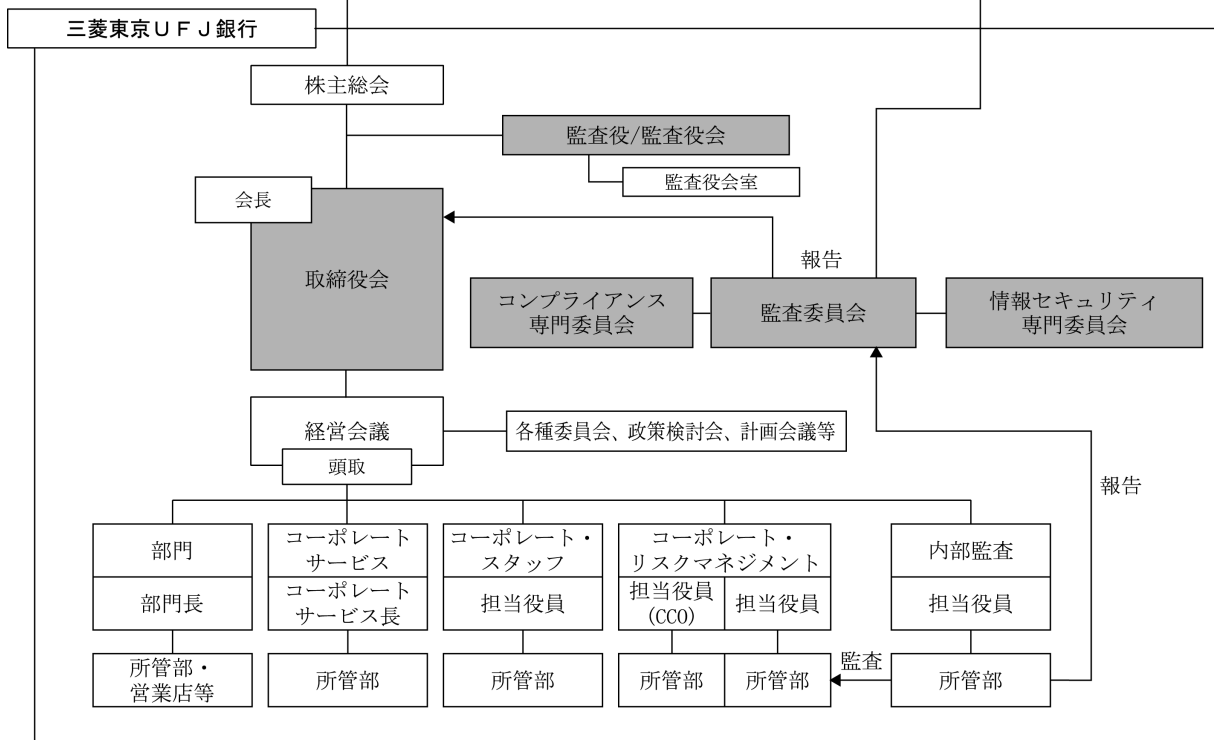
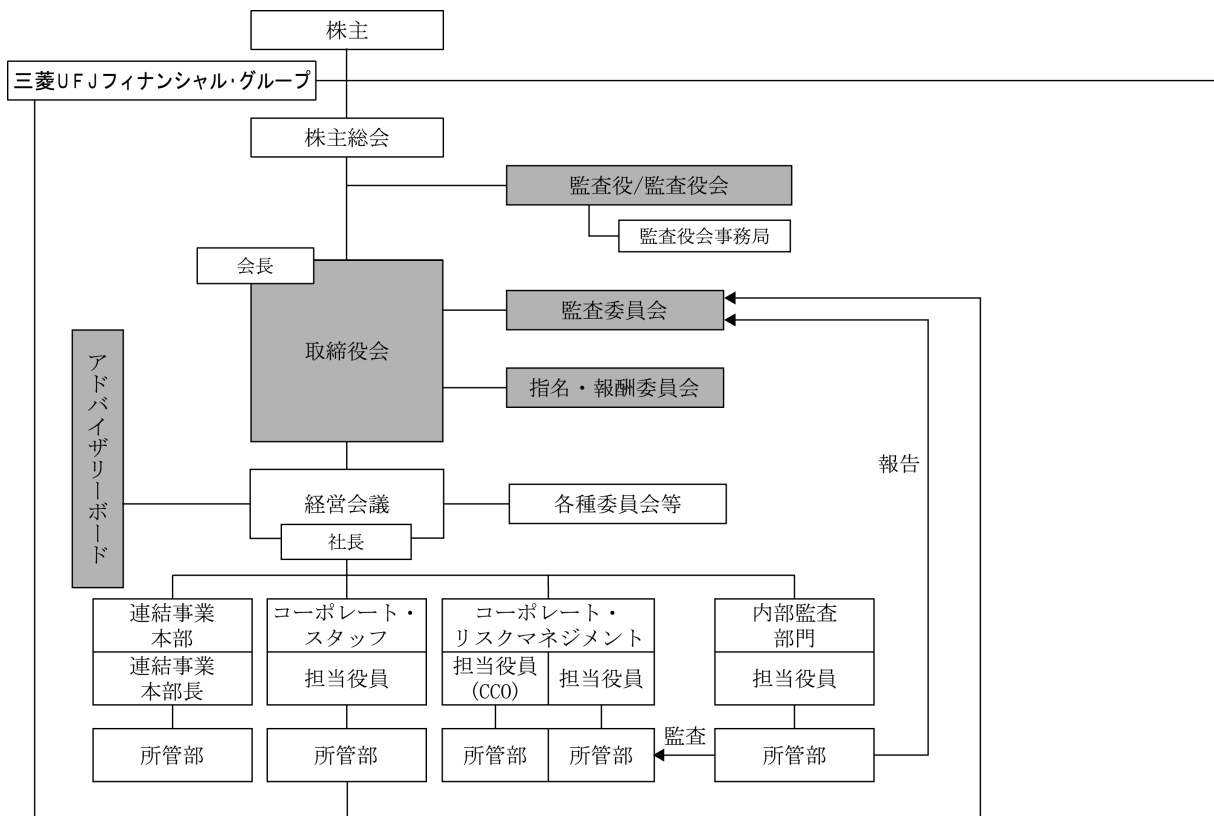
d) 経営会議

取締役会の下に経営会議を設置し、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営に関する全般的な重要事項を協議決定しております。経営会議は、原則毎週1回開催しております。

e) 経営会議傘下の会議体

経営会議の協議に資するために、経営会議の下に各種の委員会を設置し、リスク管理、業務運営、人事・労務管理等に関する重要事項を定期的に審議しております。具体的には、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、顧客保護等管理委員会、情報セキュリティ管理委員会、与信委員会、ALM委員会、情報開示委員会、CSR推進委員会などを設置しております。

このほか、経営会議の協議に資するための会議体として、経営全般および業務上の重要事項を随時審議する政策検討会や、年度・半期の施策・収益計画等を定期的に審議する計画会議などを設置しております。



■ …社外のメンバーがいる機関

*CCO : チーフ・コンプライアンス・オフィサー(コンプライアンス担当役員)

ウ) 会社のコーポレート・ガバナンス充実にに向けた取組みの実施状況、ならびに内部統制システムの整備の状況

当行は、平成19年2月15日、法人向け営業拠点においてコンプライアンス管理上問題のある先との不適切な取引を行っていた事案に関して、金融庁より銀行法第26条第1項に基づく行政処分(業務の一部停止を伴う業務改善命令)を受け、これに基づき平成19年3月16日、金融庁に業務改善計画を提出しました。また、平成19年6月11日、海外業務および投資信託販売業務等に関して、金融庁より銀行法第26条第1項に基づく行政処分(業務改善命令)を受け、これに基づき平成19年7月5日、金融庁に業務改善計画を提出しております。現在、業務改善計画に則り、以下の通り、経営管理態勢、内部管理態勢および法令等遵守態勢の充実・強化を着実に図っております。

まず、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループでは、コンプライアンスに関する統括部署として、「コンプライアンス統括部」を設置するとともに、グループコンプライアンス委員会、および社外委員を主体とする任意の監査委員会を設置しております。また、「チーフ・コンプライアンス・オフィサー(CCO)」を設置し、グループ全体のコンプライアンスに関する事項が速やかにCCOに集約される態勢としております。さらに、「グループCCO会議」を設置し、グループ各社のコンプライアンスに関する情報の共有化ならびに予兆管理を強化し、問題事象等への能動的な対応につなげるとともに、グループ全体のコンプライアンス態勢の改善を図っております。また、通常の業務ラインによる報告ルートに加え、グループ各社の役職員も利用可能な内部通報制度を設置して、問題を早期に発見し、グループCCO会議などへの適時適切な報告を通じて、自浄力の発揮を図っております。

当行においても、コンプライアンスを統括する部署として、コンプライアンス統括部を設置するとともに、CCOを委員長とするコンプライアンス委員会や、法律・会計など外部の専門家からなるコンプライアンス専門委員会をおき、コンプライアンス態勢の整備・強化のための重要な事項が審議される仕組みとすることで、コンプライアンスの実効性の確保を図っております。さらに、当行は部門制を採っておりますが、CCOの傘下に、各部門の所管業務のコンプライアンスに関する立案・監督を行なう部署を設置することで、コンプライアンス統括部と連携して、より業務に即したコンプライアンスを行なう態勢としております。営業拠点においても、エリア業務管理者・コンプライアンス指導役を配置することで、牽制機能の発揮を図っております。また、マネー・ローンダリング防止に関しても、コンプライアンス統括部内に専門組織を設置し、一元管理しております。

このほか、当行は、経営管理や内部管理の実効性を高めるために、全行共通プラットフォームとしてBSC(バランスト・スコアカード)を導入し、本部や営業店の各層への定着を図っております。BSCを活用することで、「短期と中長期」および「攻めと守り」のバランスのとれた目標設定・業績評価を志向しております。

また、平成18年4月の取締役会において、当行は会社法第362条第4項第6号、同第5項、同施行規則第100条第1項および同第3項の規定に則り、会社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を決議しました。この内部統制システムは、現在は以下のとおりとしております。

今後も内外諸法令の制定・改正への適切な対応等を通じて、引き続きコーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

〔会社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)〕

当行は、会社法(「法」)第362条第4項第6号、同第5項、同施行規則(「施行規則」)第100条第1項および同第3項の規定に則り、会社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を以下の通り決議する。

1. 法令等遵守体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(法第362条第4項第6号)

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(施行規則第100条第1項第4号)

- (1) 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループが制定するグループ経営理念、倫理綱領および行動規範を採択する。
- (2) 各種行則およびコンプライアンス・マニュアルの制定および周知を通じて、役職員が法令等を遵守することを確保するための体制を整備する。
- (3) 取締役会の協議に資するために、社外の委員で構成するコンプライアンス専門委員会を設置する。
- (4) 経営会議の協議に資するために、コンプライアンス委員会を設置するとともに、必要に応じその傘下に検討部会を設置する。
- (5) コンプライアンスを担当する役員(チーフ・コンプライアンス・オフィサー)および統括部署を設置する。
- (6) コンプライアンス・プログラム(役職員を対象とする教育等、役職員が法令等を遵守することを確保するための具体的計画)を策定し、その進捗状況のフォローアップを実施する。
- (7) コンプライアンス・ヘルプライン(広く行員等から不正行為に関する通報を社外を含む窓口で受け付ける内部通報制度)を設置するとともに、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループがグループ・コンプライアンス・ヘルプライン(広くグループ会社社員等から不正行為に関する通報を社外を含む窓口で受け付ける内部通報制度)を設置する。
- (8) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、取引の防止に努める。
- (9) 金融機関を通じて取引される資金が各種の犯罪やテロに利用される可能性があることに留意し、マネー・ローンダリングの防止に努める。

2. 顧客保護等管理体制

顧客の保護および利便性向上を推進するための体制(施行規則には明記がなく、当行の任意で大項目とするもの)

- (1) お客さまの保護および利便性向上を推進し、「お客さま本位の徹底」を実現するため、顧客保護等管理を行う。
- (2) グループ経営理念および倫理綱領を踏まえて、お客さまの保護および利便性向上に向けた基本方針として、顧客保護等管理方針を策定する。
- (3) 顧客保護等管理を基本的に次の項目としたうえで、各種行則の制定および周知を通じて、顧客保護等管理を行う。
 - ① 顧客説明管理
 - ② 顧客サポート等管理
 - ③ 顧客情報管理
 - ④ 外部委託管理
 - ⑤ 利益相反管理
- (4) 経営会議の協議に資するために、顧客保護等管理委員会を設置するとともに、必要に応じその傘下に分科会を設置する。
- (5) 顧客保護等管理を担当する役員、管理責任者および統括部署、担当部署等を設置する。

3. 情報保存管理体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(施行規則第100条第1項第1号)

- (1) 取締役会および経営会議等の会議の議事録および参考資料等、重要な文書について、行則の定めるところにより、保存・管理を行う。
- (2) 取締役会の協議に資するために、社外の委員で構成する情報セキュリティ専門委員会を設置する。
- (3) 経営会議の協議に資するために、情報セキュリティ管理委員会を設置する。
- (4) 監査役が求めたときは、担当部署はいつでも当該請求のあった文書を閲覧または謄本に供する。

4. リスク管理体制

損失の危険の管理に関する規程その他の体制(施行規則第100条第1項第2号)

- (1) 業務遂行から生じる様々なリスクを可能な限り統一的な尺度で総合的に把握したうえで、経営の安全性を確保しつつ、株主価値の極大化を追求するため、統合リスク管理・運営を行う。
- (2) リスクを次のように分類したうえで、リスク管理・運営のための行則を制定する。
 - ① 信用リスク
 - ② 市場リスク
 - ③ 資金流動性リスク
 - ④ オペレーショナルリスク
 - ⑤ 決済リスク
- (3) 当行グループの統合リスク運営のための管理体制を整備するものとする。リスクの管理・運営に係わる委員会や、リスク管理を担当する役員および統括部署等を設置する。
- (4) リスクの特定、計測、コントロールおよびモニタリングからなるリスク管理プロセスによって適切にリスクを管理する。
- (5) 割当資本制度(リスクを計量化し、当行グループ全体の経済資本(リスク量に見合う資本)を、当行部門ごとにリスクカテゴリー別にそれぞれ割り当てる制度)を運営するための体制を整備する。
- (6) 危機事象の発生に伴う経済的損失および信用失墜等を最小限に止めるとともに、業務継続および迅速な通常機能の回復を確保するために必要な態勢を整備する。

5. 職務執行の効率性確保のための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(施行規則第100条第1項第3号)

- (1) 経営目標を定めるとともに、当行グループの経営計画を制定し、適切な手法に基づく経営管理を行う。
- (2) 経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会の意思決定に資するため取締役会付議事項を事前に検討する。また、経営会議の諮問機関として各種の委員会を設置する。
- (3) 取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、行則に基づく職制、組織体制等の整備を行い、職務執行を分担する。

6. グループ管理体制

株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(施行規則第100条第1項第5号)

- (1) 当行グループとしての業務の適正を確保するため、㈱三菱UFJフィナンシャル・グループが制定するグループ経営理念、倫理綱領および行動規範を採択する。
- (2) ㈱三菱UFJフィナンシャル・グループが定める同社グループ経営管理の基本方針、ならびに顧客保護等管理、リスク管理、コンプライアンス、内部監査等、各事項ごとに、同社が制定する同社グループ経営管理のための社則を認識するとともに、同社と経営管理契約を締結する。
ただし、当行が同社から違法または当行の業務の健全かつ適切な運営に支障をきたすような不当な要請を受けた場合は、当行取締役会においてこれを拒絶する旨の決議を行う。
- (3) 当行グループ経営管理のための各行則に則り、職務分担に沿って当行グループ会社からの報告等を受け、当行グループの経営管理を行う。
- (4) 財務報告に関する内部統制および開示統制・手続に関する行則を制定するとともに、その一環として㈱三菱UFJフィナンシャル・グループが会計監査ホットライン(同社グループにおける会計に係る事案について、同社グループ会社の役職員のみならず一般関係者からの通報を受付ける内部通報制度)を設置する。

7. 内部監査体制

業務の適正を確保するための体制の適切性・有効性を検証・評価する体制(施行規則には明記がなく、当行の任意で大項目とするもの)

- (1) リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価する機能を担う高い専門性と独立性を備えた内部監査体制を整備し、当行および当行グループの業務の健全性・適切性を確保する。
- (2) 当行および当行グループの内部監査の基本事項を定めるため行則を制定する。

- (3) 当行および当行グループの内部監査および法令遵守等に関わる事項を審議する取締役会傘下の任意の委員会として「監査委員会」を、内部監査担当部署として監査部を設置する。
- (4) 当行内部監査担当部署は、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ内部監査担当部署統括のもと、三菱UFJ信託銀行(株)・三菱UFJ証券(株)との連携・協働により、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役会による同社グループ全体の業務監督機能をサポートする。
- (5) 内部監査担当部署は、必要に応じ監査役および監査法人との間で協力関係を構築し、内部監査の効率的な実施に努める。

(監査役の監査の実効性を確保するための体制)

8. 監査役の職務を補助する使用人に関する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(施行規則第100条第3項第1号)

- (1) 監査役の職務を補助する組織として監査役会室を設置し、監査役会の指揮の下におく。

9. 監査役の職務を補助する使用人の独立性

前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項(施行規則第100条第3項第2号)

- (1) 監査役の職務を補助する使用人の人事等、当該使用人の独立性に関する事項は、監査役会の意向を尊重する。

10. 監査役への報告体制

取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制(施行規則第100条第3項第3号)

- (1) 下記の事項を監査役に報告する。

- ① 取締役会および経営会議で決議または報告された事項
- ② 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ③ 内部監査の実施状況およびその結果
- ④ 重大な法令違反等
- ⑤ その他監査役が報告を求める事項

11. その他監査役の監査の実効性の確保のための体制

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(施行規則第100条第3項第4号)

- (1) 代表取締役および内部監査担当部署は、監査役と定期的に意見交換を行う。
- (2) 監査役は取締役会に出席する他、経営会議その他の重要な委員会等にも出席できるものとする。
- (3) 役職員は、監査役からの調査またはヒアリング依頼に対し、協力するものとする。
- (4) その他、役職員は、監査役会規則および監査役監査基準に定めのある事項を尊重する。

エ) 役員報酬の内容

社内取締役に対する報酬	882百万円
社外取締役に対する報酬	32百万円
社内監査役に対する報酬	176百万円
社外監査役に対する報酬	62百万円

(注) 1 役員報酬は、当行役員に対して当行が支払った役員報酬の合計を記載しております。

なお、連結子会社による当行役員に対する役員報酬の支払いはありません。

2 上記以外に当行が支払った退職慰労金は、社内取締役1,470百万円、社内監査役58百万円であり、社外取締役、社外監査役に対する退職慰労金の支払いはありません。

なお、連結子会社による当行役員に対する退職慰労金の支払いはありません。

オ) 社外取締役、社外監査役または会計監査人との間で会社法第427条第1項に規定する契約(いわゆる責任限定契約)を締結した場合の当該契約の内容の概要

当行は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役のうち石原邦夫氏および尾崎輝郎氏の両氏ならびに社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、10百万円と会社法第425条第1項各号の額の合計額とのいずれか高い額を限度とする契約を締結しております。

② 内部監査および監査役監査の組織、人員および手続並びに内部監査、監査役監査および会計監査の相互連携

当行では、内部監査の役割を「業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性および法令等の遵守に留意のうえ、内部管理態勢に対する検証・評価を行い、経営陣に対し、内部管理態勢等の評価、および問題点の改善方法の提言等を行う」こととしております。

内部監査の目的、権限と責任、実施と報告に係る基本事項は、取締役会が制定した規則に定められており、内部監査業務以外の業務を兼務しない担当役員の下に各業務部門から独立した監査部を設置しており、平成21年3月末現在の人員は529名となっております。監査部内には、業務監査を担当する業務監査室、与信監査を担当する与信監査室が設置されております。また、海外については、米州・欧州に業務監査室・与信監査室を設置、アジアの主要拠点には内部監査人を配置しております。

内部監査計画の基本方針や実施した内部監査結果などの重要事項は、内部監査部門から監査委員会に直接報告され、監査委員会における審議を経て取締役会に報告される仕組みとなっております。内部監査実施にあたっては、リスクの種類・程度に応じて監査資源の配分や検証の範囲・深度に濃淡をつけるリスクベースの監査手法を採用しております。

監査役会および監査役は、社外監査役も含め、情報共有化、意見交換を密に行い、前述「イ) 会社の経営上の意思決定、執行および監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」に記載のとおり、監査方針および監査計画に基づき、取締役の職務遂行を監査しております。

また、当行では、監査役、会計監査人および監査部はそれぞれの間で報告会や意見交換会等を開催しており、監査施策や監査結果に係る情報を共有するなど、連携強化に努めております。

③ 社外取締役および社外監査役と提出会社との人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係

社外取締役斎藤広志氏は、当行の親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの代表取締役であります。当行と同社との関係内容は第5〔経理の状況〕1〔連結財務諸表等〕の〔関連当事者情報〕に記載しております。

社外取締役石原邦夫氏と当行の間には取引関係があり、その内容は第5〔経理の状況〕1〔連結財務諸表等〕の〔関連当事者情報〕に記載しております。

社外取締役尾崎輝郎氏は、株式会社アンダーセンビジネスアソシエーツの代表取締役であり、当行は同社との間に預金取引関係があります。

社外監査役高須賀嘉氏は、当行の親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの社外監査役であります。

平成21年6月25日付で当行の監査役(社外監査役)を退任した早川吉春氏は、株式会社霞経営研究所の代表取締役であり、当行は同社との間に預金取引関係があります。

社外監査役中川徹也氏と当行との間には取引関係があり、その内容は第5〔経理の状況〕1〔連結財務諸表等〕の〔関連当事者情報〕に記載しております。

なお、平成21年6月25日付で監査役(社外監査役)に就任した松尾憲治氏は、明治安田生命保険相互会社の取締役代表執行役であり、当行は同社との間に預金取引その他の取引関係があります。

この他の社外取締役、社外監査役と当行との間には特別な利害関係はありません。

④ 業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名、監査業務に係る補助者の構成

当行の会計監査業務を執行した公認会計士は小暮和敏氏、園生裕之氏、大竹新氏、福井良太氏であり、監査法人トーマツに所属しております。また、当行の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士45名、会計士補等80名、その他73名であります。

⑤ 定款で取締役の定数または取締役の資格制限について定め、また、取締役の選解任の決議要件につき、会社法と異なる別段の定めをした場合、その内容

当行は定款で以下の事項を定めております。

- ・当行の取締役は20名以内とする。
- ・当行の取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要し、累積投票によらないものとする。

⑥ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした場合、その事項およびその理由

当行は資本政策の機動性を確保することを目的に、会社法第459条第1項第1号に規定される株主との合意による自己の株式の取得については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨、定款で定めております。

当行は株主総会を開催することなく株主への中間配当を行うことが可能となるよう、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株主質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による金銭による剰余金の配当を行うことができる旨、定款で定めております。

⑦ 株主総会の特別決議要件を変更した場合、その内容およびその理由

当行は株主総会を円滑に運営することを目的に、会社法第309条第2項の定めによる決議および会社法その他の法令において同項の決議方法が準用される決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款で定めております。

⑧ 会社が種類株式発行会社であって、議決権の有無もしくはその内容に差異がある場合、その旨およびその理由

当行は、財務政策上の柔軟性を確保するため、会社法第108条第1項第3号に定める内容(いわゆる議決権制限)について普通株式と異なる定めをした議決権のない優先株式を発行しております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	—	—	1,933	78
連結子会社	—	—	292	216
計	—	—	2,226	294

② 【その他重要な報酬の内容】

当行および UnionBanCal Corporation をはじめとする当行の一部の連結子会社では、当行の監査公認会計士等と同一のネットワークに属している監査法人等に対して監査証明業務に基づく報酬およびそれ以外の業務に基づく報酬を支払っており、その総額は1,603百万円であります。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当行が監査公認会計士等に対して報酬を支払った非監査業務の内容は、自己資本比率算定に係る内部管理体制に関する調査手続、システム統合プロジェクトに係る評価、会計相談、内部統制態勢の検証、リスク管理モデルの検証、その他の監査関連業務等であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当ありません。

第5 【経理の状況】

- 1 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債並びに収益及び費用については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に定める分類に準じて記載しております。なお、前連結会計年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）は、改正前の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当連結会計年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
- 2 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債並びに収益及び費用については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に定める分類に準じて記載しております。なお、前事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
- 3 前連結会計年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）及び当連結会計年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の連結財務諸表並びに前事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）及び当事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	当連結会計年度末 (平成21年3月31日)
資産の部		
現金預け金	※7 9,127,750	※7 5,239,373
コールローン及び買入手形	1,096,258	272,085
買現先勘定	※2 397,907	※2 134,638
債券貸借取引支払保証金	※2 4,874,657	※2 4,478,999
買入金銭債権	※7 4,529,809	※7 3,326,640
特定取引資産	※7 4,795,728	※7 10,636,985
金銭の信託	290,341	241,889
有価証券	※1, ※2, ※7, ※14 33,281,702	※1, ※2, ※7, ※14 38,281,258
投資損失引当金	△29,336	△36,656
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 79,363,106	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 81,558,184
外国為替	※2 1,243,500	※2 1,057,725
その他資産	※7 4,590,922	※7 5,489,877
有形固定資産	※7, ※10, ※11 1,366,027	※7, ※10, ※11 1,100,776
建物	291,883	252,355
土地	※9 652,626	※9 625,621
リース資産		1,399
建設仮勘定	6,493	11,360
その他の有形固定資産	415,024	210,039
無形固定資産	※7 622,334	※7 647,324
ソフトウェア	272,310	284,311
のれん	104,131	290,557
リース資産		139
その他の無形固定資産	245,893	72,315
繰延税金資産	747,152	1,036,580
支払承諾見返	※14 10,483,692	※14 8,210,537
貸倒引当金	△979,575	△850,061
資産の部合計	155,801,981	160,826,160

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	当連結会計年度末 (平成21年3月31日)
負債の部		
預金	※7 109,411,671	※7 107,382,069
譲渡性預金	5,323,841	6,257,192
コールマネー及び売渡手形	※7 1,800,584	※7 1,627,320
売現先勘定	※7 3,961,480	※7 7,377,148
債券貸借取引受入担保金	※7 2,546,715	※7 1,465,090
コマーシャル・ペーパー	※7 357,362	141,436
特定取引負債	1,220,211	※7 6,103,804
借入金	※2, ※7, ※12 2,660,227	※2, ※7, ※12 4,015,265
外国為替	※2 974,790	※2 809,169
短期社債	44,200	31,472
社債	※13 4,862,493	※13 4,960,713
その他負債	3,667,563	5,234,205
賞与引当金	25,601	21,094
役員賞与引当金	141	—
退職給付引当金	47,563	66,188
役員退職慰労引当金	1,035	812
ポイント引当金	8,043	850
偶発損失引当金	126,649	52,486
構造改革損失引当金	22,865	—
特別法上の引当金	1,901	1,475
繰延税金負債	76,331	23,808
再評価に係る繰延税金負債	※9 191,788	※9 186,927
支払承諾	※7, ※14 10,483,692	※7, ※14 8,210,537
負債の部合計	147,816,755	153,969,071
純資産の部		
資本金	996,973	1,196,295
資本剰余金	2,773,290	3,362,612
利益剰余金	2,032,903	1,641,630
株主資本合計	5,803,166	6,200,539
その他有価証券評価差額金	266,877	△712,608
繰延ヘッジ損益	82,737	127,312
土地再評価差額金	※9 231,333	※9 224,212
為替換算調整勘定	△48,871	△234,987
米国会計基準適用子会社における年金債務調整額	—	△51,822
評価・換算差額等合計	532,077	△647,894
少数株主持分	1,649,981	1,304,444
純資産の部合計	7,985,225	6,857,089
負債及び純資産の部合計	155,801,981	160,826,160

②【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
経常収益	5,083,631	4,240,043
資金運用収益	3,311,202	2,791,722
貸出金利息	2,153,811	1,908,223
有価証券利息配当金	650,802	504,136
コールローン利息及び買入手形利息	19,613	11,498
買現先利息	13,325	6,418
債券貸借取引受入利息	18,442	11,580
預け金利息	208,902	95,855
その他の受入利息	246,304	254,009
信託報酬	24,470	15,043
役務取引等収益	860,102	695,710
特定取引収益	217,106	138,926
その他業務収益	278,310	440,966
その他経常収益	※1 392,438	※1 157,674
経常費用	4,289,221	4,343,863
資金調達費用	1,592,148	1,091,964
預金利息	808,141	519,275
譲渡性預金利息	123,244	83,488
コールマネー利息及び売渡手形利息	34,475	21,402
売現先利息	125,191	63,618
債券貸借取引支払利息	16,787	5,095
コマーシャル・ペーパー利息	16,221	3,301
借用金利息	69,817	74,538
短期社債利息	1,045	729
社債利息	147,831	131,931
その他の支払利息	249,392	188,581
役務取引等費用	106,972	113,289
その他業務費用	173,675	486,027
営業経費	1,674,515	1,432,249
その他経常費用	741,909	1,220,333
貸倒引当金繰入額	47,076	204,943
その他の経常費用	※2 694,832	※2 1,015,389
経常利益又は経常損失(△)	794,409	△103,819

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
特別利益	170,638	244,840
固定資産処分益	24,780	7,452
償却債権取立益	34,296	33,147
金融商品取引責任準備金取崩額	—	430
子会社の第三者割当増資に伴う持分変動利益	71,453	—
子会社株式売却益	16,075	1,632
子会社合併に伴う持分変動利益	13,050	—
子会社による事業売却益	10,810	—
親会社株式売却益	—	172,096
過年度損益修正益	—	※5 15,689
リース会計基準の適用に伴う影響額	—	※6 6,186
その他の特別利益	※3 169	8,205
特別損失	112,341	112,201
固定資産処分損	12,382	23,763
減損損失	11,903	4,472
金融商品取引責任準備金繰入額	137	—
子会社における構造改革損失引当金繰入額	64,049	—
過年度損益修正損	※4 23,869	—
システム統合に係る費用	—	83,964
税金等調整前当期純利益	852,706	28,820
法人税、住民税及び事業税	81,361	63,086
還付法人税等	10,830	—
法人税等調整額	120,412	111,243
法人税等合計	—	174,329
少数株主利益	70,308	68,453
当期純利益又は当期純損失(△)	591,452	△213,962

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	996,973	996,973
当期変動額		
新株の発行	—	199,322
当期変動額合計	—	199,322
当期末残高	996,973	1,196,295
資本剰余金		
前期末残高	2,767,590	2,773,290
当期変動額		
新株の発行	5,700	199,322
自己株式の処分	—	390,000
当期変動額合計	5,700	589,322
当期末残高	2,773,290	3,362,612
利益剰余金		
前期末残高	1,914,973	2,032,903
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	—	△6,210
当期変動額		
剰余金の配当	△459,580	△183,966
当期純利益又は当期純損失(△)	591,452	△213,962
土地再評価差額金の取崩	8,974	7,120
持分法適用関連会社の減少	△13,699	—
海外連結子会社における会計基準変更	△9,217	—
持分法の適用範囲の変動	—	5,746
当期変動額合計	117,929	△385,062
当期末残高	2,032,903	1,641,630
株主資本合計		
前期末残高	5,679,537	5,803,166
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	—	△6,210
当期変動額		
新株の発行	5,700	398,645
剰余金の配当	△459,580	△183,966
当期純利益又は当期純損失(△)	591,452	△213,962
自己株式の処分	—	390,000
土地再評価差額金の取崩	8,974	7,120
持分法適用関連会社の減少	△13,699	—
海外連結子会社における会計基準変更	△9,217	—
持分法の適用範囲の変動	—	5,746
当期変動額合計	123,629	403,583
当期末残高	5,803,166	6,200,539

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	1,431,320	266,877
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,164,443	△979,486
当期変動額合計	△1,164,443	△979,486
当期末残高	266,877	△712,608
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	△52,655	82,737
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	135,393	44,574
当期変動額合計	135,393	44,574
当期末残高	82,737	127,312
土地再評価差額金		
前期末残高	240,307	231,333
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△8,974	△7,120
当期変動額合計	△8,974	△7,120
当期末残高	231,333	224,212
為替換算調整勘定		
前期末残高	△30,676	△48,871
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△18,195	△186,116
当期変動額合計	△18,195	△186,116
当期末残高	△48,871	△234,987
米国会計基準適用子会社における年金債務調整額		
前期末残高	—	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	△51,822
当期変動額合計	—	△51,822
当期末残高	—	△51,822
評価・換算差額等合計		
前期末残高	1,588,295	532,077
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,056,218	△1,179,971
当期変動額合計	△1,056,218	△1,179,971
当期末残高	532,077	△647,894

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
少数株主持分		
前期末残高	1,622,722	1,649,981
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	27,259	△345,537
当期変動額合計	27,259	△345,537
当期末残高	1,649,981	1,304,444
純資産合計		
前期末残高	8,890,555	7,985,225
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	—	△6,210
当期変動額		
新株の発行	5,700	398,645
剰余金の配当	△459,580	△183,966
当期純利益又は当期純損失（△）	591,452	△213,962
自己株式の処分	—	390,000
土地再評価差額金の取崩	8,974	7,120
持分法適用関連会社の減少	△13,699	—
海外連結子会社における会計基準変更	△9,217	—
持分法の適用範囲の変動	—	5,746
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,028,959	△1,525,509
当期変動額合計	△905,329	△1,121,925
当期末残高	7,985,225	6,857,089

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	852,706	28,820
減価償却費	284,758	168,083
減損損失	11,903	4,472
のれん償却額	3,882	9,103
負ののれん償却額	△193	△90
持分法による投資損益 (△は益)	△7,441	3,672
貸倒引当金の増減 (△)	△88,970	45,456
投資損失引当金の増減額 (△は減少)	3,759	7,619
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△325	△4,334
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	141	△141
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△327	30,879
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	142	90
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	2,868	1,086
偶発損失引当金の増減額 (△は減少)	20,338	△38,649
構造改革損失引当金の増減額 (△は減少)	22,865	△14,879
資金運用収益	△3,311,202	△2,791,722
資金調達費用	1,592,148	1,091,964
有価証券関係損益 (△)	△30,117	381,073
親会社株式売却益	—	△172,096
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△10,435	△1,121
為替差損益 (△は益)	1,175,125	106,142
固定資産処分損益 (△は益)	△12,398	16,311
特定取引資産の純増 (△) 減	△659,662	△1,141,212
特定取引負債の純増減 (△)	528,965	140,728
約定済未決済特定取引調整額	82,253	14,175
貸出金の純増 (△) 減	△3,692,311	△5,266,853
預金の純増減 (△)	2,506,947	△670,058
譲渡性預金の純増減 (△)	△28,368	1,036,742
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△734,380	3,072,996
預け金 (現金同等物を除く) の純増 (△) 減	△353,052	3,529,266
コールローン等の純増 (△) 減	344,097	2,168,540
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減	△1,296,470	395,658
コールマネー等の純増減 (△)	365,644	3,360,029
コマーシャル・ペーパーの純増減 (△)	△287,802	△174,641
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	△829,202	△1,081,576
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	107,240	176,476
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△28,212	△162,337
短期社債 (負債) の純増減 (△)	△120,400	178,048
普通社債発行及び償還による増減 (△)	△280,592	△312,802
資金運用による収入	3,351,294	2,832,010
資金調達による支出	△1,567,246	△1,120,973
その他	△1,591,690	△309,157
小計	△3,673,719	5,536,798
法人税等の支払額	△69,329	△48,684
法人税等の還付額	10,507	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	△3,732,540	5,488,114

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△60,993,346	△97,996,887
有価証券の売却による収入	42,632,550	64,548,080
有価証券の償還による収入	23,561,731	27,076,741
親会社株式の売却による収入	—	238,971
金銭の信託の増加による支出	△4,500	△290,208
金銭の信託の減少による収入	185,346	328,840
有形固定資産の取得による支出	△254,626	△128,536
無形固定資産の取得による支出	△193,432	△274,360
有形固定資産の売却による収入	117,390	49,052
無形固定資産の売却による収入	962	191,678
事業譲渡による収入	11,516	1,055
子会社株式の取得による支出	△894	△389,310
子会社株式の売却による収入	—	503
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	26,943	758
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△1,045	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	18,939	10,874
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	△91,774	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,015,761	△6,632,746
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入れによる収入	117,000	184,250
劣後特約付借入金の返済による支出	△130,000	△418,500
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行による収入	238,229	876,100
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出	△92,777	△242,152
株式の発行による収入	—	398,645
少数株主からの払込みによる収入	281,410	225,523
少数株主への払戻による支出	△4,161	△2,332
優先株式等の償還等による支出	△106,000	△91,030
リース債務の返済による支出	—	△184
配当金の支払額	△459,580	△183,966
少数株主への配当金の支払額	△73,865	△59,382
自己株式の売却による収入	—	390,000
子会社の自己株式の取得による支出	△11,066	△7,699
子会社の自己株式の処分による収入	151	14
その他	△2,959	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△243,620	1,069,287
現金及び現金同等物に係る換算差額	△29,075	△164,417
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,010,524	△239,762
現金及び現金同等物の期首残高	2,526,701	3,546,580
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	—	※2 △35,686
吸収分割による現金及び現金同等物の増加額	8,695	—
連結子会社の合併による現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	658	—
現金及び現金同等物の期末残高	3,546,580	※1 3,271,131

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 165社 主要な会社名 三菱UFJニコス株式会社 UnionBanCal Corporation なお、カブドットコム証券株式会社他8社は、追加出資、新規設立等により、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。 また、株式会社ディーシーカード他22社は、売却、清算、合併等により子会社でなくなったため、当連結会計年度より連結の範囲から除いております。 UFJニコス株式会社と株式会社ディーシーカードは、平成19年4月1日付で合併し、会社名を三菱UFJニコス株式会社に変更しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。 (追加情報) 財務諸表等規則第8条7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社7社は、連結の範囲から除外しております。当該会社の概要等は、「(開示対象特別目的会社関係)」の注記に掲げております。 なお、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(平成19年3月29日 企業会計基準委員会)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用しております。</p> <p>(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称 ニチエレ株式会社 (子会社としなかった理由) 投資事業を営む連結子会社による企業価値向上を目的とした株式の所有であって、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。</p>	<p>(1) 連結子会社 155社 主要な会社名 株式会社泉州銀行 UnionBanCal Corporation なお、三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社他5社は、関連会社からの異動、新規設立等により、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。 また、三菱UFJニコス株式会社他15社は、株式交換に伴う事業分離、清算等により子会社でなくなったため、当連結会計年度より連結の範囲から除いております。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(3) 他の会社等の議決権(業務執行権)の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称 該当ありません。</p>

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		<p>(4) 開示対象特別目的会社に関する事項</p> <p>① 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要</p> <p>当行には、当連結会計年度末に財務諸表等規則第8条第7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社はないことから、記載していません。</p> <p>② 当連結会計年度における特別目的会社との取引金額等</p> <p>財務諸表等規則第8条第7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社は当連結会計年度末にはありません。</p> <p>なお、当連結会計年度における特別目的会社との取引金額等については重要性が乏しいことから、記載を省略しております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社 47社</p> <p>主要な会社名 株式会社中京銀行 株式会社ジャックス なお、株式会社ジャックス他6社は、追加出資、新規設立等により、当連結会計年度より持分法を適用しております。</p> <p>また、UFJセントラルリース株式会社他9社は、合併等により関連会社でなくなったため、当連結会計年度より持分法の対象から除いております。</p> <p>ダイヤモンドリース株式会社とUFJセントラルリース株式会社は、平成19年4月1日付で合併し、会社名を三菱UFJリース株式会社に変更し、平成20年2月6日付で、当行の子会社、緊密な者による売却等により、関連会社でなくなったため、当連結会計年度より持分法の対象から除いております。</p> <p>(2) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 SCB Leasing Public Company Limited 持分法非適用の関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 他の会社等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称 株式会社京都レメディス 株式会社京都コンステラ・テクノロジーズ 株式会社パスト ファルマフロンティア株式会社 株式会社コンバージョン SSI株式会社 NBA株式会社 (関連会社としなかった理由) ベンチャーキャピタル事業等を営む連結子会社による投資育成目的等による株式の所有であって、傘下に入れる目的ではないことから、関連会社として取り扱っておりません。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社 47社</p> <p>主要な会社名 株式会社中京銀行 株式会社ジャックス なお、株式会社ジャルカード他5社は、株式取得、新規設立等により、当連結会計年度より持分法を適用しております。</p> <p>また、三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社他5社は、子会社への異動等により関連会社でなくなったため、当連結会計年度より持分法の対象から除いております。</p> <p>(2) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 SCB Leasing Public Company Limited 持分法非適用の関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 他の会社等の議決権（業務執行権）の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称 株式会社京都レメディス 株式会社京都コンステラ・テクノロジーズ 株式会社パスト ファルマフロンティア株式会社 株式会社コンバージョン NBA株式会社 株式会社Spring (関連会社としなかった理由) ベンチャーキャピタル事業等を営む連結子会社による投資育成目的等による株式の所有であって、傘下に入れる目的ではないことから、関連会社として取り扱っておりません。</p>

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																												
3 連結子会社の事業年度等 に関する事項	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>5月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>10月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>12月末日</td><td>102社</td></tr> <tr><td>1月24日</td><td>8社</td></tr> <tr><td>1月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>2月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>3月末日</td><td>50社</td></tr> </table> <p>(2) 5月末日を決算日とする連結子会社は、2月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。10月末日を決算日とする連結子会社は、1月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。またその他の連結子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当行は、平成19年6月28日に Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (China), Ltd. を設立し、当行の中国における6支店2出張所は平成19年7月1日付で同社の支店・出張所となりました。同社は12月末日を決算日とする連結子会社であります。</p> <p>なお、同社は「アジア・オセアニア」セグメントに属しております。</p>	5月末日	2社	10月末日	1社	12月末日	102社	1月24日	8社	1月末日	1社	2月末日	1社	3月末日	50社	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>5月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>10月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>12月末日</td><td>94社</td></tr> <tr><td>1月24日</td><td>10社</td></tr> <tr><td>1月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>2月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>3月末日</td><td>46社</td></tr> </table> <p>(2) 5月末日を決算日とする連結子会社は、2月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>10月末日を決算日とする連結子会社は、1月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>また、その他の連結子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>なお、連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	5月末日	2社	10月末日	1社	12月末日	94社	1月24日	10社	1月末日	1社	2月末日	1社	3月末日	46社
5月末日	2社																													
10月末日	1社																													
12月末日	102社																													
1月24日	8社																													
1月末日	1社																													
2月末日	1社																													
3月末日	50社																													
5月末日	2社																													
10月末日	1社																													
12月末日	94社																													
1月24日	10社																													
1月末日	1社																													
2月末日	1社																													
3月末日	46社																													

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益（利息配当金、売却損益及び評価損益）を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (A) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益（利息配当金、売却損益及び評価損益）を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (A) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(追加情報) 従来、「有価証券」に含まれる変動利付国債は市場価格に基づく価額により評価を行っていましたが、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（平成20年10月28日企業会計基準委員会）の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当連結会計年度末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、当行は合理的に算定された価額による評価を行っております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		<p>この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が89,198百万円増加、「繰延税金資産」が29,979百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が59,219百万円増加しております。</p> <p>変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値及び過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割り引くことにより算定しております。</p> <p>また、満期保有目的の債券の区分に変更を行った証券化商品及びその他有価証券に含まれる証券化商品のうち、企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品については、従来、市場価格に準ずるものとして外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）から入手する価格により評価を行っておりましたが、当連結会計年度より評価の精度を高めるため、合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により評価を行っております。なお、保有目的区分を満期保有目的の債券に変更した証券化商品の一部については、変更時点の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって振り替えております。</p> <p>この結果、外部業者から入手する価格に基づく価額による評価と比較して、「買入金銭債権」が317,618百万円増加、「繰延税金資産」が42,725百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が143,721百万円増加し、「その他業務費用」及び「経常損失」が131,171百万円減少、「税金等調整前当期純利益」が同額増加しております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(B) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(A)と同じ方法により行っております。</p> <p>なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の合理的に算定された価額は、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者より入手した価格の双方を勘案して算出しております。</p> <p>なお、その他の証券化商品については、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づく価額を合理的に算定された価額としております。</p> <p>(B) 同左</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、原則として時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：15年～50年 動産：2年～20年</p> <p>また、連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産のうち当行の建物（建物附属設備を除く）以外については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：15年～50年 その他：2年～20年</p> <p>また、連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>また、当行の建物（建物附属設備を除く）については、平成19年度税制改正を契機に、残存価額に関して過去の処分実績等をもとに再検討を行った結果、当連結会計年度より、残存価額は備忘価額に見直すこととし、耐用年数到来時点で備忘価額まで償却する方法としては、法人税法に規定する新定率法が合理的と判断できるため、既存の物件も含め、当該の方法に変更しております。</p> <p>これらの変更により、従来の方法に比し、営業経費は10,326百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は同額それぞれ減少しております。</p> <p>なお、当行及び一部の連結子会社において、減価償却システムの変更に時間を要する等の事情から、これらの変更を下期に行ったため、当中間連結会計期間においては従来の方法によっており、当連結会計年度との首尾一貫性を欠くことになりました。従って、当中間連結会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、営業経費は4,713百万円少なく、経常利益及び税金等調整前中間純利益は同額それぞれ多く計上されております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち当行の建物（建物附属設備を除く）以外については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これにより、営業経費は2,012百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は同額それぞれ減少しております。</p>	
	<p>② 無形固定資産</p> <p>無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として3年～10年）に対応して定額法により償却しております。</p>	<p>② 無形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として3年～10年）に対応して定額法により償却しております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		<p>③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>
	<p>(5) 繰延資産の処理方法 社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。 また、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（平成18年8月11日 企業会計基準委員会）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法 同左</p>
	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 当行及び国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権（以下「破綻懸念先債権」という）のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 当行及び国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権（以下「破綻懸念先債権」という）のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要</p>

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生じる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は659,050百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生じる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は854,084百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>
	<p>(8) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(8) 賞与引当金の計上基準</p> <p>同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(9) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。	(9) 役員賞与引当金の計上基準 同左
	(10) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 (A) 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理 (B) 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ主として発生の翌連結会計年度から費用処理	(10) 退職給付引当金の計上基準 同左 (A) 過去勤務債務 同左 (B) 数理計算上の差異 同左
	(11) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、当行の連結子会社が、役員に対する退職慰労金の支払いに備えるため、当該支給見積額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。	(11) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、当行の連結子会社が、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
	(12) ポイント引当金の計上基準 ポイント引当金は、「スーパーICカード」等におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(12) ポイント引当金の計上基準 同左
	(13) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。	(13) 偶発損失引当金の計上基準 同左
	(14) 構造改革損失引当金の計上基準 構造改革損失引当金は、当行の連結子会社における業務構造改革に伴い、今後発生が見込まれる費用及び損失見積額を計上しております。	—————

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(15) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金1,901百万円であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項、第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条、第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>なお、従来、金融先物取引法第81条及び証券取引法第51条の規定に基づき、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金を計上していましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当連結会計年度から金融商品取引責任準備金として計上しております。</p>	<p>(15) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項、第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条、第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>
	<p>(16) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(16) 外貨建資産・負債の換算基準 同左</p>
	<p>(17) リース取引の処理方法</p> <p>当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(17) リース取引の処理方法 (借手側)</p> <p>当行及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に属するものについては、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		<p>(貸手側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、収益及び費用の計上基準については、売上高を「その他経常収益」に含めて計上せず、利息相当額を各期へ配分する方法によっております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」(平成19年3月30日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」(平成19年3月30日 企業会計基準委員会)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び同適用指針を適用しております。</p> <p>(借手側)</p> <p>この変更による連結財務諸表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(貸手側)</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合と比較して、「経常収益」は114,765百万円減少し、うち「資金運用収益」が8,951百万円増加、「その他経常収益」が123,716百万円減少しております。「経常費用」は115,015百万円減少し、うち「その他経常費用」が111,469百万円減少しております。「経常損失」は250百万円減少、「特別利益」は6,186百万円増加、「税金等調整前当期純利益」は6,436百万円増加しております。</p>
	<p>(18)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>当行の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24</p>	<p>(18)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>当行の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24</p>

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p> <p>なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日日本公認会計士協会)を適用して実施しております多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティ</p>	<p>号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p> <p>なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日日本公認会計士協会)を適用して実施しております多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティ</p>

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>ブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は24,777百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は39,189百万円（同前）であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計について、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約（資金関連スワップ取引）をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>また、外貨建関連会社株式及び外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジ、外貨建関連会社株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券（債券以外）については時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ)連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っている</p>	<p>ブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は13,333百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は21,046百万円（同前）であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ハ)連結会社間取引等 同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	ため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当連結会計年度の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。	
	(19) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した連結会計年度の費用に計上しております。	(19) 消費税等の会計処理 同左
	(20) 手形割引及び再割引の会計処理 手形割引及び再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。	(20) 手形割引及び再割引の会計処理 同左
		(21) 在外子会社の会計処理基準 在外子会社の財務諸表が、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合には、それらを連結決算手続き上利用しております。 なお、在外子会社の財務諸表が、国際財務報告基準又は米国会計基準以外の各所在地国で公正妥当と認められた会計基準に準拠して作成されている場合には、米国会計基準に準拠して修正しております。 また、連結決算上必要な修正を実施しております。 (会計方針の変更) 実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(平成18年5月17日 企業会計基準委員会。以下「実務対応報告第18号」という)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。 この変更により、従来の方法によった場合と比較して、「経常損失」が1,642百万円増加し、「税金等調整前当期純利益」が同額減少しております。

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		(追加情報) 米国会計基準適用子会社の財務諸表において、米国財務会計基準審議会基準書第158号「確定給付型年金制度及びその他の退職後給付制度に関する事業主の会計処理－米国財務会計基準審議会基準書第87号、第88号、第106号及び第132号（改訂版）の改訂」に基づき計上される「退職給付費用として未認識の数理計算上の差異等」については、従来、純資産の部から控除し、「その他資産」及び「退職給付引当金」を加減しておりましたが、当連結会計年度より税効果相当額及び少数株主持分相当額控除後の金額を「米国会計基準適用子会社における年金債務調整額」として純資産の部の評価・換算差額等の区分に計上しております。 この変更により、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」が430百万円減少、「退職給付引当金」が97,403百万円増加、「繰延税金負債」が39,641百万円減少、「少数株主持分」が6,311百万円減少しております。
5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項	UnionBanCal Corporation、三菱UFJニコス株式会社及びカブドットコム証券株式会社に係るのれんの償却については、原則として発生年度以降20年間で均等償却しております。なお、その他の金額に重要性が乏しいのれん、のれん相当額、負ののれん及び負ののれん相当額については、発生年度に全額償却しております。	UnionBanCal Corporation及びカブドットコム証券株式会社に係るのれんの償却、株式会社ジャルカードに係るのれん相当額の償却並びに株式会社ジャックスに係る負ののれん相当額の償却は、原則として発生年度以降20年間で均等償却しております。なお、その他の金額に重要性が乏しいのれん、のれん相当額、負ののれん及び負ののれん相当額については、発生年度に全額償却しております。
7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち定期性預け金と譲渡性預け金以外のものではありません。	同左

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

<p>前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>(金融商品に関する会計基準) 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。 なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準における資産のグルーピングの方法の変更) 当行の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社は、株式会社ディーシーカードとの合併を契機として、資産のグルーピング単位を、クレジット事業に係る資産全体についてクレジット事業グループとするグルーピングから、管理会計上の区分として継続的な収支の管理・把握を実施している各事業単位を基本としたグルーピングに変更しております。この変更は、合併に伴い業務システムの選別を行ったこと及び構造改革の実施を行うことなどに伴う変更であります。 なお、この変更により経常利益は1,085百万円増加し、税金等調整前当期純利益は4,174百万円減少しております。</p>	<p>—————</p>
<p>—————</p>	<p>(マスターネットティング契約に基づくデリバティブ取引相殺表示) 従来、同一相手先とのデリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債については、法的に有効なマスターネットティング契約を有する場合には、その適用範囲で相殺し表示しておりましたが、当連結会計年度より、これらの金融資産及び金融負債を総額で表示する方法に変更しております。 これは、デリバティブ取引に係る担保金が増加基調にあることに鑑み、信用リスクを適切に表示する観点から検討した結果、デリバティブ取引の時価評価による金融資産・金融負債のみを相殺表示する合理性が薄れており、原則どおり総額で表示することがより適切との判断に至ったものであります。 この変更により、従来の表示方法によった場合と比較して、連結貸借対照表については、「特定取引資産」が5,133,456百万円増加、「特定取引負債」が5,257,665百万円増加、「その他資産」が1,632,726百万円増加、「その他負債」が1,508,517百万円増加しております。また、連結キャッシュ・フロー計算書については、営業活動によるキャッシュ・フローの「特定取引資産の純増(△)減」が417,267百万円減少、「特定取引負債の純増減(△)」が504,718百万円増加、「その他」が87,451百万円減少しております。</p>

<p>前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
	<p>(債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い)</p> <p>実務対応報告第26号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」(平成20年12月5日 企業会計基準委員会)が公表されたことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用し、平成21年1月30日に「その他有価証券」の一部を「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。これにより、従来の区分で保有した場合に比べ、「買入金銭債権」は9,046百万円増加、「繰延税金資産」は19,884百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は10,837百万円減少しております。</p> <p>なお、区分変更した債券の概要等については、「(有価証券関係)」の「6 保有目的を変更した有価証券」に記載しております。</p>

【表示方法の変更】

<p>前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>(連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成19年9月28日内閣府令第76号)による「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式の改正が行われ、平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から、「その他負債」に含めて計上しておりました「役員退職慰労引当金」は、区分して表示しております。</p> <p>なお、当行の連結子会社の役員退職慰労引当金は、従来、「その他負債」に含めて計上しており、前連結会計年度末の「その他負債」に含まれる「役員退職慰労引当金」の金額は945百万円であります。</p> <p>(2) 当行の連結子会社のポイント引当金は、従来、重要性が乏しかったことから、「その他負債」に含めて計上しておりましたが、当連結会計年度から区分して表示しております。</p> <p>なお、前連結会計年度末の「その他負債」に含まれる「ポイント引当金」の金額は5,174百万円であります。</p> <p>(連結損益計算書関係)</p> <p>(1) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成19年8月8日)により改正され、平成19年9月30日から施行されることになったことに伴い、「特別損失」に計上しておりました「金融先物取引責任準備金繰入額」及び「証券取引責任準備金繰入額」は、当連結会計年度から「金融商品取引責任準備金繰入額」として計上しております。</p> <p>(2) 「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しておりました「還付法人税等」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度から区分して表示しております。</p> <p>なお、前連結会計年度の「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示した「還付法人税等」は2,951百万円であります。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>(1) 連結貸借対照表の「その他負債」に含めて計上しておりました役員退職慰労引当金が、「役員退職慰労引当金」に区分して表示されたことに伴い、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて計上しておりました役員退職慰労引当金の純増減は、「役員退職慰労引当金の増加額」として表示しております。</p> <p>なお、前連結会計年度の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「役員退職慰労引当金の増加額」は238百万円であります。</p>	

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>(2) 「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて計上しておりましたポイント引当金の純増減は、金額の重要性が増したため、「ポイント引当金の増加額」として表示しております。</p> <p>なお、前連結会計年度の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「ポイント引当金の増加額」は△461百万円であります。</p> <p>(3) 「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「法人税等の支払額」に含めて計上しておりました法人税等の還付額は、金額の重要性が増したため、「法人税等の還付額」として表示しております。</p> <p>なお、前連結会計年度の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「法人税等の支払額」に含まれる「法人税等の還付額」は2,506百万円であります。</p>	<p>(連結貸借対照表関係)</p> <p>「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年7月11日 内閣府令第44号)による「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式の改正が行われ、平成20年4月1日以後開始する事業年度に係る書類について適用されることになったことに伴い、リース債権及びリース投資資産は、「その他資産」に含めて表示しております。この変更により、従来、「貸出金」に含めて表示していた海外のリース業を営む子会社のファイナンス・リース取引に係る債権及び、「その他の有形固定資産」又は「その他の無形固定資産」に含めて表示していたリース投資資産は、当連結会計年度より、「その他資産」に含めて表示しております。</p> <p>なお、前連結会計年度末の「貸出金」に含まれる「その他資産」の金額は288,067百万円、「その他の有形固定資産」に含まれる「その他資産」の金額は12,411百万円、「その他の無形固定資産」に含まれる「その他資産」の金額は283百万円であります。</p> <p>(連結株主資本等変動計算書関係)</p> <p>XBRL導入に伴い、連結財務諸表の比較可能性を向上するため、前連結会計年度において「株主資本」中の「利益剰余金」における連結会計年度中の変動額の内訳として表示しておりました「持分法適用関連会社の減少」は、当連結会計年度から「持分法の適用範囲の変動」に含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	当連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※1 有価証券には、関連会社の株式105,112百万円及び出資金1,595百万円を含んでおります。 なお、上記に含まれる共同支配企業に対する投資の金額は7,501百万円であります。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に307,050百万円含まれております。 消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は1,227,177百万円、再貸付に供している有価証券は62,653百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは11,785,351百万円であります。 手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差入という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は981,903百万円であります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額7,927百万円であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は37,858百万円、延滞債権額は684,426百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は15,816百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は441,633百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式130,749百万円及び出資金2,207百万円を含んでおります。 なお、上記に含まれる共同支配企業に対する投資の金額は8,965百万円であります。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に199,972百万円含まれております。 消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は371,509百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは12,659,525百万円あります。 手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差入という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は816,853百万円あります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は22,802百万円あります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は130,515百万円、延滞債権額は744,871百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は22,190百万円あります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は268,451百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	当連結会計年度末 (平成21年3月31日)																																														
<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,179,735百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>現金預け金</td><td style="text-align: right;">2,124百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td style="text-align: right;">1,191,568百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td style="text-align: right;">86,330百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td style="text-align: right;">34百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td style="text-align: right;">1,142百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td style="text-align: right;">764百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>預金</td><td style="text-align: right;">378,720百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td style="text-align: right;">610,900百万円</td></tr> <tr><td>コマース・ペーパー</td><td style="text-align: right;">25,000百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td style="text-align: right;">121,260百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td style="text-align: right;">2,124百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金113,293百万円、買入金銭債権568,156百万円、有価証券2,633,225百万円、貸出金6,008,650百万円及びその他資産5,707百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は1,065,945百万円、有価証券は5,894,235百万円であり、対応する売現先勘定は3,937,974百万円、債券貸借取引受入担保金は1,897,372百万円であります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は63,208,030百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	現金預け金	2,124百万円	有価証券	1,191,568百万円	貸出金	86,330百万円	その他資産	34百万円	有形固定資産	1,142百万円	無形固定資産	764百万円	預金	378,720百万円	コールマネー及び売渡手形	610,900百万円	コマース・ペーパー	25,000百万円	借入金	121,260百万円	支払承諾	2,124百万円	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,166,030百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>現金預け金</td><td style="text-align: right;">1,679百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td style="text-align: right;">328,040百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td style="text-align: right;">1,235,691百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td style="text-align: right;">2,573,385百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td style="text-align: right;">403百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td style="text-align: right;">604百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td style="text-align: right;">654百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>預金</td><td style="text-align: right;">445,370百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td style="text-align: right;">565,000百万円</td></tr> <tr><td>特定取引負債</td><td style="text-align: right;">88,680百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td style="text-align: right;">2,291,831百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td style="text-align: right;">1,124百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金39,022百万円、買入金銭債権765,299百万円、特定取引資産14,743百万円、有価証券8,088,688百万円、貸出金7,029,348百万円及びその他資産4,551百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は2,702,538百万円、有価証券は6,285,264百万円であり、対応する売現先勘定は7,350,406百万円、債券貸借取引受入担保金は1,416,039百万円であります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は55,024,100百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	現金預け金	1,679百万円	特定取引資産	328,040百万円	有価証券	1,235,691百万円	貸出金	2,573,385百万円	その他資産	403百万円	有形固定資産	604百万円	無形固定資産	654百万円	預金	445,370百万円	コールマネー及び売渡手形	565,000百万円	特定取引負債	88,680百万円	借入金	2,291,831百万円	支払承諾	1,124百万円
現金預け金	2,124百万円																																														
有価証券	1,191,568百万円																																														
貸出金	86,330百万円																																														
その他資産	34百万円																																														
有形固定資産	1,142百万円																																														
無形固定資産	764百万円																																														
預金	378,720百万円																																														
コールマネー及び売渡手形	610,900百万円																																														
コマース・ペーパー	25,000百万円																																														
借入金	121,260百万円																																														
支払承諾	2,124百万円																																														
現金預け金	1,679百万円																																														
特定取引資産	328,040百万円																																														
有価証券	1,235,691百万円																																														
貸出金	2,573,385百万円																																														
その他資産	403百万円																																														
有形固定資産	604百万円																																														
無形固定資産	654百万円																																														
預金	445,370百万円																																														
コールマネー及び売渡手形	565,000百万円																																														
特定取引負債	88,680百万円																																														
借入金	2,291,831百万円																																														
支払承諾	1,124百万円																																														

前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	当連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日 政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 1,192,096百万円</p> <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 84,051百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金924,000百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債には、劣後特約付社債2,896,680百万円が含まれております。</p> <p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は3,078,608百万円であります。</p>	<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日 政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,005百万円</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 846,147百万円</p> <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 82,961百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金688,000百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債には、劣後特約付社債3,370,043百万円が含まれております。</p> <p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,859,231百万円であります。</p>

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>※1 その他経常収益には、リース業を営む連結子会社に係る受取リース料152,639百万円及び株式等売却益145,849百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他の経常費用には、貸出金償却250,115百万円、株式等償却155,305百万円及びリース業を営む連結子会社に係るリース原価132,564百万円を含んでおります。</p> <p>※3 その他の特別利益は、偶発損失引当金戻入益であります。</p> <p>※4 過年度損益修正損は、平成18年1月1日付での株式会社U F J銀行との合併に伴う受入資産に係る修正消去であります。</p>	<p>※1 その他経常収益には、株式等売却益86,635百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他の経常費用には、株式等償却496,351百万円及び貸出金償却363,148百万円を含んでおります。</p> <p>※5 過年度損益修正益は、外貨建有価証券に対する為替変動リスク・ヘッジ取引に係る修正であります。</p> <p>※6 リース会計基準の適用に伴う影響額は、リース業を主たる事業として営む連結子会社が貸手としてのリース取引の処理方法を変更したことに伴う影響額であります。</p>

(連結株主資本等変動計算書関係)

I 前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	10,257,961	—	—	10,257,961	
第一回第二種優先株式	100,000	—	—	100,000	
第一回第三種優先株式	27,000	—	—	27,000	
第一回第四種優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第五種優先株式	150,000	—	—	150,000	
第一回第六種優先株式	—	1,000	—	1,000	(注) 1
合計	10,614,661	1,000	—	10,615,661	
自己株式					
第一回第三種優先株式	9,300	—	—	9,300	
第一回第四種優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第五種優先株式	150,000	—	—	150,000	
合計	239,000	—	—	239,000	

(注) 1 第一回第六種優先株式の増加1,000千株は、三菱UFJ信託銀行株式会社の貸出事業等の一部を吸収分割により承継したことに伴う新株の発行であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	157,562	15.36	平成19年3月31日	平成19年6月27日
	第一回第二種優先株式	3,000	30.00	平成19年3月31日	平成19年6月27日
	第一回第三種優先株式	140	7.95	平成19年3月31日	平成19年6月27日
平成19年11月21日 取締役会	普通株式	295,737	28.83	平成19年9月30日	平成19年11月22日
	第一回第二種優先株式	3,000	30.00	平成19年9月30日	平成19年11月22日
	第一回第三種優先株式	140	7.95	平成19年9月30日	平成19年11月22日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	180,745	その他 利益剰余金	17.62	平成20年3月31日	平成20年6月26日
	第一回第二種 優先株式	3,000	その他 利益剰余金	30.00	平成20年3月31日	平成20年6月26日
	第一回第三種 優先株式	140	その他 利益剰余金	7.95	平成20年3月31日	平成20年6月26日
	第一回第六種 優先株式	80	その他 利益剰余金	80.68	平成20年3月31日	平成20年6月26日

II 当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	10,257,961	575,422	—	10,833,384	(注) 1
第一回第二種優先株式	100,000	—	—	100,000	
第一回第三種優先株式	27,000	—	27,000	—	(注) 2
第一回第四種優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第五種優先株式	150,000	—	150,000	—	(注) 3
第一回第六種優先株式	1,000	—	—	1,000	
第一回第七種優先株式	—	177,000	—	177,000	(注) 4
合計	10,615,661	752,422	177,000	11,191,084	
自己株式					
第一回第三種優先株式	9,300	17,700	27,000	—	(注) 5
第一回第四種優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第五種優先株式	150,000	—	150,000	—	(注) 6
第一回第七種優先株式	—	177,000	156,000	21,000	(注) 7
合計	239,000	194,700	333,000	100,700	

- (注) 1 普通株式の発行済株式の増加575,422千株のうち43,895千株は、第一回第三種優先株式の一斉取得に伴う普通株式の交付による増加であり、531,527千株は、増資による増加であります。
- 2 第一回第三種優先株式の発行済株式の減少27,000千株は、第一回第七種優先株式への変更による減少であります。
- 3 第一回第五種優先株式の発行済株式の減少150,000千株は、第一回第七種優先株式への変更による減少であります。
- 4 第一回第七種優先株式の発行済株式の増加177,000千株は、第一回第三種優先株式及び第一回第五種優先株式からの変更による増加であります。
- 5 第一回第三種優先株式の自己株式の増加17,700千株は、一斉取得による増加であり、減少27,000千株は、第一回第七種優先株式への変更による減少であります。
- 6 第一回第五種優先株式の自己株式の減少150,000千株は、第一回第七種優先株式への変更による減少であります。
- 7 第一回第七種優先株式の自己株式の増加177,000千株は、第一回第三種優先株式及び第一回第五種優先株式からの変更による増加であり、減少156,000千株は、割当処分による減少であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	180,745	17.62	平成20年3月31日	平成20年6月26日
	第一回第二種優先株式	3,000	30.00	平成20年3月31日	平成20年6月26日
	第一回第三種優先株式	140	7.95	平成20年3月31日	平成20年6月26日
	第一回第六種優先株式	80	80.68	平成20年3月31日	平成20年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	59,041	その他 利益剰余金	5.45	平成21年3月31日	平成21年6月25日
	第一回第二種 優先株式	6,000	その他 利益剰余金	60.00	平成21年3月31日	平成21年6月25日
	第一回第六種 優先株式	210	その他 利益剰余金	210.90	平成21年3月31日	平成21年6月25日
	第一回第七種 優先株式	6,708	その他 利益剰余金	43.00	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																						
<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>9,127,750百万円</td> </tr> <tr> <td>定期性預け金及び譲渡性預け金</td> <td>△5,581,170百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>3,546,580百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	9,127,750百万円	定期性預け金及び譲渡性預け金	△5,581,170百万円	現金及び現金同等物	<u>3,546,580百万円</u>	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>5,239,373百万円</td> </tr> <tr> <td>定期性預け金及び譲渡性預け金</td> <td>△1,968,242百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>3,271,131百万円</u></td> </tr> </table> <p>※2 株式交換により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の内容</p> <table> <tr> <td>三菱UFJニコス株式会社</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資産合計</td> <td>3,456,514百万円</td> </tr> <tr> <td>(うち支払承諾見返)</td> <td>1,441,028百万円)</td> </tr> <tr> <td>負債合計</td> <td>3,279,146百万円</td> </tr> <tr> <td>(うち支払承諾)</td> <td>1,441,028百万円)</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	5,239,373百万円	定期性預け金及び譲渡性預け金	△1,968,242百万円	現金及び現金同等物	<u>3,271,131百万円</u>	三菱UFJニコス株式会社		資産合計	3,456,514百万円	(うち支払承諾見返)	1,441,028百万円)	負債合計	3,279,146百万円	(うち支払承諾)	1,441,028百万円)
現金預け金勘定	9,127,750百万円																						
定期性預け金及び譲渡性預け金	△5,581,170百万円																						
現金及び現金同等物	<u>3,546,580百万円</u>																						
現金預け金勘定	5,239,373百万円																						
定期性預け金及び譲渡性預け金	△1,968,242百万円																						
現金及び現金同等物	<u>3,271,131百万円</u>																						
三菱UFJニコス株式会社																							
資産合計	3,456,514百万円																						
(うち支払承諾見返)	1,441,028百万円)																						
負債合計	3,279,146百万円																						
(うち支払承諾)	1,441,028百万円)																						

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																																										
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">取得価額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">49百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他の有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">152,843百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">134,510百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">287,403百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減価償却累計額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">40百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他の有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">78,047百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">76,946百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">155,034百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減損損失累計額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他の有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">301百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">37百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">338百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年度末残高相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">9百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他の有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">74,495百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">57,526百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">132,031百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、ソフトウェアのうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">44,580百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">90,010百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">134,590百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、ソフトウェアのうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース資産減損勘定年度末残高 <p style="text-align: right;">203百万円</p>	取得価額相当額		建物	49百万円	その他の有形固定資産	152,843百万円	ソフトウェア	134,510百万円	合計	287,403百万円	減価償却累計額相当額		建物	40百万円	その他の有形固定資産	78,047百万円	ソフトウェア	76,946百万円	合計	155,034百万円	減損損失累計額相当額		その他の有形固定資産	301百万円	ソフトウェア	37百万円	合計	338百万円	年度末残高相当額		建物	9百万円	その他の有形固定資産	74,495百万円	ソフトウェア	57,526百万円	合計	132,031百万円	1年内	44,580百万円	1年超	90,010百万円	合計	134,590百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するファイナンス・リース取引(売買処理している在外子会社におけるものを除く)</p> <p>(借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">取得価額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">110,803百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">2,363百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">113,167百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減価償却累計額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">69,022百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,531百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">70,554百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年度末残高相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">41,781百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">831百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">42,612百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">16,829百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">26,001百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">42,830百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>	取得価額相当額		有形固定資産	110,803百万円	無形固定資産	2,363百万円	合計	113,167百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	69,022百万円	無形固定資産	1,531百万円	合計	70,554百万円	年度末残高相当額		有形固定資産	41,781百万円	無形固定資産	831百万円	合計	42,612百万円	1年内	16,829百万円	1年超	26,001百万円	合計	42,830百万円
取得価額相当額																																																																											
建物	49百万円																																																																										
その他の有形固定資産	152,843百万円																																																																										
ソフトウェア	134,510百万円																																																																										
合計	287,403百万円																																																																										
減価償却累計額相当額																																																																											
建物	40百万円																																																																										
その他の有形固定資産	78,047百万円																																																																										
ソフトウェア	76,946百万円																																																																										
合計	155,034百万円																																																																										
減損損失累計額相当額																																																																											
その他の有形固定資産	301百万円																																																																										
ソフトウェア	37百万円																																																																										
合計	338百万円																																																																										
年度末残高相当額																																																																											
建物	9百万円																																																																										
その他の有形固定資産	74,495百万円																																																																										
ソフトウェア	57,526百万円																																																																										
合計	132,031百万円																																																																										
1年内	44,580百万円																																																																										
1年超	90,010百万円																																																																										
合計	134,590百万円																																																																										
取得価額相当額																																																																											
有形固定資産	110,803百万円																																																																										
無形固定資産	2,363百万円																																																																										
合計	113,167百万円																																																																										
減価償却累計額相当額																																																																											
有形固定資産	69,022百万円																																																																										
無形固定資産	1,531百万円																																																																										
合計	70,554百万円																																																																										
年度末残高相当額																																																																											
有形固定資産	41,781百万円																																																																										
無形固定資産	831百万円																																																																										
合計	42,612百万円																																																																										
1年内	16,829百万円																																																																										
1年超	26,001百万円																																																																										
合計	42,830百万円																																																																										

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 51,401百万円 リース資産減損勘定取崩額 135百万円 減価償却費相当額 50,078百万円 支払利息相当額 1,180百万円 減損損失 338百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有形固定資産及び無形固定資産に含まれているリース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高取得価額 <ul style="list-style-type: none"> その他の有形固定資産 510,619百万円 その他の無形固定資産 70,189百万円 合計 580,808百万円 減価償却累計額 <ul style="list-style-type: none"> その他の有形固定資産 228,337百万円 その他の無形固定資産 30,082百万円 合計 258,420百万円 年度末残高 <ul style="list-style-type: none"> その他の有形固定資産 282,281百万円 その他の無形固定資産 40,106百万円 合計 322,388百万円 ・未経過リース料年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 115,968百万円 1年超 238,327百万円 合計 354,295百万円 <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料及び見積残存価額の合計額の年度末残高が営業債権の年度末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受取リース料 123,275百万円 ・減価償却費 106,043百万円 <p>2 オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 28,690百万円 1年超 86,492百万円 合計 115,183百万円 <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 8,423百万円 1年超 22,150百万円 合計 30,573百万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 40,734百万円 減価償却費相当額 39,601百万円 支払利息相当額 832百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 <p>(貸手側)</p> <p style="text-align: center;">—————</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 26,088百万円 1年超 117,893百万円 合計 143,982百万円 <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 13,375百万円 1年超 43,432百万円 合計 56,807百万円

(有価証券関係)

I 前連結会計年度

- ※1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の有価証券、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の有価証券及び商品投資受益権等も含めて記載しております。
- ※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	3,427,239	1,364

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	1,825,242	1,826,214	972	2,967	1,995
外国債券	19,325	20,365	1,039	1,259	220
その他	115,844	115,844	△0	—	0
合計	1,960,412	1,962,424	2,011	4,227	2,216

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国内株式	3,741,630	4,571,886	830,256	1,154,427	324,170
国内債券	14,281,673	14,248,476	△33,196	56,982	90,179
国債	12,740,108	12,693,839	△46,268	42,342	88,610
地方債	188,400	192,088	3,688	3,848	160
社債	1,353,164	1,362,548	9,383	10,792	1,408
外国株式	86,176	182,420	96,243	96,243	—
外国債券	6,620,568	6,602,232	△18,335	47,066	65,402
その他	4,618,443	4,255,136	△363,307	23,499	386,806
合計	29,348,492	29,860,154	511,661	1,378,220	866,558

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 当行及び国内連結子会社は、市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、当連結会計年度末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理しております。時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

4 評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額は13,961百万円（費用）であります。

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	42,131,495	257,526	104,490

5 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(2を除く)(平成20年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
外国債券	12,886
その他有価証券	
国内株式	341,558
社債	3,433,556
外国株式	69,814
外国債券	243,430

6 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成20年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
国内債券	8,382,855	5,056,555	3,856,608	2,215,686
国債	7,673,452	2,276,462	2,897,123	1,672,043
地方債	5,253	84,685	104,363	3,440
社債	704,149	2,695,406	855,121	540,202
外国債券	475,665	2,272,595	682,990	2,728,761
その他	207,691	282,399	1,166,656	2,583,658
合計	9,066,212	7,611,549	5,706,256	7,528,106

II 当連結会計年度

※1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の有価証券、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の商品投資受益権等も含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1 売買目的有価証券(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	4,317,102	419

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	514,895	516,563	1,668	3,421	1,753
外国債券	15,467	16,625	1,157	1,361	204
その他	1,097,596	1,088,549	△9,046	9,991	19,037
合計	1,627,959	1,621,738	△6,221	14,774	20,996

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国内株式	3,260,950	2,967,386	△293,563	285,249	578,812
国内債券	21,171,990	21,143,463	△28,526	38,280	66,806
国債	19,686,130	19,665,871	△20,258	31,968	52,227
地方債	264,433	268,021	3,588	3,768	179
社債	1,221,426	1,209,570	△11,855	2,544	14,399
外国株式	101,060	83,251	△17,809	4,837	22,646
外国債券	8,513,408	8,524,797	11,389	89,482	78,093
その他	2,069,369	1,580,505	△488,864	4,168	493,033
合計	35,116,778	34,299,404	△817,373	422,018	1,239,392

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 当行及び国内連結子会社は、市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したのものについては、当連結会計年度末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理しております。時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

4 評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額は10,194百万円(費用)であります。

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	64,165,681	520,990	285,577

5 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(2を除く)(平成21年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
外国債券	78
その他有価証券	
国内株式	296,465
社債	3,192,780
外国株式	65,476
外国債券	340,963

6 保有目的を変更した有価証券

従来、「その他有価証券」に区分していた証券化商品1,162,444百万円は、平成21年1月30日に時価(1,053,029百万円)により「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。当該区分変更は、世界的な金融市場の混乱を背景に一部の証券化商品等の流動性が極端に低下し、公正な評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じている稀な状況にあると判断したものであります。

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの(平成21年3月31日現在)

	時価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	連結貸借対照表に計上されたその他有価証券評価差額金(百万円)
その他(買入金銭債権)	1,047,291	1,056,338	△90,906

7 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成21年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
国内債券	10,863,845	8,103,081	3,885,791	2,002,778
国債	10,414,223	5,467,732	2,962,556	1,336,254
地方債	9,180	65,645	197,254	412
社債	440,442	2,569,704	725,980	666,111
外国債券	540,639	4,266,893	962,672	2,521,923
その他	145,142	174,231	791,621	1,757,547
合計	11,549,627	12,544,206	5,640,085	6,282,249

(追加情報)

従来、「有価証券」に含まれる変動利付国債は市場価格に基づく価額により評価を行ってまいりましたが、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(平成20年10月28日 企業会計基準委員会)の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当連結会計年度末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、当行は合理的に算定された価額による評価を行っております。

この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が89,198百万円増加、「繰延税金資産」が29,979百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が59,219百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値及び過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割り引くことにより算定しております。

また、満期保有目的の債券の区分に変更を行った証券化商品及びその他有価証券に含まれる証券化商品のうち、企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品については、従来、市場価格に準ずるものとして外部業者(ブローカー又は情報ベンダー)から入手する価格により評価を行ってまいりましたが、当連結会計年度より評価の精度を高めるため、合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により評価を行っております。なお、保有目的区分を満期保有目的の債券に変更した証券化商品の一部については、変更時点の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって振り替えております。

この結果、外部業者から入手する価格に基づく価額による評価と比較して、「買入金銭債権」が317,618百万円増加、「繰延税金資産」が42,725百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が143,721百万円増加し、「その他業務費用」及び「経常損失」が131,171百万円減少、「税金等調整前当期純利益」が同額増加しております。

企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の合理的に算定された価額は、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者より入手した価格の双方を勘案して算出しております。

なお、その他の証券化商品については、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づく価額を合理的に算定された価額としております。

(金銭の信託関係)

I 前連結会計年度

1 運用目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	72,389	△9,671

2 運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
運用目的及び満期保有目的 以外の金銭の信託	216,950	217,951	1,001	1,091	89

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

II 当連結会計年度

1 運用目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	32,818	△106

2 運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託(平成21年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
運用目的及び満期保有目的 以外の金銭の信託	208,695	209,071	375	375	—

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

I 前連結会計年度

○ その他有価証券評価差額金(平成20年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	537,952
その他有価証券	536,950
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	1,001
繰延税金負債	△253,152
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	284,799
少数株主持分相当額	△7,966
持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△9,955
その他有価証券評価差額金	266,877

(注) 1 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額13,961百万円(費用)を除いております。

2 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額11,327百万円(益)を含めております。

II 当連結会計年度

○ その他有価証券評価差額金(平成21年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△914,731
その他有価証券	△803,549
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	375
「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」の区分に変更した有価証券	△111,557
繰延税金資産	203,768
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△710,962
少数株主持分相当額	17,460
持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△19,106
その他有価証券評価差額金	△712,608

(注) 1 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額10,194百万円(費用)を除いております。

2 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額3,629百万円(益)を含めております。

(デリバティブ取引関係)

I 前連結会計年度

1 取引の状況に関する事項

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

当行及び連結子会社の行っているデリバティブ取引には、金利・通貨等先物取引、金利・為替先渡取引、先物外国為替取引、金利・通貨等スワップ取引、金利・通貨等オプション取引などがあります。

なお、当行では、行内で定めるリスク管理・運営方針に基づき、主として以下の目的でデリバティブ取引に積極的に取り組んでおります。

- ・顧客へのリスクヘッジ手段の提供
- ・短期的な為替・金利等の見通しに基づくトレーディング
- ・資産・負債に係わる為替・金利リスクの調整、ヘッジ

ヘッジ目的の取引においては、固定金利の預金・貸出金・債券等、変動金利の預金・貸出金等及び固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引をヘッジ対象としており、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジの有効性については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一になるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、一部において金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

デリバティブ取引に係る主要なリスクとして、市場リスク及び取引に伴い発生する信用リスクがあります。

市場リスクとは金利、為替レート等の様々な市場の変動により損失を生じるリスクであり、信用リスクとは取引相手方の財政状態の悪化により、契約が履行されなくなり損失を被るリスクであります。当行では、他の取引と同様デリバティブ取引についても、市場リスク、信用リスク別に、可能な限り統一的な手法で測定・管理を行っております。

市場リスクにつきましては、経営会議から半期毎及び業務毎にバリュー・アット・リスク（保有期間中に一定の確率でポートフォリオに発生する最大損失額を統計的に推定したリスク指標）を用いた権限を付与し、行内の独立した市場リスクの管理部署である総合リスク管理部が日次、グローバル・連結ベースで銀行全体のリスクの量を内部モデルにより計測、管理し、直接経営陣に報告しております。

一方、信用リスクにつきましては、フロント組織から独立した与信所管部による判断に基づき、システム等により再構築コスト及び再構築コストの将来の変動を考慮に入れた与信残高の把握と管理を行っております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	売建	5,518,416	929,676	△10,588	△10,588
		買建	4,547,948	617,079	6,007	6,007
	金利 オプション	売建	5,564,080	—	△4,706	△2,823
		買建	4,631,136	—	4,469	2,647
店頭	金利先渡 契約	売建	3,590,693	—	600	600
		買建	2,481,185	—	△800	△800
	金利 スワップ	受取固定・ 支払変動	261,780,227	188,840,113	3,990,755	3,990,755
		受取変動・ 支払固定	249,296,077	181,652,522	△3,591,624	△3,591,624
		受取変動・ 支払変動	35,486,015	21,654,745	△100,252	△100,252
		受取固定・ 支払固定	652,246	504,346	△1,779	△1,779
	金利 スワップ ション	売建	8,595,085	4,850,592	△131,641	△101,126
		買建	7,763,497	4,745,416	134,356	111,510
	その他	売建	3,297,279	2,638,590	△10,531	△2,497
		買建	2,988,723	2,251,406	15,545	11,373
合計			—	—	299,809	311,402

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第24号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	売建	5,593	—	△23	△23
		買建	6,610	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	35,465,668	27,496,940	△246,068	△246,068
	為替予約	売建	33,545,550	426,394	622,508	622,508
		買建	37,088,061	535,605	△554,666	△554,666
	通貨オプション	売建	17,858,508	9,264,924	△709,942	△24,376
		買建	16,860,913	8,540,794	903,172	366,291
合計			—	—	14,978	163,664

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第25号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	売建	727,929	—	△100	△100
		買建	587,780	—	1,977	1,977
	債券先物 オプション	売建	73,041	—	△340	106
		買建	111,433	—	646	△32
店頭	債券店頭 オプション	売建	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—
合計			—	—	2,182	1,950

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	商品先物	売建	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—
店頭	商品 スワップ	商品指数変化率 受取・短期変動 金利支払	255,723	192,379	△161,782	△161,782
		短期変動金利 受取・商品指数 変化率支払	410,873	337,305	165,877	165,877
	商品 オプション	売建	100,389	50,103	△5,892	△5,376
		買建	100,389	50,103	5,892	5,410
合計			—	—	4,095	4,129

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

店頭取引については、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3 商品は主に石油に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・ デフォルト・ オプション	売建	3,991,404	3,627,035	△92,778	△92,778
		買建	5,399,892	4,924,987	136,606	136,606
合計			—	—	43,827	43,827

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2 時価の算定
割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。
3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(7) その他(平成20年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	ウェザー・ デリバティブ	売建	144	24	△10	23
		買建	144	24	10	△8
合計			—	—	—	14

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2 時価の算定
オプション価格計算モデル等により算定しております。

II 当連結会計年度

1 取引の状況に関する事項

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

当行及び連結子会社の行っているデリバティブ取引には、金利・通貨等先物取引、金利・為替先渡取引、先物外国為替取引、金利・通貨等スワップ取引、金利・通貨等オプション取引などがあります。

なお、当行では、行内で定めるリスク管理・運営方針に基づき、主として以下の目的でデリバティブ取引に積極的に取り組んでおります。

- ・顧客へのリスクヘッジ手段の提供
- ・短期的な為替・金利等の見通しに基づくトレーディング
- ・資産・負債に係わる為替・金利リスクの調整、ヘッジ

ヘッジ目的の取引においては、固定金利の預金・貸出金・債券等、変動金利の預金・貸出金等及び固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引をヘッジ対象としており、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジの有効性については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一になるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、一部において金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

デリバティブ取引に係る主要なリスクとして、市場リスク及び取引に伴い発生する信用リスクがあります。

市場リスクとは金利、為替レート等の様々な市場の変動により損失を生じるリスクであり、信用リスクとは取引相手方の財政状態の悪化により、契約が履行されなくなり損失を被るリスクであります。当行では、他の取引と同様デリバティブ取引についても、市場リスク、信用リスク別に、可能な限り統一的な手法で測定・管理を行っております。

市場リスクにつきましては、経営会議から半期毎及び業務毎にバリュー・アット・リスク（保有期間中に一定の確率でポートフォリオに発生する最大損失額を統計的に推定したリスク指標）を用いた権限を付与し、行内の独立した市場リスクの管理部署である総合リスク管理部が日次、グローバル・連結ベースで銀行全体のリスクの量を内部モデルにより計測、管理し、直接経営陣に報告しております。

一方、信用リスクにつきましては、フロント組織から独立した与信所管部による判断に基づき、システム等により再構築コスト及び再構築コストの将来の変動を考慮に入れた与信残高の把握と管理を行っております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	金利先物	売建	4,195,321	1,153,784	△9,048	△9,048
		買建	4,706,914	209,937	3,383	3,383
	金利 オプション	売建	5,224,757	—	△577	427
		買建	5,799,676	—	827	△435
店頭	金利先渡 契約	売建	2,251,331	—	369	369
		買建	2,152,415	—	△371	△371
	金利 スワップ	受取固定・ 支払変動	196,907,372	145,033,050	5,053,348	5,053,348
		受取変動・ 支払固定	189,908,994	141,271,325	△4,581,418	△4,581,418
		受取変動・ 支払変動	28,579,974	20,374,242	△87,140	△87,140
		受取固定・ 支払固定	501,526	363,469	△1,495	△1,495
	金利 オプション	売建	42	—	△0	0
		買建	—	—	—	—
	金利 スワップ ション	売建	6,590,167	4,498,735	△122,508	△86,798
		買建	6,182,261	4,125,058	125,867	90,379
	その他	売建	2,606,387	1,845,895	△8,628	△3,300
		買建	2,182,277	1,732,208	11,432	9,270
合計			—	—	384,041	387,169

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第24号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	売建	2,563	888	△4	△4
		買建	8,508	—	△9	△9
店頭	通貨スワップ	—	34,004,037	26,450,131	△263,792	△263,792
	為替予約	売建	32,174,263	607,025	192,418	192,418
		買建	34,024,547	620,287	△178,580	△178,580
	通貨オプション	売建	14,285,416	7,162,247	△696,451	△45,663
		買建	13,306,618	6,757,637	855,991	329,347
合計			—	—	△90,427	33,716

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第25号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	債券先物	売建	333,572	—	113	113
		買建	372,852	—	151	151
	債券先物 オプション	売建	229,907	—	△594	215
		買建	65,779	—	293	△105
合計			—	—	△35	375

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

- 2 時価の算定
東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	商品 スワップ	商品指数変化率 受取・短期変動 金利支払	226,378	159,136	△24,815	△24,815
		短期変動金利 受取・商品指数 変化率支払	333,653	226,790	29,664	29,664
	商品 オプション	売建	130,697	64,490	△18,512	△18,044
		買建	130,697	64,490	18,508	18,154
合計			—	—	4,845	4,959

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

- 2 時価の算定
取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
- 3 商品は主に石油に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・ デフォルト・ オプション	売建	4,035,606	3,452,917	△268,147	△268,147
		買建	4,935,151	4,197,281	344,609	344,609
合計			—	—	76,461	76,461

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

- 2 時価の算定
割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。
- 3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(7) その他(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	ウェザー・ デリバティブ 売建	211	14	△5	16
	買建	211	14	5	△5
合計		—	—	—	10

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

オプション価格計算モデル等により算定しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当行及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度等を設けております。また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

なお、一部の当行海外支店及び海外連結子会社でも確定給付型の退職給付制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成20年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成21年3月31日現在)
	金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付債務 (A)	△1,440,286	△1,468,613
年金資産 (B)	1,802,860	1,295,437
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	362,573	△173,176
未認識数理計算上の差異 (D)	△11,821	561,606
未認識過去勤務債務 (E)	△37,993	△29,993
連結貸借対照表計上額純額 (F)=(C)+(D)+(E)	312,758	358,435
前払年金費用 (G)	360,321	424,624
退職給付引当金 (F)-(G)	△47,563	△66,188

(注) 一部の当行海外支店及び連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用	33,810	32,765
利息費用	37,902	34,714
期待運用収益	△57,546	△54,218
過去勤務債務の費用処理額	△9,258	△6,383
数理計算上の差異の費用処理額	△9,928	5,178
その他(臨時に支払った割増退職金等)	8,893	7,598
退職給付費用	3,872	19,654

(注) 簡便法を採用している一部の当行海外支店及び連結子会社の退職給付費用は、主として「勤務費用」に含めて計上しております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成20年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成21年3月31日現在)
(1) 割引率	当行及び国内連結子会社 1.70%～2.50% 海外連結子会社 5.00%～10.00%	当行及び国内連結子会社 1.30%～2.10% 海外連結子会社 5.00%～12.00%
(2) 期待運用収益率	当行及び国内連結子会社 1.01%～3.50% 海外連結子会社 4.50%～8.50%	当行及び国内連結子会社 1.00%～3.33% 海外連結子会社 4.50%～8.50%
(3) 退職給付見込額の 期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 過去勤務債務の額の 処理年数	主として10年(その発生時の従業員の平均 残存勤務期間内の一定の年数による定額法 による)	同左
(5) 数理計算上の差異の 処理年数	主として10年(各連結会計年度の発生時の 従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 による定額法により按分した額をそれぞれ 主として発生翌連結会計年度から費用処 理することとしている)	同左

(ストック・オプション等関係)

I 前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

連結子会社(カブドットコム証券株式会社)

(1) スtock・オプションの内容

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (名)(注) 3	同社取締役 1名 同社従業員 36名	同社取締役 1名 同社監査役 1名 同社従業員 4名	同社取締役 1名 同社執行役 1名 同社従業員 31名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注) 1、 2	同社普通株式 12,861株	同社普通株式 1,854株	同社普通株式 4,314株
付与日	平成15年12月31日	平成16年4月30日	平成18年3月31日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた 者は、権利行使時におい ても同社の取締役、執行役 又は従業員の地位にある ことを要する。	新株予約権の割当を受けた 者は、権利行使時におい ても同社の取締役、執行役 又は従業員の地位にある ことを要する。	新株予約権の割当を受けた 者は、権利行使時におい ても同社の取締役、執行役 又は従業員の地位にある ことを要する。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成18年1月1日 至 平成22年12月31日	自 平成18年5月1日 至 平成22年12月31日	自 平成19年7月1日 至 平成24年6月30日

(注) 1 同社の株式数に換算して記載しております。

2 平成15年ストック・オプション及び平成16年ストック・オプションについては、平成16年9月28日及び平成17年7月20日それぞれにおいて、同社は1株を3株とする株式分割を実施しているため、ストック・オプション数は分割後の数値によっております。

3 平成16年ストック・オプションの付与対象者である同社の監査役1名は、平成16年6月22日開催の同社株主総会において同社の監査役を退任し、同社の取締役役に就任しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	—	3,753
付与	—	—	—
失効	—	—	111
権利確定	—	—	3,642
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	4,185	846	—
権利確定	—	—	3,642
権利行使	3,375	333	—
失効	27	—	—
未行使残	783	513	3,642

②単価情報

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利行使価格（円）	15,000	22,366	327,022
行使時平均株価（円） （注）1	117,000	135,486	—
付与日における公正な 評価単価（注）2	—	—	—

（注）1 平成15年ストック・オプション及び平成16年ストック・オプションについては、平成16年9月28日及び平成17年7月20日それぞれにおいて、同社は1株を3株とする株式分割を実施しているため、権利行使価格は分割後の数値によっております。なお、「行使時平均株価」は行使時の同社の平均株価であります。

2 会社法の施行前に付与されたストック・オプションであるため、記載しておりません。

II 当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

連結子会社（カブドットコム証券株式会社）

(1) スtock・オプションの内容

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (名) (注) 3	同社取締役 1名 同社従業員 36名	同社取締役 1名 同社監査役 1名 同社従業員 4名	同社取締役 1名 同社執行役 1名 同社従業員 31名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注) 1、 2	同社普通株式 12,861株	同社普通株式 1,854株	同社普通株式 4,314株
付与日	平成15年12月31日	平成16年4月30日	平成18年3月31日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても同社の取締役、執行役又は従業員の地位にあることを要する。	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても同社の取締役、執行役又は従業員の地位にあることを要する。	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても同社の取締役、執行役又は従業員の地位にあることを要する。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成18年1月1日 至 平成22年12月31日	自 平成18年5月1日 至 平成22年12月31日	自 平成19年7月1日 至 平成24年6月30日

(注) 1 同社の株式数に換算して記載しております。

2 平成15年ストック・オプション及び平成16年ストック・オプションについては、平成16年9月28日及び平成17年7月20日それぞれにおいて、同社は1株を3株とする株式分割を実施しているため、ストック・オプション数は分割後の数値によっております。

3 平成16年ストック・オプションの付与対象者である同社の監査役1名は、平成16年6月22日開催の同社株主総会において同社の監査役を退任し、同社の取締役役に就任しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	783	513	3,642
権利確定	—	—	—
権利行使	405	342	—
失効	—	—	441
未行使残	378	171	3,201

②単価情報

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利行使価格（円）	15,000	22,366	327,022
行使時平均株価（円） (注) 1	87,700	101,145	—
付与日における公正な 評価単価(注) 2	—	—	—

(注) 1 平成15年ストック・オプション及び平成16年ストック・オプションについては、平成16年9月28日及び平成17年7月20日それぞれにおいて、同社は1株を3株とする株式分割を実施しているため、権利行使価格は分割後の数値によっております。なお、「行使時平均株価」は行使時の同社の平均株価であります。

2 会社法の施行前に付与されたストック・オプションであるため、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額 562,524百万円</p> <p>有価証券評価損 249,514百万円</p> <p>退職給付引当金 83,128百万円</p> <p>税務上の繰越欠損金 771,127百万円</p> <p>その他 622,227百万円</p> <hr/> <p>繰延税金資産小計 2,288,522百万円</p> <p>評価性引当額 △819,517百万円</p> <hr/> <p>繰延税金資産合計 1,469,005百万円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>その他有価証券評価差額金 △337,608百万円</p> <p>合併時有価証券時価評価 △128,740百万円</p> <p>リース取引に係る未実現利益 △89,649百万円</p> <p>退職給付信託設定益 △66,789百万円</p> <p>在外子会社の留保利益 △33,885百万円</p> <p>その他 △141,511百万円</p> <hr/> <p>繰延税金負債合計 △798,184百万円</p> <hr/> <p>繰延税金資産の純額 670,820百万円</p>	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額 540,385百万円</p> <p>税務上の繰越欠損金 491,966百万円</p> <p>その他有価証券評価差額金 376,282百万円</p> <p>有価証券評価損 362,873百万円</p> <p>退職給付引当金 78,650百万円</p> <p>その他 564,984百万円</p> <hr/> <p>繰延税金資産小計 2,415,142百万円</p> <p>評価性引当額 △949,667百万円</p> <hr/> <p>繰延税金資産合計 1,465,474百万円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>その他有価証券評価差額金 △97,335百万円</p> <p>繰延ヘッジ損益 △88,574百万円</p> <p>退職給付信託設定益 △66,016百万円</p> <p>リース取引に係る未実現利益 △60,325百万円</p> <p>合併時有価証券時価評価 △44,465百万円</p> <p>在外子会社の留保利益 △18,544百万円</p> <p>その他 △77,440百万円</p> <hr/> <p>繰延税金負債合計 △452,703百万円</p> <hr/> <p>繰延税金資産の純額 1,012,771百万円</p>
<p>2 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 40.57%</p> <p>(調整)</p> <p>評価性引当額の増減 △11.36%</p> <p>子会社の合併等に伴う持分変動利益 △4.02%</p> <p>在外連結子会社との税率差異 △3.27%</p> <p>子会社からの受取配当金消去 1.95%</p> <p>受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △1.30%</p> <p>その他 △0.18%</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 22.39%</p>	<p>2 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 40.57%</p> <p>(調整)</p> <p>評価性引当額の増減 896.13%</p> <p>親会社株式に係る連結修正額 △166.20%</p> <p>在外連結子会社との税率差異 △89.77%</p> <p>外国税額 69.71%</p> <p>受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △65.67%</p> <p>在外子会社の留保利益 △53.22%</p> <p>法人税と事業税の課税標準差異 △41.88%</p> <p>子会社からの受取配当金消去 26.18%</p> <p>その他 △10.97%</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 604.88%</p>

(企業結合等関係)

I 前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(パーチェス法の適用)

当行は、平成19年11月14日開催の取締役会において、当行の持分法適用関連会社であるカブドットコム証券株式会社(以下「カブドットコム証券」という)の株式に対する公開買付けの開始を決議し、平成19年11月21日から平成19年12月19日まで実施し、同社の株式100,000株を取得いたしました。本公開買付けにより、当行の、カブドットコム証券の総株主の議決権に占める保有比率は、40.45%となりました。

また、本公開買付けに先立ち、平成19年11月14日付で、当行は、三菱UFJ信託銀行株式会社、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下「MUFG」という)、三菱UFJ投信株式会社、三菱UFJニコス株式会社の各社と株式売買契約を締結し、各社が保有するすべてのカブドットコム証券の株式(端株を除く)を、相対取引によって、同年11月13日の株式会社東京証券取引所市場第1部におけるカブドットコム証券株式の終値である1株当たり144,000円で取得いたしました。

平成19年6月24日に開催されたカブドットコム証券の定時株主総会決議により、当行の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであった者でカブドットコム証券の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、カブドットコム証券の取締役の過半数を占めていること等により、カブドットコム証券は当行の連結子会社となりました。

なお、本公開買付けにより、カブドットコム証券は銀行法上の認可を要するMUFGの銀行法上の子会社となりましたが、当該認可については、平成19年11月14日にMUFGが取得しております。

1. 被取得企業の名称、事業の内容、規模、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式及び取得した議決権比率

(1) 被取得企業の名称	カブドットコム証券株式会社		
(2) 事業の内容	証券業		
(3) 規模	資本金	7,196百万円	(平成19年9月30日現在)
	総資産	460,001百万円	(平成19年9月30日現在)
	従業員数	83名	(平成19年9月30日現在)

(4) 企業結合を行った主な理由

オンライン証券の重要性・将来性の高まりと、グループ一体となったコンプライアンス・内部管理体制の一層の充実の必要性といった環境の変化を踏まえ、MUFGグループがカブドットコム証券の総株主の議決権の過半数を確保し、両者の関係と協力体制をより強固なものとする事により、カブドットコム証券に対するガバナンスを一層強化することでグループ一体となった適切な業務推進体制を確立するとともに、MUFGとカブドットコム証券の営業基盤を相互に活用し、インターネットを通じた資産運用ニーズへの対応を中心とするMUFGグループのシナジー拡大を図る必要があると判断したため。また、カブドットコム証券の筆頭株主であり、かつ業務上最も緊密な協力関係にある当行が、カブドットコム証券株式を追加で取得することがグループ戦略上望ましいと判断したため。

(5) 企業結合日	平成19年12月27日
(6) 企業結合の法的形式	株式取得
(7) 取得した議決権比率	13.75%

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成19年10月1日から平成20年3月31日

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得原価 23,447百万円

(内訳)

株式取得代価 23,366百万円

取得に直接要した支出額 81百万円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額 29,841百万円

(2) 発生原因 被取得企業に係る当行持分増加額と取得原価との差額による。

(3) 償却方法及び償却期間 20年間で均等償却

5. 企業結合日に受入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額 資産合計 460,001百万円

うち預託金 234,294百万円

うち信用取引資産 144,077百万円

(2) 負債の額 負債合計 422,931百万円

うち受入保証金 124,192百万円

うち信用取引負債 85,127百万円

(共通支配下の取引等)

当行の連結子会社であるUFJニコス株式会社は、平成18年12月20日開催の取締役会において、当行の連結子会社である株式会社ディーシーカードとの合併契約書締結を決議し、平成19年4月1日、合併いたしました。当該合併は共通支配下の取引等であり、その概要は次のとおりであります。

1. 各結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

(イ) 結合企業

名称 UFJニコス株式会社

事業の内容 クレジットカード業

(ロ) 被結合企業

名称 株式会社ディーシーカード

事業の内容 クレジットカード業

(2) 企業結合日

平成19年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

UFJニコス株式会社を存続会社、株式会社ディーシーカードを消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

三菱UFJニコス株式会社

(5) 取引の目的を含む取引の概要

MUFGグループの中核カード会社であるUFJニコス株式会社は、更なる企業価値向上の実現を目的として、同じくMUFGグループの中核カード会社である株式会社ディーシーカードと合併いたしました。この合併により、最先端のソリューション提供力に加え、業界トップクラスの事業基盤と収益力も兼ね備えたクレジットカード会社となります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（平成15年10月31日 企業会計審議会）及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（平成17年12月27日 企業会計基準委員会）に規定する会計処理を適用した結果、のれん及び持分変動損益が発生しております。

- | | |
|----------------|------------------------------|
| (1) 発生したのれんの金額 | 3,244百万円 |
| (2) 発生原因 | 被取得企業に係る当行持分増加額と取得原価との差額による。 |
| (3) 償却方法及び償却期間 | 20年間で均等償却 |
| (4) 持分変動利益の金額 | 13,050百万円 |

(事業分離)

当行の連結子会社であるUnion Bank of California N.A.（以下「UBOC」という）は、平成19年11月29日、年金受託業務の一部売却について、Prudential Financial, Incと売買契約を締結し、同年12月31日、売却いたしました。その概要は次のとおりであります。

1. 分離先企業の名称、分離した事業の内容、事業分離を行った主な理由、事業分離日及び法的形式を含む事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

Prudential Financial, Incの子会社であるPrudential Retirement

(2) 分離した事業の内容

確定拠出型年金のプロバイダー業務及びレコード・キーピング業務

(3) 事業分離を行った主な理由

UBOCは、年金受託業務の継続には今後多額のシステム投資が必要である一方、UBOCの当該業務における規模が不十分であると判断したため。

(4) 事業分離日

平成19年12月31日

(5) 法的形式を含む事業分離の概要

UBOCを分離元企業、Prudential Retirementを分離先企業とする事業譲渡

2. 実施した会計処理の概要

子会社による事業売却益 10,810百万円

(内訳)

事業譲渡対価	11,516百万円
無形固定資産	706百万円
子会社による事業売却益	10,810百万円

なお、事業譲渡対価は譲渡手数料239百万円を差引いております。

3. 連結財務諸表における事業の種類別セグメントにおいて、当該分離した事業が含まれていた事業区分の名称

銀行業

4. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

経常収益	6,037百万円
経常費用	5,984百万円
経常利益	52百万円

II 当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（共通支配下の取引等関係）

当行の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社（以下「三菱UFJニコス」という）は、当行の親会社で銀行持株会社の株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（以下「MUFG」という）との間で、平成20年8月1日付けでMUFGを株式交換完全親会社、三菱UFJニコスを株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。この結果、三菱UFJニコスは当行の連結範囲から除外されております。なお、当該株式交換は当行にとって、共通支配下の取引等に該当する事業分離であり、その概要は次のとおりであります。

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、事業分離の法的形式並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 株式交換完全親会社（分離先企業）の名称及びその事業の内容

名称	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
事業の内容	銀行持株会社

(2) 株式交換完全子会社（分離した事業）の名称及びその事業の内容

名称	三菱UFJニコス株式会社
事業の内容	クレジットカード業

(3) 事業分離の法的形式

株式交換

(4) 取引の目的を含む取引の概要

平成19年9月20日、三菱UFJニコスは、貸金業法改正や今後の割賦販売法改正等の外部環境の変化への対応を先取りし、他に先駆けてクレジットカード市場の更なる発展・拡大に抜本的に取り組むために、①三菱UFJニコスの財務基盤を磐石なものとする、②三菱UFJニコスを含めたMUFGグループの戦略的一体性・機動性をさらに高め、グループ内の経営資源の有効活用を図ること、③銀行・信託・証券と並ぶMUFGグループの中核事業体としての三菱UFJニコスの位置付けを明確にすること、④三菱UFJニコスの営むカード事業をMUFGグループのコンシューマーファイナンス事業における戦略的分野として一層強化・育成することを目的として、MUFGとの間で、三菱UFJニコスが実施する第三者割当増資1,200億円についてMUFGが全額引き受けること、また、株式交換の方法により三菱UFJニコスが上場廃止のうえMUFGの完全子会社となる方針を決定しておりました。

この決定に基づき、三菱UFJニコスは、MUFGとの間でMUFGを完全親会社、三菱UFJニコスを完全子会社とする株式交換を実施いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（平成15年10月31日 企業会計審議会）、「事業分離等に関する会計基準」（平成17年12月27日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（平成17年12月27日 企業会計基準委員会）に規定する会計処理を適用し、三菱UFJニコス普通株式と引き換えに取得したMUFG普通株式の取得原価は、三菱UFJニコス普通株式の連結財務諸表上の適正な帳簿価格により算定しております。

3. 株式交換の方法及び内容

(1) 株式交換の方法

MUFGは、会社法第767条に規定する方法により、三菱UFJニコスの株主（MUFGを除く。以下同じ）が保有する三菱UFJニコス株式を取得し、三菱UFJニコスの株主に対して、MUFGの普通株式を割当交付しました。

(2) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法

① 株式の種類別の交換比率

MUFG普通株式 1：三菱UFJニコス普通株式 0.37

MUFG普通株式 1：三菱UFJニコス第1種株式 1.39

② 交換比率の算定方法

本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、三菱UFJニコスは株式会社KPMG FASを、MUFGは野村證券株式会社を、それぞれ株式交換比率の算定に関する第三者算定機関として選定し、算定を依頼しました。その算定結果を踏まえ、両社間で慎重な交渉、協議を行ったうえで、本株式交換の交換比率を決定いたしました。

4. 連結財務諸表における事業の種類別セグメントにおいて、三菱UFJニコスが含まれていた事業区分の名称

クレジットカード業

5. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている三菱UFJニコスに係る損益の概算額

経常収益	93,813百万円
経常費用	90,095百万円
経常利益	3,717百万円

(ユニオンバンカル・コーポレーションの完全子会社化)

当行は、平成20年8月29日から平成20年9月26日まで（いずれも米国東部時間）、ユニオンバンカル・コーポレーション（UnionBanCal Corporation、以下「UNBC」という）の発行済普通株式の全て（ただし、当行の親会社で銀行持株会社の株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが当行及びその他の連結子会社を通じて保有する株式を除く）を対象とした米国における公開買付けを実施し、その後、平成20年11月4日（米国東部時間）、UNBCは当行が米国に設立した100%出資の受皿会社と合併し、当行の完全子会社となりました。

1. 結合当事企業の名称、事業の内容、完全子会社化を行った主な理由、完全子会社化の法的形式及び取得した議決権比率

(1) 結合当事企業の名称 UnionBanCal Corporation

(2) 事業の内容 銀行持株会社

(3) 完全子会社化を行った主な理由

海外事業強化は当行の戦略の大きな柱であり、とりわけ高い成長が期待されるアジアと、欧米の主要金融市場での業務拡大に取り組んでおります。

このうち、米国ではニューヨークをはじめとする主要都市に支店、現地法人の形態で事業展開を行う一方、西海岸では1996年以来、UNBCの議決権の過半数を保有しております。UNBCは傘下に100%子会社として、米国カリフォルニア州をベースとし、預金残高で全米第20位の商業銀行、ユニオンバンク（Union Bank, N.A）を有しております。

かかる状況下、当行では米国戦略強化の一環としてUNBCを完全子会社化することを決定いたしました。本件を米国における成長戦略の重要な布石と位置づけ、同国における経営の機動性を高め、更なるプレゼンスの向上をめざしてまいります。また、本件はグループ横断のガバナンス態勢、リスク管理態勢の高度化にも資するものと考えております。

(4) 完全子会社化の法的形式

公開買付けにより子会社株式を取得する形式等

(5) 取得した議決権比率 35.59%

2. 子会社株式の追加取得に関する事項

(1) 取得原価及びその内訳

取得原価 389,310百万円

(内訳)

株式取得代価 387,918百万円

取得に直接要した支出額 1,391百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん金額 221,605百万円

② 発生原因 結合当事企業に係る当行持分増加額と
取得原価との差額による

③ 償却方法及び償却期間 20年間で均等償却

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	銀行業 (百万円)	クレジット カード業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益						
(1) 外部顧客に 対する経常収益	4,433,970	456,743	192,916	5,083,631	—	5,083,631
(2) セグメント間の 内部経常収益	27,834	15,960	27,832	71,628	(71,628)	—
計	4,461,805	472,704	220,749	5,155,259	(71,628)	5,083,631
経常費用	3,719,745	487,393	209,561	4,416,700	(127,478)	4,289,221
経常利益 (△は経常損失)	742,059	△14,688	11,188	738,558	55,850	794,409
II 資産、減価償却費 及び資本的支出						
資産	152,187,297	4,020,895	1,109,295	157,317,488	(1,515,506)	155,801,981
減価償却費	157,711	23,014	104,031	284,758	—	284,758
資本的支出	272,821	25,047	132,458	430,328	—	430,328

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 その他には、証券業、リース業等が属しております。

3 減価償却の方法の変更

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産のうち当行の建物(建物附属設備を除く)以外については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。

また、当行の建物(建物附属設備を除く)については、平成19年度税制改正を契機に、残存価額に関して過去の処分実績等をもとに再検討を行った結果、当連結会計年度より、残存価額は備忘価額に見直すこととし、耐用年数到来時点で備忘価額まで償却する方法としては、法人税法に規定する新定率法が合理的と判断できるため、既存の物件も含め、当該の方法に変更しております。

これらの変更により、従来の方法に比し、経常費用は「銀行業」で10,309百万円、「クレジットカード業」で9百万円、「その他」で6百万円増加し、経常利益はそれぞれで同額減少しております。

なお、当行及び一部の連結子会社において、減価償却システムの変更に時間を要する等の事情からこれらの変更を下期に行ったため、当中間連結会計期間においては従来の方法によっており、当連結会計年度との首尾一貫性を欠くことになりました。

従って、当中間連結会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、経常費用は「銀行業」で4,712百万円、「その他」で1百万円少なく、経常利益はそれぞれで同額多く計上されております。

(追加情報)

当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち当行の建物(建物附属設備を除く)以外については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。

なお、これにより経常費用は「銀行業」で1,932百万円、「クレジットカード業」で79百万円、「その他」で0百万円増加し、経常利益はそれぞれで同額減少しております。

4 固定資産の減損に係る会計基準における資産のグルーピングの方法の変更

当行の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社は、株式会社ディーシーカードとの合併を契機として、資産のグルーピング単位を、クレジット事業に係る資産全体についてクレジット事業グループとするグルーピングから、管理会計上の区分として継続的な収支の管理・把握を実施している各事業単位を基本としたグルーピングに変更しております。この変更は、合併に伴い業務システムの選別を行ったこと及び構造改革の実施を行うことなどに伴う変更であります。

なお、この変更により「クレジットカード業」の経常費用は1,085百万円減少し、経常利益は同額増加しております。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	銀行業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益					
(1) 外部顧客に 対する経常収益	4,049,909	190,134	4,240,043	—	4,240,043
(2) セグメント間の 内部経常収益	18,958	13,460	32,418	(32,418)	—
計	4,068,867	203,594	4,272,462	(32,418)	4,240,043
経常費用	4,173,984	201,076	4,375,060	(31,197)	4,343,863
経常利益 (△は経常損失)	△105,117	2,518	△102,598	(1,220)	△103,819
II 資産、減価償却費 及び資本的支出					
資産	160,329,334	1,076,892	161,406,227	(580,067)	160,826,160
減価償却費	151,402	16,680	168,083	—	168,083
資本的支出	324,441	73,715	398,156	—	398,156

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 その他には、クレジットカード業、証券業、リース業等が属しております。

3 事業区分の変更

従来、区分表示しておりました「クレジットカード業」の区分につきましては、平成20年8月に連結子会社の三菱UFJニコス株式会社が株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの直接出資子会社となったことに伴い、当連結会計年度より「その他」の区分に含めて表示しております。

4 その他有価証券に係る時価の算定方法

(追加情報)

従来、有価証券に含まれる変動利付国債は市場価格に基づく価額により評価を行っておりましたが、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(平成20年10月28日 企業会計基準委員会)の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当連結会計年度末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、当行は合理的に算定された価額による評価を行っております。

この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、資産が59,219百万円増加しておりますが、この影響は「銀行業」におけるものであります。

また、満期保有目的の債券の区分に変更を行った証券化商品及びその他有価証券に含まれる証券化商品のうち、企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品については、従来、市場価格に準ずるものとして外部業者(ブローカー又は情報ベンダー)から入手する価格により評価を行っておりましたが、当連結会計年度より評価の精度を高めるため、合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により評価を行っております。なお、保有目的区分を満期保有目的の債券に変更した証券化商品の一部については、変更時点の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって振り替えております。

この結果、外部業者から入手する価格に基づく価額による評価と比較して、経常費用が131,171百万円減少、経常利益が同額増加、資産が274,892百万円増加しておりますが、この影響は「銀行業」におけるものであります。

5 リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」(平成19年3月30日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」(平成19年3月30日 企業会計基準委員会)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び同適用指針を適用しております。

(借手側)

この変更による各セグメントに与える影響は軽微であります。

(貸手側)

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常収益が「銀行業」で1,322百万円、「その他」で113,442百万円それぞれ減少、経常費用は「銀行業」で1,346百万円、「その他」で113,669百万円それぞれ減少、経常利益は「銀行業」で23百万円、「その他」で226百万円それぞれ増加しております。

6 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い

実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（平成18年5月17日 企業会計基準委員会）が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常収益が「銀行業」で111百万円増加、「その他」で3,452百万円減少、経常費用が「銀行業」で1,753百万円増加、「その他」で3,452百万円減少、経常利益が「銀行業」で1,642百万円減少しております。

(追加情報)

米国会計基準適用子会社の財務諸表において、米国財務会計基準審議会基準書第158号「確定給付型年金制度及びその他の退職後給付制度に関する事業主の会計処理—米国財務会計基準審議会基準書第87号、第88号、第106号及び第132号（改訂版）の改訂」に基づき計上される「退職給付費用として未認識の数理計算上の差異等」については、従来、純資産の部から控除し、その他資産及び退職給付引当金を加減しておりましたが、当連結会計年度より税効果相当額及び少数株主持分相当額控除後の金額を米国会計基準適用子会社における年金債務調整額として純資産の部の評価・換算差額等の区分に計上しております。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、資産が「銀行業」で416百万円、「その他」で13百万円それぞれ減少しております。

7 マスターネットティング契約に基づくデリバティブ取引相殺表示

従来、同一相手先とのデリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債については、法的に有効なマスターネットティング契約を有する場合には、その適用範囲で相殺し表示しておりましたが、当連結会計年度より、これらの金融資産及び金融負債を総額で表示する方法に変更しております。

これは、デリバティブ取引に係る担保金が増加基調にあることに鑑み、信用リスクを適切に表示する観点から検討した結果、デリバティブ取引の時価評価による金融資産・金融負債のみを相殺表示する合理性が薄れており、原則どおり総額で表示することがより適切との判断に至ったものであります。

この変更により、従来の表示方法によった場合と比較して、資産が6,766,182百万円増加しておりますが、この影響は「銀行業」におけるものであります。

8 債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い

実務対応報告第26号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」（平成20年12月5日 企業会計基準委員会）が公表されたことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用し、平成21年1月30日にその他有価証券の一部を満期保有目的の債券の区分に変更しております。

これにより、従来の区分で保有した場合に比べ、資産が10,837百万円減少しておりますが、この影響は「銀行業」におけるものであります。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	中南米 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	3,639,690	782,863	11,045	327,959	322,072	5,083,631	—	5,083,631
(2) セグメント間の 内部経常収益	152,856	58,202	155,548	78,052	62,193	506,852	(506,852)	—
計	3,792,547	841,065	166,593	406,011	384,265	5,590,484	(506,852)	5,083,631
経常費用	3,319,812	702,799	114,132	380,105	315,664	4,832,514	(543,292)	4,289,221
経常利益	472,734	138,266	52,461	25,906	68,601	757,969	36,439	794,409
II 資産	133,664,207	15,909,720	3,809,325	10,606,332	9,748,730	173,738,315	(17,936,334)	155,801,981

(注) 1 当行の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 北米には、米国、カナダが属しております。中南米にはカリブ海地域、ブラジル等が属しております。欧州・中近東には英国、ドイツ、オランダ等が属しております。アジア・オセアニアには香港、シンガポール、中国等が属しております。

3 減価償却の方法の変更

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産のうち当行の建物（建物附属設備を除く）以外については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。

また、当行の建物（建物附属設備を除く）については、平成19年度税制改正を契機に、残存価額に関して過去の処分実績等をもとに再検討を行った結果、当連結会計年度より、残存価額は備忘価額に見直すこととし、耐用年数到来時点で備忘価額まで償却する方法としては、法人税法に規定する新定率法が合理的と判断できるため、既存の物件も含め、当該の方法に変更しております。

これらの変更により、従来の方法に比し、経常費用は「日本」で10,226百万円、「北米」で6百万円、「中南米」で0百万円、「欧州・中近東」で86百万円、「アジア・オセアニア」で6百万円増加し、経常利益はそれぞれで同額減少しております。

なお、当行及び一部の連結子会社において、減価償却システムの変更に時間を要する等の事情からこれらの変更を下期に行ったため、当中間連結会計期間においては従来の方法によっており、当連結会計年度との首尾一貫性を欠くことになりました。

従って、当中間連結会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、経常費用は「日本」で4,680百万円、「北米」で1百万円、「欧州・中近東」で30百万円、「アジア・オセアニア」で1百万円少なく、経常利益はそれぞれで同額多く計上されております。

(追加情報)

当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち当行の建物（建物附属設備を除く）以外については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。

なお、これにより経常費用は「日本」で1,982百万円、「北米」で18百万円、「欧州・中近東」で5百万円、「アジア・オセアニア」で6百万円増加し、経常利益はそれぞれで同額減少しております。

4 固定資産の減損に係る会計基準における資産のグルーピングの方法の変更

当行の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社は、株式会社ディーシーカードとの合併を契機として、資産のグルーピング単位を、クレジット事業に係る資産全体についてクレジット事業グループとするグルーピングから、管理会計上の区分として継続的な収支の管理・把握を実施している各事業単位を基本としたグルーピングに変更しております。この変更は、合併に伴い業務システムの選別を行ったこと及び構造改革の実施を行うことなどに伴う変更であります。

なお、この変更により「日本」の経常費用は1,085百万円減少し、経常利益は同額増加しております。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	中南米 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	2,964,322	651,872	8,865	302,462	312,520	4,240,043	—	4,240,043
(2) セグメント間の 内部経常収益	139,206	31,994	117,451	78,418	40,883	407,953	(407,953)	—
計	3,103,529	683,867	126,316	380,880	353,403	4,647,997	(407,953)	4,240,043
経常費用	3,465,785	621,293	77,901	315,033	264,241	4,744,255	(400,392)	4,343,863
経常利益 (△は経常損失)	△362,256	62,573	48,415	65,847	89,162	△96,258	(7,561)	△103,819
II 資産	139,219,788	17,045,089	3,430,026	11,324,199	10,342,045	181,361,150	(20,534,990)	160,826,160

(注) 1 当行の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 北米には、米国、カナダが属しております。中南米にはカリブ海地域、ブラジル等が属しております。欧州・中近東には英国、ドイツ、オランダ等が属しております。アジア・オセアニアには香港、シンガポール、中国等が属しております。

3 その他有価証券に係る時価の算定方法
(追加情報)

従来、有価証券に含まれる変動利付国債は市場価格に基づく価額により評価を行っておりましたが、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(平成20年10月28日 企業会計基準委員会)の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当連結会計年度末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、当行は合理的に算定された価額による評価を行っております。

この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、資産が59,219百万円増加しておりますが、この影響は「日本」におけるものであります。

また、満期保有目的の債券の区分に変更を行った証券化商品及びその他有価証券に含まれる証券化商品のうち、企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品については、従来、市場価格に準ずるものとして外部業者(ブローカー又は情報ベンダー)から入手する価格により評価を行っておりましたが、当連結会計年度より評価の精度を高めるため、合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により評価を行っております。なお、保有目的区分を満期保有目的の債券に変更した証券化商品の一部については、変更時点の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって振り替えております。

この結果、外部業者から入手する価格に基づく価額による評価と比較して、経常費用が「日本」で97,826百万円、「北米」で33,345百万円それぞれ減少、経常利益が「日本」で97,826百万円、「北米」で33,345百万円それぞれ増加、資産が「日本」で131,492百万円、「北米」で143,399百万円それぞれ増加しております。

4 リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」(平成19年3月30日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」(平成19年3月30日 企業会計基準委員会)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び同適用指針を適用しております。

(借手側)

この変更による各セグメントに与える影響は軽微であります。

(貸手側)

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常収益が114,765百万円減少、経常費用が115,015百万円減少、経常利益は250百万円増加しておりますが、この影響は「日本」におけるものであります。

5 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い

実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(平成18年5月17日 企業会計基準委員会)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常収益が「北米」で362百万円、「欧州・中近東」で2,978百万円それぞれ減少、経常費用が「北米」で1,629百万円増加、「欧州・中近東」で3,327百万円減少、経常利益が「北米」で1,992百万円減少、「欧州・中近東」で349百万円増加しております。

(追加情報)

米国会計基準適用子会社の財務諸表において、米国財務会計基準審議会基準書第158号「確定給付型年金制度及びその他の退職後給付制度に関する事業主の会計処理―米国財務会計基準審議会基準書第87号、第88号、第106号及び第132号（改訂版）の改訂」に基づき計上される「退職給付費用として未認識の数理計算上の差異等」については、従来、純資産の部から控除し、その他資産及び退職給付引当金を加減しておりましたが、当連結会計年度より税効果相当額及び少数株主持分相当額控除後の金額を米国会計基準適用子会社における年金債務調整額として純資産の部の評価・換算差額等の区分に計上しております。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、資産が430百万円減少しておりますが、この影響は「北米」におけるものであります。

6 マスターネットティング契約に基づくデリバティブ取引相殺表示

従来、同一相手先とのデリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債については、法的に有効なマスターネットティング契約を有する場合には、その適用範囲で相殺し表示しておりましたが、当連結会計年度より、これらの金融資産及び金融負債を総額で表示する方法に変更しております。

これは、デリバティブ取引に係る担保金が増加基調にあることに鑑み、信用リスクを適切に表示する観点から検討した結果、デリバティブ取引の時価評価による金融資産・金融負債のみを相殺表示する合理性が薄れており、原則どおり総額で表示することがより適切との判断に至ったものであります。

この変更により、従来の表示方法によった場合と比較して、資産が「日本」で5,708,728百万円、「北米」で723,958百万円、「中南米」で566百万円、「欧州・中近東」で267,090百万円、「アジア・オセアニア」で72,597百万円それぞれ増加しております。

7 債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い

実務対応報告第26号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」（平成20年12月5日 企業会計基準委員会）が公表されたことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用し、平成21年1月30日にその他有価証券の一部を満期保有目的の債券の区分に変更しております。

これにより、従来の区分で保有した場合に比べ、資産が「日本」で8,478百万円、「北米」で2,359百万円それぞれ減少しております。

【海外経常収益】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	1,443,940
II 連結経常収益	5,083,631
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	28.4

(注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。

2 海外経常収益は、当行の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益（ただし、連結会社間の内部経常収益を除く）で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	1,275,720
II 連結経常収益	4,240,043
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	30.09

(注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。

2 海外経常収益は、当行の海外店取引及び海外連結子会社の取引に係る経常収益（ただし、連結会社間の内部経常収益を除く）で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

【関連当事者情報】

I 前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当ありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	石原 邦夫	当行取締役	なし	資金の貸付(注) 1	—	貸出金	57
				利息の受取(注) 1	1	その他資産	0
役員	石原 邦夫	当行取締役	なし	資金の貸付(注) 2	—	貸出金	10
役員	尾崎 輝郎	当行取締役	なし	資金の貸付(注) 3	—	貸出金	4
役員	中川 徹也	当行監査役	なし	資金の貸付(注) 4	—	貸出金	25

- (注) 1 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間25年、1ヶ月毎元利均等返済であります。
 2 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間3年、期限一括返済であります。
 3 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間7年、1ヶ月毎元利均等返済であります。
 4 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間19年6ヶ月、1ヶ月毎元金均等返済であります。

(3) 子会社等

該当ありません。

(4) 兄弟会社等

該当ありません。

Ⅱ 当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当連結会計年度より、企業会計基準第11号「関連当事者の開示に関する会計基準」(平成18年10月17日企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第13号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(平成18年10月17日 企業会計基準委員会)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	株式会社 三菱UFJ フィナンシャル ・グループ	東京都 千代田区	1,620,896	銀行持株 会社	被所有 直接 99.93 間接 0.06 合計 100.00	金銭貸借 関係 役員の兼任 等	資金の貸付 (注)1	1,423,670	貸出金	1,716,168
							利息の受取 (注)1	33,395	其他資産	20,904
									其他負債	633
							親会社株式の 売却(注)2			
						売却代金	238,513	—	—	
						売却益	172,096	—	—	

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期限一括返済方式によるもの及び6年据え置き後1年毎の分割返済方式によるものであります。なお、いずれも担保は受け入れておりません。

2 親会社株式の売却は取引所価格を勘案し、相対取引により売却したものです。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当ありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社 をもつ 会社	三菱UFJ証券 株式会社	東京都 千代田区	65,518	証券業	なし	金銭貸借 関係等	デリバティブ 取引(注)1	—(注)2	特定取引 資産	1,522,110
								—(注)2	其他資産	83,338
								—(注)2	特定取引 負債	1,781,501
								—(注)2	其他負債	75,673

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 取引条件は、市場実勢等を勘案して決定しております。

2 反復的且つ多額な市場性取引であるため、期末残高のみを開示しております。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	石原 邦夫	当行取締役	なし	資金の貸付	資金の貸付 (注) 1	—	貸出金	55
					利息の受取 (注) 1	1	その他資産	0
					資金の貸付 (注) 2	—	貸出金	10
					利息の受取 (注) 2	0	その他資産	0
役員	中川 徹也	当行監査役	なし	資金の貸付	資金の貸付 (注) 3	—	貸出金	24
					利息の受取 (注) 3	0	その他資産	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間25年、1ヶ月毎元利均等返済であります。
 2 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間1年、期限一括返済であります。
 3 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間19年6ヶ月、1ヶ月毎元利均等返済であります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当ありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当ありません。

(開示対象特別目的会社関係)

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当行の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社では、資金調達先の多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、総合あっせん債権、個品あっせん債権、融資債権の流動化を実施しております。当該流動化にあたり、特別目的会社(主にケイマンに設立された会社)を利用しております。当該流動化においては、三菱UFJニコス株式会社は、まず総合あっせん債権、個品あっせん債権、融資債権に対してそれぞれ信託資産の設定を行ったのち優先部分と劣後部分等の異なる受益権に分割します。その後、優先受益権のみを特別目的会社に譲渡し、譲渡した優先受益権を裏付けとして特別目的会社が社債の発行や借入を行い、調達した資金を売却代金として三菱UFJニコス株式会社は受領します。

さらに、三菱UFJニコス株式会社は、特別目的会社に対し回収サービス業務を行い、また、信託資産における劣後受益権等および優先受益権の売却代金の一部を留保しています。このため、当該信託資産が見込みより回収不足となった劣後的な残存部分については、適正に貸倒引当金が設定されております。

流動化の結果、平成20年3月末において、三菱UFJニコス株式会社と取引残高のある特別目的会社は3社あり、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は76,054百万円、負債総額(単純合算)は75,940百万円です。なお、いずれの特別目的会社についても、当行及び当行の連結子会社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

2 当連結会計年度における特別目的会社との取引金額等

(単位:百万円)

	主な取引の金額 又は当連結会計年度 末残高	主な損益	
		(項目)	(金額)
譲渡した優先受益権			
総合あっせん債権	—	売却益	—
個品あっせん債権	—	売却益	—
融資債権	—	売却益	—
残存売却代金残高(未収入金)	38	分配益	79
回収サービス業務取引高(注2)	3,571	回収サービス業務収益	3,571

- (注) 1 平成20年3月末現在、特別目的会社へ譲渡していない劣後受益権等の残高は、93,820百万円であります。また、当該劣後受益権等に係る分配益(38,806百万円)は、「資金運用収益」等に計上されております。
- 2 回収サービス業務収益は、「役務取引等収益」等に計上されております。
- 3 「1 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要」に記載した特別目的会社3社との取引金額等のほか、損益につきましては当連結会計年度中に取引のあった類似の取引形態の特別目的会社4社との取引金額等を含めて記載しております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 587円12銭	1株当たり純資産額 451円70銭
1株当たり当期純利益 56円93銭	1株当たり当期純損失金額 21円86銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 56円79銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 —
(注) 1 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。	(注) 1 1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。
1株当たり当期純利益	1株当たり当期純損失金額
当期純利益 591,452百万円	当期純損失 213,962百万円
普通株主に帰属しない金額 7,382百万円	普通株主に帰属しない金額 13,938百万円
うち優先配当額 7,382百万円	うち優先配当額 13,938百万円
普通株式に係る当期純利益 584,070百万円	普通株式に係る当期純損失 227,901百万円
普通株式の期中平均株式数 10,257,961千株	普通株式の期中平均株式数 10,425,031千株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額
当期純利益調整額 281百万円	希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要
うち優先配当額 281百万円	連結子会社の発行する優先株式
普通株式増加額 31,355千株	株式会社泉州銀行
うち優先株式 31,355千株	第一回優先株式
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式等の概要	(発行済株式数7,530千株)
第一回第二種優先株式	持分法適用関連会社の発行する優先株式
(発行済株式数100,000千株)	株式会社岐阜銀行
第一回第六種優先株式	第一回第1種優先株式
(発行済株式数1,000千株)	(発行済株式数30,000千株)
連結子会社の発行する新株予約権	第一回第4種優先株式
カブドットコム証券株式会社	(発行済株式数5,000千株)
新株予約権(ストック・オプション)	連結子会社の発行する新株予約権
・付与日 平成18年3月31日	カブドットコム証券株式会社
・行使期限 平成24年6月30日	平成15年ストック・オプション
・権利行使価格 327,022円	・付与日 平成15年12月31日
・当初付与個数 1,438個	・行使期限 平成22年12月31日
・平成20年3月末現在個数 1,214個	・権利行使価格 15,000円
	・当初付与個数 4,287個
	・平成21年3月末現在個数 126個
	平成16年ストック・オプション
	・付与日 平成16年4月30日
	・行使期限 平成22年12月31日
	・権利行使価格 22,366円
	・当初付与個数 618個
	・平成21年3月末現在個数 57個
	平成18年ストック・オプション
	・付与日 平成18年3月31日
	・行使期限 平成24年6月30日
	・権利行使価格 327,022円
	・当初付与個数 1,438個
	・平成21年3月末現在個数 1,067個

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>																												
<p>2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">純資産の部の合計額</td> <td style="text-align: right;">7,985,225百万円</td> </tr> <tr> <td>純資産の部の合計額から 控除する金額</td> <td style="text-align: right;">1,962,529百万円</td> </tr> <tr> <td> うち少数株主持分</td> <td style="text-align: right;">1,649,981百万円</td> </tr> <tr> <td> うち優先株式</td> <td style="text-align: right;">308,800百万円</td> </tr> <tr> <td> うち優先配当額</td> <td style="text-align: right;">3,747百万円</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る年度末の 純資産額</td> <td style="text-align: right;">6,022,696百万円</td> </tr> <tr> <td>1株当たり純資産額の算定 に用いられた年度末の普通 株式の数</td> <td style="text-align: right;">10,257,961千株</td> </tr> </table>	純資産の部の合計額	7,985,225百万円	純資産の部の合計額から 控除する金額	1,962,529百万円	うち少数株主持分	1,649,981百万円	うち優先株式	308,800百万円	うち優先配当額	3,747百万円	普通株式に係る年度末の 純資産額	6,022,696百万円	1株当たり純資産額の算定 に用いられた年度末の普通 株式の数	10,257,961千株	<p>2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">純資産の部の合計額</td> <td style="text-align: right;">6,857,089百万円</td> </tr> <tr> <td>純資産の部の合計額から 控除する金額</td> <td style="text-align: right;">1,963,574百万円</td> </tr> <tr> <td> うち少数株主持分</td> <td style="text-align: right;">1,304,444百万円</td> </tr> <tr> <td> うち優先株式</td> <td style="text-align: right;">645,700百万円</td> </tr> <tr> <td> うち優先配当額</td> <td style="text-align: right;">13,430百万円</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る年度末の 純資産額</td> <td style="text-align: right;">4,893,514百万円</td> </tr> <tr> <td>1株当たり純資産額の算定 に用いられた年度末の普通 株式の数</td> <td style="text-align: right;">10,833,384千株</td> </tr> </table> <p>3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当連結会計年度は純損失が計上されているので、記載しておりません。</p>	純資産の部の合計額	6,857,089百万円	純資産の部の合計額から 控除する金額	1,963,574百万円	うち少数株主持分	1,304,444百万円	うち優先株式	645,700百万円	うち優先配当額	13,430百万円	普通株式に係る年度末の 純資産額	4,893,514百万円	1株当たり純資産額の算定 に用いられた年度末の普通 株式の数	10,833,384千株
純資産の部の合計額	7,985,225百万円																												
純資産の部の合計額から 控除する金額	1,962,529百万円																												
うち少数株主持分	1,649,981百万円																												
うち優先株式	308,800百万円																												
うち優先配当額	3,747百万円																												
普通株式に係る年度末の 純資産額	6,022,696百万円																												
1株当たり純資産額の算定 に用いられた年度末の普通 株式の数	10,257,961千株																												
純資産の部の合計額	6,857,089百万円																												
純資産の部の合計額から 控除する金額	1,963,574百万円																												
うち少数株主持分	1,304,444百万円																												
うち優先株式	645,700百万円																												
うち優先配当額	13,430百万円																												
普通株式に係る年度末の 純資産額	4,893,514百万円																												
1株当たり純資産額の算定 に用いられた年度末の普通 株式の数	10,833,384千株																												

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																														
<p>1. 優先証券の償還</p> <p>当行は、平成20年4月28日の取締役会において、以下のとおり、当行の連結子会社である Tokai Preferred Capital Company L.L.C. の発行した以下の優先証券について、全額償還されることを承認する決議をいたしました。</p> <p>(1) 償還する優先証券の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>発行体</td> <td>Tokai Preferred Capital Company L.L.C.</td> </tr> <tr> <td>発行証券の種類</td> <td>配当非累積型優先証券 本優先証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する。</td> </tr> <tr> <td>償還期限</td> <td>永久 ただし、平成20年6月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先証券の全部または一部を償還することができる。</td> </tr> <tr> <td>配当</td> <td>非累積型・固定配当 ただし、平成20年6月以降の配当計算期間については、非累積型・変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。</td> </tr> <tr> <td>発行総額</td> <td>10億米ドル(1券面当たり発行価額1,000米ドル)</td> </tr> <tr> <td>払込日</td> <td>平成10年3月26日</td> </tr> <tr> <td>償還対象総額</td> <td>10億米ドル</td> </tr> <tr> <td>償還金額</td> <td>1券面当たり1,000米ドル</td> </tr> </table> <p>(2) 償還予定日 平成20年6月30日</p> <p>(3) その他 当行は、平成20年6月23日の取締役会において、平成21年3月末を目処に、Tokai Preferred Capital Company L.L.C. の清算手続をすすめていくことを決議いたしました。</p> <p>2. 子会社の株式交換</p> <p>当行の連結子会社でクレジットカード業を営む三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という)は、当行の親会社で銀行持株会社の株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下「MUF G」という)との間で、平成19年9月20日締結の基本合意に基づき、平成20年5月28日、同日開催された両社の取締役会の決議を受け、MUF Gを株式交換完全親会社、三菱UFJニコスを株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結いたしました。</p> <p>本株式交換契約は、三菱UFJニコスにおいては平成20年6月27日開催の定時株主総会および各種類株主総会において承認されております。なお、MUF Gにおいては、会社法第796条第3項本文の規定により、株主総会の承認を得ることなく行われます。</p> <p>株式交換の目的、方法および内容、効力発生日につきましては、以下のとおりであります。</p>	発行体	Tokai Preferred Capital Company L.L.C.	発行証券の種類	配当非累積型優先証券 本優先証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する。	償還期限	永久 ただし、平成20年6月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先証券の全部または一部を償還することができる。	配当	非累積型・固定配当 ただし、平成20年6月以降の配当計算期間については、非累積型・変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。	発行総額	10億米ドル(1券面当たり発行価額1,000米ドル)	払込日	平成10年3月26日	償還対象総額	10億米ドル	償還金額	1券面当たり1,000米ドル	<p>1. 優先出資証券の償還</p> <p>当行は、平成21年5月25日開催の取締役会において、以下のとおり、当行の連結子会社である UFJ Preferred Capital 1 Limited の発行した以下の優先出資証券について、全額償還されることを承認する決議をいたしました。</p> <p>(1) 償還する優先出資証券の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>発行体</td> <td>UFJ Preferred Capital 1 Limited</td> </tr> <tr> <td>発行証券の種類</td> <td>シリーズ2 非累積型・変動配当・優先出資証券 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する。</td> </tr> <tr> <td>償還期限</td> <td>永久 ただし、平成21年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部または一部を償還することができる。</td> </tr> <tr> <td>配当</td> <td>非累積型・変動配当 なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。</td> </tr> <tr> <td>発行総額</td> <td>1,300億円 (1口当たり発行価額10,000,000円)</td> </tr> <tr> <td>払込日</td> <td>平成11年3月25日</td> </tr> <tr> <td>償還対象総額</td> <td>1,300億円</td> </tr> <tr> <td>償還金額</td> <td>1口当たり10,000,000円</td> </tr> </table> <p>(2) 償還予定日 平成21年7月27日</p> <p>2. 優先出資証券の発行</p> <p>当行は、平成21年5月25日開催の取締役会において、優先出資証券の発行を目的とする当行の100%出資子会社 BTMU Preferred Capital 9 Limited をケイマン諸島に設立することを決議いたしました。</p> <p>発行する優先出資証券の概要は以下の通りであります。なお、本優先出資証券の発行により純資産の部に計上される少数株主持分は、平成18年金融庁告示第19号に基づく連結自己資本比率(国際統一基準)における基本的項目に算入される予定です。</p> <table border="1"> <tr> <td>発行体</td> <td>BTMU Preferred Capital 9 Limited ケイマン諸島法に基づいてケイマン諸島に新たに設立する当行が議決権を100%所有する特別目的子会社</td> </tr> <tr> <td>発行証券の種類</td> <td>円建配当金非累積型 永久優先出資証券</td> </tr> <tr> <td>発行総額</td> <td>未定</td> </tr> <tr> <td>配当率</td> <td>未定</td> </tr> <tr> <td>払込日</td> <td>未定</td> </tr> <tr> <td>資金使途</td> <td>当行への劣後特約付貸付金に充当し、当行の一般運転資金に充当。</td> </tr> <tr> <td>優先順位</td> <td>本優先出資証券は、残余財産分配請求優先権において、当行の劣後債権者・一般債権者に劣後し、普通株式に優先し、実質的に優先株式と同順位。</td> </tr> </table> <p>(注) 関連法令に基づく必要な届出、許可の効力発生を前提としています。</p>	発行体	UFJ Preferred Capital 1 Limited	発行証券の種類	シリーズ2 非累積型・変動配当・優先出資証券 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する。	償還期限	永久 ただし、平成21年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部または一部を償還することができる。	配当	非累積型・変動配当 なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。	発行総額	1,300億円 (1口当たり発行価額10,000,000円)	払込日	平成11年3月25日	償還対象総額	1,300億円	償還金額	1口当たり10,000,000円	発行体	BTMU Preferred Capital 9 Limited ケイマン諸島法に基づいてケイマン諸島に新たに設立する当行が議決権を100%所有する特別目的子会社	発行証券の種類	円建配当金非累積型 永久優先出資証券	発行総額	未定	配当率	未定	払込日	未定	資金使途	当行への劣後特約付貸付金に充当し、当行の一般運転資金に充当。	優先順位	本優先出資証券は、残余財産分配請求優先権において、当行の劣後債権者・一般債権者に劣後し、普通株式に優先し、実質的に優先株式と同順位。
発行体	Tokai Preferred Capital Company L.L.C.																																														
発行証券の種類	配当非累積型優先証券 本優先証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する。																																														
償還期限	永久 ただし、平成20年6月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先証券の全部または一部を償還することができる。																																														
配当	非累積型・固定配当 ただし、平成20年6月以降の配当計算期間については、非累積型・変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。																																														
発行総額	10億米ドル(1券面当たり発行価額1,000米ドル)																																														
払込日	平成10年3月26日																																														
償還対象総額	10億米ドル																																														
償還金額	1券面当たり1,000米ドル																																														
発行体	UFJ Preferred Capital 1 Limited																																														
発行証券の種類	シリーズ2 非累積型・変動配当・優先出資証券 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する。																																														
償還期限	永久 ただし、平成21年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部または一部を償還することができる。																																														
配当	非累積型・変動配当 なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。																																														
発行総額	1,300億円 (1口当たり発行価額10,000,000円)																																														
払込日	平成11年3月25日																																														
償還対象総額	1,300億円																																														
償還金額	1口当たり10,000,000円																																														
発行体	BTMU Preferred Capital 9 Limited ケイマン諸島法に基づいてケイマン諸島に新たに設立する当行が議決権を100%所有する特別目的子会社																																														
発行証券の種類	円建配当金非累積型 永久優先出資証券																																														
発行総額	未定																																														
配当率	未定																																														
払込日	未定																																														
資金使途	当行への劣後特約付貸付金に充当し、当行の一般運転資金に充当。																																														
優先順位	本優先出資証券は、残余財産分配請求優先権において、当行の劣後債権者・一般債権者に劣後し、普通株式に優先し、実質的に優先株式と同順位。																																														

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																						
<p>(1) 株式交換の目的</p> <p>平成19年9月20日、三菱UFJニコスは、貸金業法改正や今後の割賦販売法改正等の外部環境の変化への対応を先取りし、他に先駆けてクレジットカード市場の更なる発展・拡大に抜本的に取り組むために、①三菱UFJニコスの財務基盤を磐石なものとする、②三菱UFJニコスを含めたMUF Gグループの戦略的一体性・機動性をさらに高め、グループ内の経営資源の有効活用を図ること、③銀行・信託・証券と並ぶMUF Gグループの中核事業体としての三菱UFJニコスの位置付けを明確にすること、④三菱UFJニコスの営むカード事業をMUF Gグループのコンシューマーファイナンス事業における戦略的分野として一層強化・育成することを目的として、MUF Gとの間で、三菱UFJニコスが実施する第三者割当増資1,200億円についてMUF Gが全額引き受けること、株式交換の方法により三菱UFJニコスが上場廃止のうえMUF Gの完全子会社となる方針を決定しておりました。</p> <p>この決定に基づき、三菱UFJニコスは、MUF Gとの間で本株式交換契約を締結いたしました。</p> <p>(2) 株式交換の方法および内容</p> <p>① 株式交換の方法</p> <p>MUF Gは、会社法第767条に規定する方法により、三菱UFJニコスの株主（MUF Gを除く。以下同じ）が保有する三菱UFJニコス株式を取得し、三菱UFJニコスの株主に対して、MUF Gの普通株式を割当交付します。</p> <p>② 株式交換の内容</p> <p>a 株式の種類および交換比率</p> <table border="1" data-bbox="212 1317 762 1480"> <thead> <tr> <th rowspan="2">会社名</th> <th colspan="2">MUF G (株式交換完全親会社)</th> <th colspan="2">三菱UFJニコス (株式交換完全子会社)</th> </tr> <tr> <th>株式の種類</th> <th>普通株式</th> <th>普通株式</th> <th>第1種株式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式交換比率</td> <td>1</td> <td>0.37</td> <td>1.39</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>三菱UFJニコスの普通株式1株につきMUF Gの普通株式0.37株、三菱UFJニコスの第1種株式1株につきMUF Gの普通株式1.39株が、それぞれ三菱UFJニコスの株主に交付されます。</p> <p>b 株式交換比率の算定方法</p> <p>本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、三菱UFJニコスは株式会社KPMG FASを、MUF Gは野村証券株式会社を、それぞれ株式交換比率の算定に関する第三者算定機関として選定し、算定を依頼しました。その算定結果を踏まえ、両者間で慎重な交渉、協議を行ったうえで、本株式交換の交換比率を決定いたしました。</p> <p>(3) 株式交換の効力発生日</p> <p>平成20年8月1日（予定）</p>	会社名	MUF G (株式交換完全親会社)		三菱UFJニコス (株式交換完全子会社)		株式の種類	普通株式	普通株式	第1種株式	株式交換比率	1	0.37	1.39		<p>3. 子会社の経営統合</p> <p>当行及び当行の連結子会社である株式会社泉州銀行（以下「泉州銀行」という）は、株式会社池田銀行（以下「池田銀行」という）との間で、泉州銀行と池田銀行が、両行の株主総会の承認及び関係当局の認可を前提として、共同株式移転の方式により株式移転を行い、経営統合することに係わる経営統合契約書を、平成21年5月25日付で締結いたしました。</p> <p>株式移転により経営統合を行う子会社の概要及び経営統合契約の概要は以下のとおりであります。</p> <p>なお、当行は本株式移転により設立される統合新会社の総議決権（但し、統合新会社が発行予定の第一種優先株式及び第二種優先株式に係る議決権の数を除く）の約36%（但し、統合新会社が発行する第一種優先株式に係る議決権の所有割合を除く）を保有する予定であるため、統合新会社設立時においては、統合新会社は当行の関係会社となる予定ですが、泉州銀行、池田銀行及び統合新会社で構成される新金融グループにおける経営の独立性を尊重するため、当行が保有する統合新会社の普通株式の一部について、株式処分信託の設定やその他手段による処分を進め、遅くとも平成26年9月末までに統合新会社が当行の関係会社ではなくなることを予定しています。</p> <p>(1) 株式移転を行う子会社の概要 (平成21年3月31日現在)</p> <table border="1" data-bbox="879 1106 1406 1317"> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>株式会社泉州銀行</td> </tr> <tr> <td>事業の内容</td> <td>銀行業</td> </tr> <tr> <td>当行との取引内容</td> <td>預金取引、 金銭貸借取引ほか</td> </tr> <tr> <td>当行が保有する株式数</td> <td>普通株式 309,817,556株</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 経営統合の目的</p> <p>泉州銀行及び池田銀行は、関西地域における代表的な独立系の金融グループとして最良の地域金融機関となることを目的に、経営統合を行います。泉州銀行、池田銀行及び共同持株会社で構成される新金融グループは、地域金融機関としての公共性に鑑み、経営基盤の拡大、発展を通じて地域金融の安定化と地域経済の健全な発展を図ると共に、経営の独立性を確保し、地域顧客の利便性、サービス及び内部管理体制の質的向上を目指します。</p> <p>(3) 株式移転の方法、株式移転に係る割当ての内容</p> <p>① 株式移転の方法</p> <p>泉州銀行及び池田銀行の株主が保有する両行の株式を、平成21年10月1日をもって共同持株会社に移転するとともに、泉州銀行および池田銀行の株主に対し、共同持株会社の発行する新株式を割り当てる予定です。但し、今後手続きを進める中で、やむを得ない状況が生じた場合には、両行協議の上、日程又は統合形態等を変更する場合があります。</p>	名称	株式会社泉州銀行	事業の内容	銀行業	当行との取引内容	預金取引、 金銭貸借取引ほか	当行が保有する株式数	普通株式 309,817,556株
会社名		MUF G (株式交換完全親会社)		三菱UFJニコス (株式交換完全子会社)																			
	株式の種類	普通株式	普通株式	第1種株式																			
株式交換比率	1	0.37	1.39																				
名称	株式会社泉州銀行																						
事業の内容	銀行業																						
当行との取引内容	預金取引、 金銭貸借取引ほか																						
当行が保有する株式数	普通株式 309,817,556株																						

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>3. 子会社の経営統合に関する基本合意</p> <p>当行の連結子会社である株式会社泉州銀行は、平成20年2月22日に開催した取締役会において、株主の承認、関係当局の認可を前提として、株式会社池田銀行と共同して持株会社を設立する方式等により、経営統合を実施することについて、協議を開始することを決議いたしました。</p> <p>なお、平成20年5月30日に両行の経営統合に関する基本合意書を、本経営統合に賛同しております当行を含む三者で締結いたしました。</p>	<p>② 株式移転に係る割当ての内容</p> <p>株式移転に際して、共同持株会社の成立の日の前日の最終の泉州銀行及び池田銀行の株主名簿に記載又は記録された株主は、その所有する株式につき、次の割合にて共同持株会社が交付する株式の割当てを受けるものとし、泉州銀行及び池田銀行が発行する株式については、その発行する種類の株式の内容に応じ、次のとおり株式の種類ごとに異なる取扱いを行うことといたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・池田銀行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式18.5株 ・泉州銀行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株 ・池田銀行の第一種優先株式1株に対して、共同持株会社の第一種優先株式18.5株 ・池田銀行の第二種優先株式1株に対して、共同持株会社の第一種優先株式18.5株 <p>(注1) 泉州銀行の第一回優先株式のうち平成21年7月31日までに転換請求のなかったものは、平成21年8月1日をもって、すべて当行の普通株式に一斉転換されます。</p> <p>なお、上記の株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両行協議の上、変更することがあります。</p> <p>(注2) 共同持株会社が交付する新株式数(予定)</p> <p>普通株式： 940,231,599株に、平成21年4月1日から平成21年8月1日までに、泉州銀行が泉州銀行の第一回優先株式を取得すると引換えに交付した同行の普通株式の数に1を乗じた数(但し、1株未満の端数については切り捨てるものいたします。)を加えた数</p> <p>第一種優先株式：111,000,000株 第二種優先株式：115,625,000株</p> <p>上記は平成21年3月31日現在における泉州銀行及び池田銀行の発行済株式総数を前提として算定した株式数であり、共同持株会社の設立までに、泉州銀行及び池田銀行が自己株式を消却した場合や池田銀行の新株予約権付社債に付された新株予約権が行使された場合は、共同持株会社が発行する新株式数は変動することがあります。</p>

<p>前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
	<p>③ 株式移転に係る割当ての算定根拠</p> <p>1) 普通株式</p> <p>ア 算定の基礎</p> <p>泉州銀行及び池田銀行は、本件株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、泉州銀行はモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「モルガン・スタンレー証券」という)及びアメリカン・アプリーザル・ジャパン株式会社(以下「アメリカン・アプリーザル」という)に対し、また池田銀行は野村証券株式会社(以下「野村証券」という)に対し、それぞれ株式移転比率の算定を依頼しました。</p> <p>モルガン・スタンレー証券は、両行の市場株価や将来収益力等を多角的に分析するため、両行について市場株価法、類似企業比較法、配当割引分析法(DDM法)等に基づく分析結果を総合的に勘案して、アメリカン・アプリーザルは、両行の市場株価や将来収益力等を多角的に分析するため、両行について市場株価法、類似企業比較法、ディスカウント・キャッシュ・フロー法(DCF法)等に基づく分析結果を総合的に勘案して、各々当該株式移転比率の算定を行いました。</p> <p>また、野村証券は、両行普通株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価平均法による算定を行うとともに、両行と類似した事業を営む他の上場企業との財務的観点での比較を行うために類似会社比較法と、両行の将来の事業活動の状況を反映するために配当割引モデル分析法による算定も行いました。</p> <p>イ 算定の経緯</p> <p>泉州銀行はモルガン・スタンレー証券及びアメリカン・アプリーザルによる株式移転比率の算定結果を参考に、池田銀行は野村証券による株式移転比率の算定結果を参考に、それぞれ両行の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両行で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、平成21年5月25日付にて、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、上記株式移転比率を合意・決定いたしました。</p> <p>なお、泉州銀行はアメリカン・アプリーザルより、平成21年5月25日付にて、一定の条件のもとに、合意された株式移転比率が泉州銀行の普通株主の立場に即し、財務的見地から経済合理性がある旨の意見書を取得し、池田銀行は、野村証券より、平成21年5月25日付にて、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに合意された株式移転比率が池田銀行の普通株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書を取得いたしました。</p>

<p>前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
	<p>ウ 算定機関との関係</p> <p>泉州銀行の算定機関であるモルガン・スタンレー証券については、モルガン・スタンレー証券の親会社である米国Morgan Stanley (以下「Morgan Stanley」という)と当行及び泉州銀行の親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下「MUFG」という)が、平成20年9月29日付で戦略的資本提携(以下「本資本提携」という)を合意し、本資本提携に基づき、MUFGは、平成20年10月13日に、Morgan Stanleyが発行する総額90億米ドル相当の転換型及び償還型優先株式を取得し、さらにMUFGは、本資本提携後にMorgan Stanleyが発表した公募増資に応募し、普通株式を取得することで、既に保有するMorgan Stanleyの転換型優先株式を普通株式に転換することにより、Morgan Stanleyの議決権の20%超を取得することが可能となっています。また、Morgan Stanleyには、本資本提携に基づきMUFGが指名した取締役1名が取締役として就任していません。さらに、Morgan StanleyとMUFGは、平成21年3月26日に、モルガン・スタンレー証券とMUFGの連結子会社である三菱UFJ証券株式会社とを統合して新会社を設立する旨の覚書を締結しており、またその他、両社間ではグローバルなアライアンス戦略の検討・協議が行われています。泉州銀行は、上記モルガン・スタンレー証券との関係に鑑み、モルガン・スタンレー証券に対して上記株式移転比率の算定を依頼するのとは別に、アメリカン・アプリーザルにも上記株式移転比率の算定を依頼し、かつ同社から上記の意見書を取得しています。</p> <p>なお、モルガン・スタンレー証券は池田銀行の連結財務諸表規則第15条の4に定める関連当事者(連結子会社を含む)または財務諸表等規則第8条第17項に定める関連当事者(以下総称して「関連当事者」という)には該当いたしません。また、アメリカン・アプリーザル及び野村証券は、いずれも泉州銀行及び池田銀行の関連当事者には該当いたしません。</p> <p>2) 優先株式</p> <p>泉州銀行及び池田銀行は、池田銀行が発行している第一種優先株式及び第二種優先株式(以下「対象優先株式」という)については、普通株式のように市場価格が存在しないため、普通株式の株式移転比率を考慮した上で、共同持株会社にて新たに交付する優先株式を対象優先株式のそれぞれの発行要項と割当比率を通じて同一の条件を発行要項に定めることとし、池田銀行の発行する第一種優先株式1株につき共同持株会社の第一種優先株式18.5株を割当交付し、また、池田銀行の発行する第二種優先株式1株につき共同持株会社の第二種優先株式18.5株を割当交付することで合意しております。</p>

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)										
	<p>(4) 株式移転設立完全親会社となる会社の内容等</p> <table border="1" data-bbox="879 266 1409 616"> <tr> <td>商号</td> <td>株式会社池田泉州ホールディングス</td> </tr> <tr> <td>本店の所在地</td> <td>大阪府大阪市北区茶屋町18番14号 (大阪梅田池銀ビル)</td> </tr> <tr> <td>代表者の氏名</td> <td>代表取締役会長 吉田憲正 代表取締役社長兼CEO 服部盛隆</td> </tr> <tr> <td>資本金の額</td> <td>500億円</td> </tr> <tr> <td>事業の内容</td> <td>銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに付帯する業務</td> </tr> </table> <p>(5) 今後の日程(予定)</p> <p>東京証券取引所上場廃止日 平成21年9月25日(金)(池田銀行)</p> <p>大阪証券取引所上場廃止日 平成21年9月25日(金)(両行)</p> <p>共同持株会社設立登記日(効力発生日) 平成21年10月1日(木)</p> <p>共同持株会社上場日 平成21年10月1日(木)</p>	商号	株式会社池田泉州ホールディングス	本店の所在地	大阪府大阪市北区茶屋町18番14号 (大阪梅田池銀ビル)	代表者の氏名	代表取締役会長 吉田憲正 代表取締役社長兼CEO 服部盛隆	資本金の額	500億円	事業の内容	銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに付帯する業務
商号	株式会社池田泉州ホールディングス										
本店の所在地	大阪府大阪市北区茶屋町18番14号 (大阪梅田池銀ビル)										
代表者の氏名	代表取締役会長 吉田憲正 代表取締役社長兼CEO 服部盛隆										
資本金の額	500億円										
事業の内容	銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに付帯する業務										

(追加情報)

<p>前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>																		
<p>当行の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という)、および株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下「MUFG」という)は、平成19年9月20日開催の各取締役会において、三菱UFJニコスが行う第三者割当増資をMUFGが全額引き受けることを決議し、平成19年11月6日に実施いたしました。</p> <p>(第三者割当増資の概要)</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 募集または割当方法</td> <td>第三者割当</td> </tr> <tr> <td>(2) 発行新株式数</td> <td>普通株式 400,000,000株</td> </tr> <tr> <td>発行価額</td> <td>1株につき300円</td> </tr> <tr> <td>発行価額の総額</td> <td>1,200億円</td> </tr> <tr> <td>資本組入額</td> <td>増加する資本金の額 600億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>増加する資本準備金の額 600億円</td> </tr> <tr> <td>(3) 申込時期</td> <td>平成19年11月6日</td> </tr> <tr> <td>(4) 払込期日</td> <td>平成19年11月6日</td> </tr> <tr> <td>(5) 取引の目的を含む取引の概要</td> <td></td> </tr> </table> <p>三菱UFJニコスおよびMUFGは以下の4点を目的に、三菱UFJニコスが実施する1,200億円の第三者割当増資についてMUFGが全額を引き受けること、また、別途合意予定の株式交換契約に定めるところに従い、株式交換の方法により、三菱UFJニコスが上場廃止のうえMUFGの完全子会社となる方針に関し基本合意し、平成19年11月6日、第三者割当増資を実施いたしました。</p> <p>①三菱UFJニコスの財務基盤を磐石なものとする</p> <p>②三菱UFJニコスを含めたMUFGグループの戦略的一体性・機動性をさらに高め、グループ内の経営資源の有効活用を図ること</p> <p>③銀行・信託・証券とならぶ、MUFGグループ中核事業体としての三菱UFJニコスの位置づけを明確化すること</p> <p>④三菱UFJニコスの営むカード事業をMUFGグループのコンシューマーファイナンス事業における戦略的分野として、一層強化、育成すること</p> <p>なお、平成20年5月28日開催の各取締役会の決議を受け、MUFGを株式交換完全親会社、三菱UFJニコスを株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結いたしました。</p> <p>(6) 本第三者割当増資に伴う当行持分比率の低下により当行の連結財務諸表上、持分変動利益が71,453百万円計上されております。</p>	(1) 募集または割当方法	第三者割当	(2) 発行新株式数	普通株式 400,000,000株	発行価額	1株につき300円	発行価額の総額	1,200億円	資本組入額	増加する資本金の額 600億円		増加する資本準備金の額 600億円	(3) 申込時期	平成19年11月6日	(4) 払込期日	平成19年11月6日	(5) 取引の目的を含む取引の概要		<p>—————</p>
(1) 募集または割当方法	第三者割当																		
(2) 発行新株式数	普通株式 400,000,000株																		
発行価額	1株につき300円																		
発行価額の総額	1,200億円																		
資本組入額	増加する資本金の額 600億円																		
	増加する資本準備金の額 600億円																		
(3) 申込時期	平成19年11月6日																		
(4) 払込期日	平成19年11月6日																		
(5) 取引の目的を含む取引の概要																			

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当 行	短期社債	平成20年3月～ 平成20年8月	42,200 [42,200]	— [—]	0.52～ 0.61	なし	平成20年4月～ 平成20年8月
	第2回～第102回普通社債	平成11年10月～ 平成20年9月	1,824,988 [529,995]	1,514,997 [259,997]	0.36～ 2.69	なし	平成20年4月～ 平成39年4月
	第1回 米ドル建劣後社債	平成12年2月25日	193,798 (USD 1,934,312千)	190,025 (USD 1,934,494千)	8.40	なし	平成22年4月15日
	米ドル建劣後社債	平成13年6月15日	199,862 (USD 1,994,834千)	196,110 (USD 1,996,444千)	7.40	なし	平成23年6月15日
	第1回 円建劣後社債	平成12年7月27日	70,000	70,000	2.25	なし	平成22年7月27日
	第2回 円建劣後社債	平成13年7月31日	50,000	50,000	1.93	なし	平成23年7月29日
	第3回 円建劣後社債	平成14年6月25日	50,000	50,000	2.39	なし	平成24年6月25日
	第3回2号 円建劣後社債	平成15年6月26日	80,000	80,000	1.30	なし	平成25年6月26日
	第4回 円建劣後社債	平成15年5月22日	100,000	100,000	1.13	なし	平成25年5月22日
	第6回 円建劣後社債	平成16年12月22日	70,000	70,000	1.73	なし	平成26年12月22日
	第7回 円建劣後社債	平成16年12月22日	30,000	30,000	2.11	なし	平成31年12月20日
	第8回 円建劣後社債	平成17年7月22日	60,000	60,000	1.64	なし	平成27年7月22日
	第9回 円建劣後社債	平成17年7月22日	20,000	20,000	2.01	なし	平成32年7月22日
	第10回 円建劣後社債	平成18年8月11日	50,000	—	2.39	なし	平成25年8月9日
	第11回 円建劣後社債	平成18年10月31日	50,000	50,000	2.28	なし	平成28年10月31日
	第12回 円建劣後社債	平成19年7月30日	50,000	50,000	2.16	なし	平成29年7月28日
	第13回 円建劣後社債	平成19年11月16日	10,000	10,000	2.04	なし	平成34年11月16日
	第14回 円建劣後社債	平成20年4月15日	—	40,000	1.75	なし	平成30年4月16日
	第15回 円建劣後社債	平成20年8月29日	—	170,000	2.30	なし	平成28年8月26日
	第16回 円建劣後社債	平成20年12月26日	—	34,000	2.49	なし	平成30年12月26日
	第17回 円建劣後社債	平成20年12月18日	—	35,300	2.49	なし	平成30年12月18日
第18回 円建劣後社債	平成20年12月18日	—	22,700	2.44	なし	平成30年12月18日	
第19回 円建劣後社債	平成21年3月13日	—	450,000	2.75	なし	平成29年4月25日	
ユーロ建劣後社債 (MTNプログラムによる発行)	平成17年12月16日	157,547 (EUR 995,938千)	129,280 (EUR 995,693千)	3.50	なし	平成27年12月16日	
※1	短期社債	平成20年3月～ 平成21年3月	2,000 [2,000]	31,472 [31,472]	0.59～ 3.50	なし ※2	平成20年4月～ 平成21年6月
	普通社債	平成9年6月～ 平成20年3月	140,824 (USD 750,000千) [93,269]	75,672 (USD 750,000千) [68,272]	0.32～ 8.30	なし	平成20年1月～ 平成29年12月
	劣後社債	平成9年3月～ 平成21年3月	1,246,645 (USD 6,336,403千) (EUR 900,000千) (GBP 275,000千) [—]	1,186,866 (USD 6,326,403千) (EUR 900,000千) (GBP 275,000千) [147,345]	0.62～ 10.87	なし	平成20年3月～ 平成47年3月
	永久劣後社債	平成8年9月～ 平成21年3月	408,826 (USD 776,000千) (EUR 7,000千)	275,760 (USD 150,000千)	1.05～ 8.75	なし	—
合計		—	4,906,693	4,992,186	—	—	—

(注) 1 ※1は連結子会社UnionBanCal Corporation、BTMU (Curacao) Holdings N.V.、UFJ Finance Aruba A.E.C.、株式会社泉州銀行、株式会社日本ビジネスリース、東京合同ファイナンス株式会社の発行した社債をまとめて記載しております。なお、三菱UFJニコス株式会社は、株式交換に伴う事業分離により当連結会計年度中に子会社でなくなったため、同社の発行した社債は「前期末残高」には含めて記載しております。

- 2 ※2は連結子会社が期中に発行、償還した有担保の短期社債4銘柄が含まれております。当該銘柄以外は無担保であります。
- 3 「前期末残高」及び「当期末残高」欄の()書きは、外貨建社債の金額であります。
- 4 「前期末残高」及び「当期末残高」欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
- 5 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
507,087	730,325	529,910	306,000	505,926

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
借入金	2,660,227	4,015,265	1.52	—
再割引手形	—	8,521	8.50	—
借入金	2,660,227	4,006,743	1.50	平成20年1月～ 平成40年3月
リース債務	—	1,631	—	平成21年4月～ 平成30年11月

- (注) 1 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しているため、平均利率は記載しておりません。
- 2 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	3,125,531	127,842	54,094	37,076	1,990
リース債務(百万円)	491	483	399	162	65

銀行業は預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」勘定及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

(参考) なお、営業活動として資金調達を行っている約束手形方式による商業・ペーパーの発行状況は次のとおりであります。

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
商業・ペーパー	357,362	141,436	1.45	—

(2) 【その他】

該当ありません。

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度末 (平成20年3月31日)	当事業年度末 (平成21年3月31日)
資産の部		
現金預け金	9,004,369	4,929,088
現金	1,131,121	1,504,723
預け金	※7 7,873,247	※7 3,424,364
コールローン	656,874	179,114
買現先勘定	※2 283,826	※2 38,993
債券貸借取引支払保証金	※2 4,874,657	※2 4,478,999
買入手形	226,200	—
買入金銭債権	※7 3,602,885	※7 2,677,859
特定取引資産	※7 4,785,724	※7 10,528,447
商品有価証券	520,986	849,428
商品有価証券派生商品	2,730	144
特定取引有価証券	27,296	1,775
特定取引有価証券派生商品	165	392
特定金融派生商品	1,306,817	6,217,536
その他の特定取引資産	2,927,727	3,459,170
金銭の信託	77,137	36,758
有価証券	※1, ※2, ※7 33,191,095	※1, ※2, ※7 38,731,570
国債	14,304,307	19,937,080
地方債	177,396	251,752
社債	※14 4,714,547	※14 4,333,878
株式	5,660,298	3,887,714
その他の証券	8,334,544	10,321,144
投資損失引当金	△85,776	△93,156
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 70,397,804	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 73,786,503
割引手形	※2 312,447	※2 250,819
手形貸付	4,685,248	4,616,416
証書貸付	55,087,430	57,633,418
当座貸越	10,312,677	11,285,849
外国為替	1,224,907	1,043,370
外国他店預け	137,318	120,343
外国他店貸	130,537	57,946
買入外国為替	※2 687,405	※2 594,483
取立外国為替	269,646	270,595
その他資産	3,184,526	4,666,482
未決済為替貸	83,143	32,837
前払費用	3,649	3,589
未収収益	310,590	273,396
先物取引差入証拠金	5,884	15,800
先物取引差金勘定	2,675	1,743
金融派生商品	1,652,111	3,089,473
その他の資産	1,126,471	1,249,642

(単位：百万円)

	前事業年度末 (平成20年3月31日)	当事業年度末 (平成21年3月31日)
有形固定資産	※10, ※11 959,984	※10, ※11 915,904
建物	244,200	224,850
土地	※9 613,654	※9 603,722
リース資産		1,178
建設仮勘定	3,880	8,185
その他の有形固定資産	98,249	77,968
無形固定資産	356,365	312,486
ソフトウェア	182,661	264,177
その他の無形固定資産	173,704	48,308
繰延税金資産	693,629	953,104
支払承諾見返	※14 6,867,725	※14 6,425,841
貸倒引当金	△640,596	△639,580
資産の部合計	139,661,343	148,971,788
負債の部		
預金	101,861,554	100,208,977
当座預金	6,903,027	7,474,381
普通預金	47,181,779	47,444,743
貯蓄預金	1,186,104	1,116,392
通知預金	1,616,020	1,256,445
定期預金	39,087,066	37,577,166
定期積金	75	69
その他の預金	5,887,481	5,339,778
譲渡性預金	5,420,058	6,579,759
コールマネー	※7 1,528,706	※7 1,399,495
売現先勘定	※7 3,832,129	※7 7,362,471
債券貸借取引受入担保金	※7 2,487,240	※7 1,374,637
特定取引負債	1,171,412	6,006,174
商品有価証券派生商品	236	88
特定取引売付債券	11,917	3,711
特定取引有価証券派生商品	283	34
特定金融派生商品	1,158,975	6,002,340
借入金	4,115,106	5,560,428
再割引手形	—	※2 8,521
借入金	※7, ※12 4,115,106	※7, ※12 5,551,906
外国為替	991,260	828,087
外国他店預り	862,130	743,595
外国他店借	※2 17,941	※2 30,364
売渡外国為替	6,126	3,237
未払外国為替	105,063	50,889
短期社債	42,200	—
社債	※13 3,066,197	※13 3,422,414

(単位：百万円)

	前事業年度末 (平成20年3月31日)	当事業年度末 (平成21年3月31日)
その他負債	1,882,799	4,112,171
未決済為替借	6,769	13,089
未払法人税等	10,568	16,351
未払費用	240,350	208,303
前受収益	50,218	44,355
給付補てん備金	12	12
先物取引差金勘定	—	1,554
借入商品債券	96,643	55,862
金融派生商品	953,863	2,459,867
リース債務	—	1,250
その他の負債	524,373	1,311,523
賞与引当金	16,969	15,915
役員賞与引当金	140	—
退職給付引当金	10,232	11,482
ポイント引当金	403	664
偶発損失引当金	75,514	40,030
特別法上の引当金	31	31
金融商品取引責任準備金	31	31
再評価に係る繰延税金負債	※9 191,788	※9 186,927
支払承諾	※7, ※14 6,867,725	※7, ※14 6,425,841
負債の部合計	133,561,471	143,535,509
純資産の部		
資本金	996,973	1,196,295
資本剰余金	2,773,290	3,362,612
資本準備金	2,773,290	1,196,295
その他資本剰余金	—	2,166,317
利益剰余金	1,728,082	1,184,843
利益準備金	190,044	190,044
その他利益剰余金	1,538,037	994,799
行員退職手当基金	2,432	2,432
別途積立金	718,196	718,196
繰越利益剰余金	817,408	274,170
株主資本合計	5,498,345	5,743,752
その他有価証券評価差額金	289,078	△655,202
繰延ヘッジ損益	81,114	123,516
土地再評価差額金	※9 231,333	※9 224,212
評価・換算差額等合計	601,526	△307,473
純資産の部合計	6,099,871	5,436,278
負債及び純資産の部合計	139,661,343	148,971,788

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
経常収益	3,810,444	3,513,112
資金運用収益	2,680,964	2,357,222
貸出金利息	1,568,346	1,532,429
有価証券利息配当金	629,512	474,011
コールローン利息	12,444	6,550
買現先利息	9,417	3,599
債券貸借取引受入利息	18,391	11,004
買入手形利息	52	240
預け金利息	217,135	104,982
金利スワップ受入利息	1,125	60,380
その他の受入利息	224,539	164,025
役務取引等収益	510,702	514,645
受入為替手数料	170,885	162,298
その他の役務収益	339,816	352,347
特定取引収益	219,199	127,760
商品有価証券収益	6,100	1,969
特定取引有価証券収益	3,954	492
特定金融派生商品収益	188,024	100,577
その他の特定取引収益	21,119	24,721
その他業務収益	245,685	403,502
外国為替売買益	125,136	82,686
国債等債券売却益	109,343	259,438
金融派生商品収益	—	55,031
その他の業務収益	11,205	6,345
その他経常収益	153,891	109,980
株式等売却益	106,917	78,604
金銭の信託運用益	10,008	747
その他の経常収益	36,965	30,628

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
経常費用	3,243,157	3,712,552
資金調達費用	1,446,494	1,014,893
預金利息	694,231	446,207
譲渡性預金利息	97,583	71,092
コールマネー利息	28,866	14,307
売現先利息	120,899	60,814
債券貸借取引支払利息	16,310	4,133
借入金利息	169,852	159,065
短期社債利息	1,045	62
社債利息	72,711	73,157
その他の支払利息	244,992	186,054
役務取引等費用	128,197	129,824
支払為替手数料	34,912	35,289
その他の役務費用	93,284	94,534
その他業務費用	156,008	457,496
国債等債券売却損	37,699	96,417
国債等債券償還損	—	34,938
国債等債券償却	12,731	63,663
社債発行費償却	1,489	769
金融派生商品費用	23,374	—
その他の業務費用	80,713	261,706
営業経費	1,139,407	1,095,432
その他経常費用	373,049	1,014,905
貸倒引当金繰入額	—	70,459
貸出金償却	163,173	350,765
株式等売却損	11,209	29,197
株式等償却	152,846	498,200
金銭の信託運用損	—	844
その他の経常費用	45,820	65,437
経常利益又は経常損失(△)	567,287	△199,439
特別利益	160,635	115,116
固定資産処分益	23,798	6,883
貸倒引当金戻入益	60,979	—
償却債権取立益	30,685	30,639
その他の特別利益	※1 45,172	※1 77,594
特別損失	40,868	110,840
固定資産処分損	11,705	22,848
減損損失	5,294	3,961
その他の特別損失	※2 23,869	※2 84,029
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	687,054	△195,163
法人税、住民税及び事業税	23,917	32,838
還付法人税等	9,107	—
法人税等調整額	121,258	138,389
法人税等合計		171,228
当期純利益又は当期純損失(△)	550,985	△366,392

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	996,973	996,973
当期変動額		
新株の発行	—	199,322
当期変動額合計	—	199,322
当期末残高	996,973	1,196,295
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	2,767,590	2,773,290
当期変動額		
新株の発行	5,700	199,322
準備金から剰余金への振替	—	△1,776,317
当期変動額合計	5,700	△1,576,994
当期末残高	2,773,290	1,196,295
その他資本剰余金		
前期末残高	—	—
当期変動額		
準備金から剰余金への振替	—	1,776,317
自己株式の処分	—	390,000
当期変動額合計	—	2,166,317
当期末残高	—	2,166,317
資本剰余金合計		
前期末残高	2,767,590	2,773,290
当期変動額		
新株の発行	5,700	199,322
準備金から剰余金への振替	—	—
自己株式の処分	—	390,000
当期変動額合計	5,700	589,322
当期末残高	2,773,290	3,362,612
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	190,044	190,044
当期末残高	190,044	190,044
その他利益剰余金		
行員退職手当基金		
前期末残高	2,432	2,432
当期末残高	2,432	2,432
別途積立金		
前期末残高	718,196	718,196
当期末残高	718,196	718,196

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
繰越利益剰余金		
前期末残高	717,029	817,408
当期変動額		
剰余金の配当	△459,580	△183,966
当期純利益又は当期純損失(△)	550,985	△366,392
土地再評価差額金の取崩	8,974	7,120
当期変動額合計	100,379	△543,238
当期末残高	817,408	274,170
利益剰余金合計		
前期末残高	1,627,703	1,728,082
当期変動額		
剰余金の配当	△459,580	△183,966
当期純利益又は当期純損失(△)	550,985	△366,392
土地再評価差額金の取崩	8,974	7,120
当期変動額合計	100,379	△543,238
当期末残高	1,728,082	1,184,843
株主資本合計		
前期末残高	5,392,266	5,498,345
当期変動額		
新株の発行	5,700	398,645
準備金から剰余金への振替	—	—
剰余金の配当	△459,580	△183,966
当期純利益又は当期純損失(△)	550,985	△366,392
自己株式の処分	—	390,000
土地再評価差額金の取崩	8,974	7,120
当期変動額合計	106,079	245,407
当期末残高	5,498,345	5,743,752
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	1,435,530	289,078
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,146,452	△944,280
当期変動額合計	△1,146,452	△944,280
当期末残高	289,078	△655,202
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	△46,187	81,114
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	127,301	42,401
当期変動額合計	127,301	42,401
当期末残高	81,114	123,516

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
土地再評価差額金		
前期末残高	240,307	231,333
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△8,974	△7,120
当期変動額合計	△8,974	△7,120
当期末残高	231,333	224,212
評価・換算差額等合計		
前期末残高	1,629,650	601,526
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,028,124	△909,000
当期変動額合計	△1,028,124	△909,000
当期末残高	601,526	△307,473
純資産合計		
前期末残高	7,021,917	6,099,871
当期変動額		
新株の発行	5,700	398,645
準備金から剰余金への振替	—	—
剰余金の配当	△459,580	△183,966
当期純利益又は当期純損失（△）	550,985	△366,392
自己株式の処分	—	390,000
土地再評価差額金の取崩	8,974	7,120
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,028,124	△909,000
当期変動額合計	△922,045	△663,592
当期末残高	6,099,871	5,436,278

【重要な会計方針】

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息、売却損益及び評価損益)を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息、売却損益及び評価損益)を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>
2 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>従来、「有価証券」に含まれる変動利付国債は市場価格に基づく価額により評価を行っていましたが、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(平成20年10月28日 企業会計基準委員会)の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当事業年度末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、合理的に算定された価額による評価を行っております。</p> <p>この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が89,198百万円増加、「繰延税金資産」が29,979百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が59,219百万円増加しております。</p>

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		<p>変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値及び過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割り引くことにより算定しております。</p> <p>また、満期保有目的の債券の区分に変更を行った証券化商品及びその他有価証券に含まれる証券化商品のうち、企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品については、従来、市場価格に準ずるものとして外部業者(ブローカー又は情報ベンダー)から入手する価格により評価を行っていましたが、当事業年度より評価の精度を高めるため、当行における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により評価を行っております。なお、保有目的区分を満期保有目的の債券に変更した証券化商品の一部については、変更時点の当行における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって振り替えております。</p> <p>この結果、外部業者から入手する価格に基づく価額による評価と比較して、「買入金銭債権」が255,405百万円増加、「繰延税金資産」が18,194百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が106,039百万円増加し、「その他業務費用」が131,171百万円減少、「経常損失」及び「税引前当期純損失」が同額減少しております。</p> <p>企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の合理的に算定された価額は、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者より入手した価格の双方を勘案して算出しております。</p> <p>なお、その他の証券化商品については、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づく価額を合理的に算定された価額としております。</p>

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1及び2(1)と同じ方法により行っております。</p> <p>なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	(2) 同左
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	同左
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：15年～50年 動産：2年～20年 (会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産のうち建物(建物附属設備を除く)以外については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。</p> <p>また、建物(建物附属設備を除く)については、平成19年度税制改正を契機に、残存価額に関して過去の処分実績等をもとに再検討を行った結果、当事業年度より、残存価額は備忘価額に見直すこととし、耐用年数到来時点で備忘価額まで償却する方法としては、法人税法に規定する新定率法が合理的と判断できるため、既存の物件も含め、当該の方法に変更しております。</p> <p>これらの変更により、従来の方法に比し、営業経費は10,128百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は同額それぞれ減少しております。</p> <p>なお、減価償却システムの変更に時間を要する等の事情から、これらの変更を下期に行ったため、当中間会計期間においては従来の方法によっており、当事業年度との首尾一貫性を欠くことになりました。従って、当中間会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、営業経費は4,712百万円少なく、経常利益及び税引前中間純利益は同額それぞれ多く計上されております。</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：15年～50年 その他：2年～20年</p>

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(追加情報) 当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち建物(建物附属設備を除く)以外については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以降、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これにより、営業経費は1,858百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は同額それぞれ減少しております。	
	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(3年~10年)に対応して定額法により償却しております。	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(3年~10年)に対応して定額法により償却しております。
	———	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5 繰延資産の処理方法	社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。 また、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。	同左
6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左

	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>
<p>7 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は484,411百万円であります。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は727,327百万円であります。</p>
	<p>(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(2) 投資損失引当金 同左</p>
	<p>(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(3) 賞与引当金 同左</p>
	<p>(4) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(4) 役員賞与引当金 同左</p>
	<p>(5) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>(A) 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理</p> <p>(B) 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理</p>	<p>(5) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>(A) 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理</p> <p>(B) 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p>
	<p>(6) ポイント引当金 ポイント引当金は、「スーパーICカード」等におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積もり、必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(6) ポイント引当金 同左</p>

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(7) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。	(7) 偶発損失引当金 同左
	(8) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引責任準備金は、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 なお、従来、金融先物取引法第81条の規定に基づき、金融先物取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当事業年度から金融商品取引責任準備金として計上しております。	(8) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引責任準備金は、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。
8 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(借手側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以後開始する事業年度に属するものについては、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。 また、リース資産及びリース債務は、リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法により計上しております。 なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		<p>(会計方針の変更)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」(平成19年3月30日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」(平成19年3月30日 企業会計基準委員会)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び同適用指針を適用しております。</p> <p>この変更による財務諸表等に与える影響は軽微であります。</p>
9 ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産及び金融負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産及び金融負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p>

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p> <p>なお、平成14年度末の貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施しておりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は24,777百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は39,189百万円(同前)であります。</p>	<p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p> <p>なお、平成14年度末の貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施しておりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は13,333百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は21,046百万円(同前)であります。</p>

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建の金融資産及び金融負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計については、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ取引)をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジ、外貨建子会社株式及び関連会社株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券(債券以外)については時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ)内部取引</p> <p>デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当事業年度の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ハ)内部取引 同左</p>
10 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、発生した事業年度の費用に計上しております。</p>	同左
11 手形割引及び再割引の会計処理	<p>手形割引及び再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。</p>	同左

【会計方針の変更】

<p>前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>(金融商品に関する会計基準) 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。 なお、これによる貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p>
<p>—————</p>	<p>(マスターネットティング契約に基づくデリバティブ取引相殺表示) 従来、同一相手先とのデリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債については、法的に有効なマスターネットティング契約を有する場合には、その適用範囲で相殺し表示しておりましたが、当事業年度より、これらの金融資産及び負債を総額で表示する方法に変更しております。 これは、デリバティブ取引に係る担保金が増加基調にあることに鑑み、信用リスクを適切に表示する観点から検討した結果、デリバティブ取引の時価評価による金融資産・負債のみを相殺表示する合理性が薄れており、原則どおり総額で表示することがより適切との判断に至ったものであります。 この変更により、従来の表示方法によった場合と比較して、「特定取引資産」が5,129,800百万円増加、「特定取引負債」が5,246,980百万円増加、「その他資産」が1,627,352百万円増加、「その他負債」が1,510,173百万円増加しております。</p>
<p>—————</p>	<p>(債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い) 実務対応報告第26号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」(平成20年12月5日 企業会計基準委員会)が公表されたことに伴い、当事業年度から同実務対応報告を適用し、平成21年1月30日に「その他有価証券」の一部を「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。これにより、従来の区分で保有した場合に比べ、「買入金銭債権」は9,046百万円増加、「繰延税金資産」は19,884百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は10,837百万円減少しております。</p>

【表示方法の変更】

<p>前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しておりました「還付法人税等」は、金額の重要性が増したため、当事業年度から区分して表示していません。</p> <p>なお、前事業年度の「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示した「還付法人税等」は2,611百万円であります。</p>	<p>—————</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度末 (平成20年 3月31日)	当事業年度末 (平成21年 3月31日)
<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 1,453,899百万円</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に307,050百万円含まれております。</p> <p>消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で再担保に差し入れている有価証券は1,215,700百万円、再貸付に供している有価証券は62,653百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは11,682,548百万円であります。</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差し入れという方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は964,681百万円であります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は7,927百万円であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は36,744百万円、延滞債権額は、530,283百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は、12,911百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、333,400百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 1,777,872百万円</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に199,972百万円含まれております。</p> <p>消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で再担保に差し入れている有価証券は366,297百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは12,576,767百万円であります。</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差入という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は801,933百万円であります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は22,802百万円であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は118,869百万円、延滞債権額は、646,784百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は、15,650百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、262,530百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前事業年度末 (平成20年3月31日)	当事業年度末 (平成21年3月31日)																										
<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は913,340百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預け金</td> <td style="text-align: right;">2,124百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">595,390百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸出金</td> <td style="text-align: right;">39,991百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">コールマネー</td> <td style="text-align: right;">590,000百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入金</td> <td style="text-align: right;">37,974百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払承諾</td> <td style="text-align: right;">2,124百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金110,493百万円、買入金銭債権556,741百万円、有価証券2,527,352百万円及び貸出金6,039,434百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は1,065,945百万円、有価証券は5,715,700百万円であり、対応する売現先勘定は3,830,300百万円、債券貸借取引受入担保金は1,854,635百万円であります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、52,570,434百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	預け金	2,124百万円	有価証券	595,390百万円	貸出金	39,991百万円	コールマネー	590,000百万円	借入金	37,974百万円	支払承諾	2,124百万円	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,043,834百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預け金</td> <td style="text-align: right;">1,124百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">特定取引資産</td> <td style="text-align: right;">328,040百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">514,945百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸出金</td> <td style="text-align: right;">1,383,887百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">コールマネー</td> <td style="text-align: right;">510,000百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入金</td> <td style="text-align: right;">1,516,640百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払承諾</td> <td style="text-align: right;">1,124百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金38,948百万円、買入金銭債権765,299百万円、特定取引資産14,743百万円、有価証券8,038,682百万円及び貸出金4,491,526百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は2,701,966百万円、有価証券は6,207,658百万円であり、対応する売現先勘定は7,344,938百万円、債券貸借取引受入担保金は1,343,281百万円であります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、52,711,627百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	預け金	1,124百万円	特定取引資産	328,040百万円	有価証券	514,945百万円	貸出金	1,383,887百万円	コールマネー	510,000百万円	借入金	1,516,640百万円	支払承諾	1,124百万円
預け金	2,124百万円																										
有価証券	595,390百万円																										
貸出金	39,991百万円																										
コールマネー	590,000百万円																										
借入金	37,974百万円																										
支払承諾	2,124百万円																										
預け金	1,124百万円																										
特定取引資産	328,040百万円																										
有価証券	514,945百万円																										
貸出金	1,383,887百万円																										
コールマネー	510,000百万円																										
借入金	1,516,640百万円																										
支払承諾	1,124百万円																										

前事業年度末 (平成20年3月31日)	当事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。</p>	<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日 政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,005百万円</p>
<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 682,188百万円</p>	<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 704,306百万円</p>
<p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 83,778百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 82,689百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p>
<p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 3,634,787百万円が含まれております。</p>	<p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 3,320,521百万円が含まれております。</p>
<p>※13 社債には、劣後特約付社債1,241,208百万円が含まれております。</p>	<p>※13 社債には、劣後特約付社債1,907,416百万円が含まれております。</p>
<p>※14 「有価証券」中の「社債」のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は3,034,550百万円であります。</p>	<p>※14 「有価証券」中の「社債」のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は2,824,360百万円であります。</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※1 その他の特別利益には、子会社に係る投資損失引当金戻入益18,787百万円及び子会社株式売却益18,820百万円が含まれております。	※1 その他の特別利益には、三菱UFJニコス株式会社の株式との株式交換により取得した当行親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ株式の売却益53,676百万円及び過年度損益修正益(外貨建有価証券に対する為替変動リスク・ヘッジ取引に係る修正)15,689百万円が含まれております。
※2 その他の特別損失は、過年度損益修正損(平成18年1月1日付での株式会社UFJ銀行との合併に伴う受入資産に係る修正消去)であります。	※2 その他の特別損失は、システム統合に係る費用であります。

(株主資本等変動計算書関係)

I 前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
第一回第三種優先株式	9,300	—	—	9,300	
第一回第四種優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第五種優先株式	150,000	—	—	150,000	
合計	239,000	—	—	239,000	

II 当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
第一回第三種優先株式	9,300	17,700	27,000	—	(注) 1
第一回第四種優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第五種優先株式	150,000	—	150,000	—	(注) 2
第一回第七種優先株式	—	177,000	156,000	21,000	(注) 3
合計	239,000	194,700	333,000	100,700	

- (注) 1 第一回第三種優先株式の自己株式の増加17,700千株は、一斉取得による増加であり、減少27,000千株は、第一回第七種優先株式への変更による減少であります。
- 2 第一回第五種優先株式の自己株式の減少150,000千株は、第一回第七種優先株式への変更による減少であります。
- 3 第一回第七種優先株式の自己株式の増加177,000千株は、第一回第三種優先株式及び第一回第五種優先株式からの変更による増加であり、減少156,000千株は、割当処分による減少であります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																												
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">取得価額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他の有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">127,714百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">132,247百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">259,962百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減価償却累計額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他の有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">66,272百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">75,750百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">142,023百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年度末残高相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他の有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">61,441百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">56,496百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">117,938百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。但し、ソフトウェアのうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">38,853百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">81,306百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">120,159百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。但し、ソフトウェアのうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p>	取得価額相当額		その他の有形固定資産	127,714百万円	ソフトウェア	132,247百万円	合計	259,962百万円	減価償却累計額相当額		その他の有形固定資産	66,272百万円	ソフトウェア	75,750百万円	合計	142,023百万円	年度末残高相当額		その他の有形固定資産	61,441百万円	ソフトウェア	56,496百万円	合計	117,938百万円	1年内	38,853百万円	1年超	81,306百万円	合計	120,159百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するファイナンス・リース取引</p> <p>(借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">取得価額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">107,517百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">852百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">108,370百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減価償却累計額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">66,900百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">562百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">67,462百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年度末残高相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">40,617百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">290百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">40,907百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">15,893百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">25,231百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">41,125百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。</p>	取得価額相当額		有形固定資産	107,517百万円	無形固定資産	852百万円	合計	108,370百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	66,900百万円	無形固定資産	562百万円	合計	67,462百万円	年度末残高相当額		有形固定資産	40,617百万円	無形固定資産	290百万円	合計	40,907百万円	1年内	15,893百万円	1年超	25,231百万円	合計	41,125百万円
取得価額相当額																																																													
その他の有形固定資産	127,714百万円																																																												
ソフトウェア	132,247百万円																																																												
合計	259,962百万円																																																												
減価償却累計額相当額																																																													
その他の有形固定資産	66,272百万円																																																												
ソフトウェア	75,750百万円																																																												
合計	142,023百万円																																																												
年度末残高相当額																																																													
その他の有形固定資産	61,441百万円																																																												
ソフトウェア	56,496百万円																																																												
合計	117,938百万円																																																												
1年内	38,853百万円																																																												
1年超	81,306百万円																																																												
合計	120,159百万円																																																												
取得価額相当額																																																													
有形固定資産	107,517百万円																																																												
無形固定資産	852百万円																																																												
合計	108,370百万円																																																												
減価償却累計額相当額																																																													
有形固定資産	66,900百万円																																																												
無形固定資産	562百万円																																																												
合計	67,462百万円																																																												
年度末残高相当額																																																													
有形固定資産	40,617百万円																																																												
無形固定資産	290百万円																																																												
合計	40,907百万円																																																												
1年内	15,893百万円																																																												
1年超	25,231百万円																																																												
合計	41,125百万円																																																												

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 45,037百万円 減価償却費相当額 43,714百万円 支払利息相当額 1,180百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 20,411百万円 1年超 54,368百万円 <li style="border-top: 1px solid black;">合計 74,779百万円 <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 29百万円 1年超 0百万円 <li style="border-top: 1px solid black;">合計 29百万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 38,274百万円 減価償却費相当額 37,253百万円 支払利息相当額 832百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 19,288百万円 1年超 74,531百万円 <li style="border-top: 1px solid black;">合計 93,820百万円 <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 103百万円 1年超 322百万円 <li style="border-top: 1px solid black;">合計 425百万円

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 前事業年度(平成20年3月31日現在)

	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	515,809	755,849	240,040
関連会社株式	48,659	39,516	△9,143
合計	564,468	795,365	230,897

(注) 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

II 当事業年度(平成21年3月31日現在)

	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	136,984	104,396	△32,587
関連会社株式	54,158	43,719	△10,438
合計	191,142	148,116	△43,026

(注) 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																								
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>税務上の繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">672,173百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">365,435百万円</td></tr> <tr><td>有価証券評価損</td><td style="text-align: right;">233,854百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">77,551百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">503,474百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,852,488百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△543,773百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,308,714百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">△333,691百万円</td></tr> <tr><td>合併時所有価証券時価引継</td><td style="text-align: right;">△128,740百万円</td></tr> <tr><td>退職給付信託設定益</td><td style="text-align: right;">△66,789百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△85,864百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△615,085百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金資産の純額 693,629百万円</p> <p>評価性引当額には子会社・関連会社株式の評価損に係るものが含まれております。</p>	税務上の繰越欠損金	672,173百万円	貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	365,435百万円	有価証券評価損	233,854百万円	退職給付引当金	77,551百万円	その他	503,474百万円	繰延税金資産小計	1,852,488百万円	評価性引当額	△543,773百万円	繰延税金資産合計	1,308,714百万円	その他有価証券評価差額金	△333,691百万円	合併時所有価証券時価引継	△128,740百万円	退職給付信託設定益	△66,789百万円	その他	△85,864百万円	繰延税金負債合計	△615,085百万円	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>税務上の繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">449,849百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">437,111百万円</td></tr> <tr><td>有価証券評価損</td><td style="text-align: right;">359,209百万円</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">341,895百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">73,028百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">466,573百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,127,667百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△849,056百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,278,611百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">△96,844百万円</td></tr> <tr><td>繰延ヘッジ損益</td><td style="text-align: right;">△84,318百万円</td></tr> <tr><td>退職給付信託設定益</td><td style="text-align: right;">△66,016百万円</td></tr> <tr><td>合併時所有価証券時価引継</td><td style="text-align: right;">△44,465百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△33,860百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△325,506百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金資産の純額 953,104百万円</p> <p>評価性引当額には子会社・関連会社株式の評価損に係るものが含まれております。</p>	税務上の繰越欠損金	449,849百万円	貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	437,111百万円	有価証券評価損	359,209百万円	その他有価証券評価差額金	341,895百万円	退職給付引当金	73,028百万円	その他	466,573百万円	繰延税金資産小計	2,127,667百万円	評価性引当額	△849,056百万円	繰延税金資産合計	1,278,611百万円	その他有価証券評価差額金	△96,844百万円	繰延ヘッジ損益	△84,318百万円	退職給付信託設定益	△66,016百万円	合併時所有価証券時価引継	△44,465百万円	その他	△33,860百万円	繰延税金負債合計	△325,506百万円
税務上の繰越欠損金	672,173百万円																																																								
貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	365,435百万円																																																								
有価証券評価損	233,854百万円																																																								
退職給付引当金	77,551百万円																																																								
その他	503,474百万円																																																								
繰延税金資産小計	1,852,488百万円																																																								
評価性引当額	△543,773百万円																																																								
繰延税金資産合計	1,308,714百万円																																																								
その他有価証券評価差額金	△333,691百万円																																																								
合併時所有価証券時価引継	△128,740百万円																																																								
退職給付信託設定益	△66,789百万円																																																								
その他	△85,864百万円																																																								
繰延税金負債合計	△615,085百万円																																																								
税務上の繰越欠損金	449,849百万円																																																								
貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	437,111百万円																																																								
有価証券評価損	359,209百万円																																																								
その他有価証券評価差額金	341,895百万円																																																								
退職給付引当金	73,028百万円																																																								
その他	466,573百万円																																																								
繰延税金資産小計	2,127,667百万円																																																								
評価性引当額	△849,056百万円																																																								
繰延税金資産合計	1,278,611百万円																																																								
その他有価証券評価差額金	△96,844百万円																																																								
繰延ヘッジ損益	△84,318百万円																																																								
退職給付信託設定益	△66,016百万円																																																								
合併時所有価証券時価引継	△44,465百万円																																																								
その他	△33,860百万円																																																								
繰延税金負債合計	△325,506百万円																																																								
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率 (調整)</td><td style="text-align: right;">40.57%</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減</td><td style="text-align: right;">△19.96%</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">△1.62%</td></tr> <tr><td>外国税額</td><td style="text-align: right;">1.01%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△0.20%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">19.80%</td></tr> </table>	法定実効税率 (調整)	40.57%	評価性引当額の増減	△19.96%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.62%	外国税額	1.01%	その他	△0.20%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.80%	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率 (調整)</td><td style="text-align: right;">40.57%</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減</td><td style="text-align: right;">△136.89%</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">9.69%</td></tr> <tr><td>外国税額</td><td style="text-align: right;">△10.29%</td></tr> <tr><td>法人税と事業税の課税標準差異</td><td style="text-align: right;">6.18%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">3.01%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">△87.73%</td></tr> </table>	法定実効税率 (調整)	40.57%	評価性引当額の増減	△136.89%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	9.69%	外国税額	△10.29%	法人税と事業税の課税標準差異	6.18%	その他	3.01%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	△87.73%																														
法定実効税率 (調整)	40.57%																																																								
評価性引当額の増減	△19.96%																																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.62%																																																								
外国税額	1.01%																																																								
その他	△0.20%																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.80%																																																								
法定実効税率 (調整)	40.57%																																																								
評価性引当額の増減	△136.89%																																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	9.69%																																																								
外国税額	△10.29%																																																								
法人税と事業税の課税標準差異	6.18%																																																								
その他	3.01%																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△87.73%																																																								

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																					
1株当たり純資産額	564円23銭	1株当たり純資産額	441円01銭																																				
1株当たり当期純利益	53円09銭	1株当たり当期純損失金額	36円38銭																																				
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	52円95銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	—																																				
<p>(注) 1 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>1株当たり当期純利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 当期純利益</td> <td>550,985百万円</td> </tr> <tr> <td> 普通株主に帰属しない金額</td> <td>6,362百万円</td> </tr> <tr> <td> うち優先配当額</td> <td>6,362百万円</td> </tr> <tr> <td> 普通株式に係る当期純利益</td> <td>544,623百万円</td> </tr> <tr> <td> 普通株式の期中平均株式数</td> <td>10,257,961千株</td> </tr> </table> <p>潜在株式調整後1株当たり当期純利益</p> <table> <tr> <td> 当期純利益調整額</td> <td>281百万円</td> </tr> <tr> <td> うち優先配当額</td> <td>281百万円</td> </tr> <tr> <td> 普通株式増加数</td> <td>31,355千株</td> </tr> <tr> <td> うち優先株式</td> <td>31,355千株</td> </tr> </table> <p>希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式等の概要</p> <table> <tr> <td> 第一回第二種優先株式 (発行済株式数100,000千株)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 第一回第六種優先株式 (発行済株式数1,000千株)</td> <td></td> </tr> </table>		1株当たり当期純利益		当期純利益	550,985百万円	普通株主に帰属しない金額	6,362百万円	うち優先配当額	6,362百万円	普通株式に係る当期純利益	544,623百万円	普通株式の期中平均株式数	10,257,961千株	当期純利益調整額	281百万円	うち優先配当額	281百万円	普通株式増加数	31,355千株	うち優先株式	31,355千株	第一回第二種優先株式 (発行済株式数100,000千株)		第一回第六種優先株式 (発行済株式数1,000千株)		<p>(注) 1 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>1株当たり当期純損失金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 当期純損失</td> <td>366,392百万円</td> </tr> <tr> <td> 普通株主に帰属しない金額</td> <td>12,918百万円</td> </tr> <tr> <td> うち優先配当額</td> <td>12,918百万円</td> </tr> <tr> <td> 普通株式に係る当期純損失</td> <td>379,311百万円</td> </tr> <tr> <td> 普通株式の期中平均株式数</td> <td>10,425,031千株</td> </tr> </table>		1株当たり当期純損失金額		当期純損失	366,392百万円	普通株主に帰属しない金額	12,918百万円	うち優先配当額	12,918百万円	普通株式に係る当期純損失	379,311百万円	普通株式の期中平均株式数	10,425,031千株
1株当たり当期純利益																																							
当期純利益	550,985百万円																																						
普通株主に帰属しない金額	6,362百万円																																						
うち優先配当額	6,362百万円																																						
普通株式に係る当期純利益	544,623百万円																																						
普通株式の期中平均株式数	10,257,961千株																																						
当期純利益調整額	281百万円																																						
うち優先配当額	281百万円																																						
普通株式増加数	31,355千株																																						
うち優先株式	31,355千株																																						
第一回第二種優先株式 (発行済株式数100,000千株)																																							
第一回第六種優先株式 (発行済株式数1,000千株)																																							
1株当たり当期純損失金額																																							
当期純損失	366,392百万円																																						
普通株主に帰属しない金額	12,918百万円																																						
うち優先配当額	12,918百万円																																						
普通株式に係る当期純損失	379,311百万円																																						
普通株式の期中平均株式数	10,425,031千株																																						
<p>2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>純資産の部の合計額</td> <td>6,099,871百万円</td> </tr> <tr> <td>純資産の部の合計額から 控除する金額</td> <td>312,021百万円</td> </tr> <tr> <td> うち優先株式</td> <td>308,800百万円</td> </tr> <tr> <td> うち優先配当額</td> <td>3,221百万円</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る年度末の 純資産額</td> <td>5,787,850百万円</td> </tr> <tr> <td>1株当たり純資産額の算定に 用いられた年度末の普通株式 の数</td> <td>10,257,961千株</td> </tr> </table>		純資産の部の合計額	6,099,871百万円	純資産の部の合計額から 控除する金額	312,021百万円	うち優先株式	308,800百万円	うち優先配当額	3,221百万円	普通株式に係る年度末の 純資産額	5,787,850百万円	1株当たり純資産額の算定に 用いられた年度末の普通株式 の数	10,257,961千株	<p>2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>純資産の部の合計額</td> <td>5,436,278百万円</td> </tr> <tr> <td>純資産の部の合計額から 控除する金額</td> <td>658,618百万円</td> </tr> <tr> <td> うち優先株式</td> <td>645,700百万円</td> </tr> <tr> <td> うち優先配当額</td> <td>12,918百万円</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る年度末の 純資産額</td> <td>4,777,659百万円</td> </tr> <tr> <td>1株当たり純資産額の算定に 用いられた年度末の普通株式 の数</td> <td>10,833,384千株</td> </tr> </table>		純資産の部の合計額	5,436,278百万円	純資産の部の合計額から 控除する金額	658,618百万円	うち優先株式	645,700百万円	うち優先配当額	12,918百万円	普通株式に係る年度末の 純資産額	4,777,659百万円	1株当たり純資産額の算定に 用いられた年度末の普通株式 の数	10,833,384千株												
純資産の部の合計額	6,099,871百万円																																						
純資産の部の合計額から 控除する金額	312,021百万円																																						
うち優先株式	308,800百万円																																						
うち優先配当額	3,221百万円																																						
普通株式に係る年度末の 純資産額	5,787,850百万円																																						
1株当たり純資産額の算定に 用いられた年度末の普通株式 の数	10,257,961千株																																						
純資産の部の合計額	5,436,278百万円																																						
純資産の部の合計額から 控除する金額	658,618百万円																																						
うち優先株式	645,700百万円																																						
うち優先配当額	12,918百万円																																						
普通株式に係る年度末の 純資産額	4,777,659百万円																																						
1株当たり純資産額の算定に 用いられた年度末の普通株式 の数	10,833,384千株																																						
		<p>3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当期は純損失が計上されているので、記載しておりません。</p>																																					

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>当行は、平成20年4月28日開催の取締役会において、当行の連結子会社である Tokai Preferred Capital Company L.L.C. の発行した優先証券 1,000百万米ドルが平成20年6月30日に償還されることに伴い、同社からの劣後特約付借入 1,125百万米ドルを平成20年6月30日付で返済することについて決議いたしました。</p>	<p>1. 劣後特約付借入金の返済 当行は、平成21年5月25日開催の取締役会において、当行の連結子会社である UFJ Preferred Capital 1 Limited の発行した優先出資証券 1,300億円が平成21年7月27日に償還されることに伴い、同社からの劣後特約付借入 1,300億円を平成21年7月27日付で返済することについて決議いたしました。</p> <p>2. 劣後特約付借入金の借入 当行は、平成21年5月25日開催の取締役会において、優先出資証券の発行を目的とする当行の100%出資子会社 BTMU Preferred Capital 9 Limited をケイマン諸島に設立し、同社の発行する優先出資証券の発行代り金相当額を劣後特約付借入金として借り入れることを決議しました。 なお、本劣後特約付借入の実施の時期、金額その他の条件は未定です。</p>

④ 【附属明細表】

当事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却 累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	—	—	—	689,230	464,379	28,531	224,850
土地	—	—	—	603,722	—	—	603,722
リース資産	—	—	—	1,321	143	143	1,178
建設仮勘定	—	—	—	8,185	—	—	8,185
その他の有形固定資産	—	—	—	317,752	239,783	32,608	77,968
有形固定資産計	—	—	—	1,620,211	704,306	61,283	915,904
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	604,063	339,885	72,261	264,177
その他の無形固定資産	—	—	—	48,420	111	26	48,308
無形固定資産計	—	—	—	652,484	339,997	72,288	312,486

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の金額は資産総額の100分の1以下であるため、「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	(5,909) 634,687	639,580	65,567	569,120	639,580
一般貸倒引当金	(5,517) 464,694	452,980	—	464,694	452,980
個別貸倒引当金	(391) 169,936	185,463	65,567	104,369	185,463
うち非居住者 向け債権分	(391) 4,204	22,147	2,316	1,888	22,147
特定海外債権引当 勘定	56	1,135	—	56	1,135
投資損失引当金	(16) 85,759	93,156	298	85,460	93,156
賞与引当金	16,969	15,915	16,969	—	15,915
役員賞与引当金	140	—	140	—	—
ポイント引当金	403	664	209	194	664
偶発損失引当金	(296) 75,218	40,030	37,566	37,651	40,030
金融商品取引 責任準備金	31	—	—	—	31
計	(6,222) 813,210	789,347	120,752	692,426	789,378

(注) 1 ()内は為替換算差額であります。

2 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金・・・・・・洗替による取崩額

個別貸倒引当金・・・・・・洗替による取崩額

うち非居住者向け債権分・・・・洗替による取崩額

特定海外債権引当勘定・・・・洗替による取崩額

投資損失引当金・・・・・・洗替による取崩額

ポイント引当金・・・・・・洗替による取崩額

偶発損失引当金・・・・・・洗替による取崩額

○ 未払法人税等

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	(241) 10,327	14,987	8,962	—	16,351
未払法人税等	(241) 7,637	12,894	6,272	—	14,258
未払事業税	2,690	2,093	2,690	—	2,093

(注) ()内は為替換算差額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末(平成21年3月31日現在)の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

① 資産の部

預け金	日本銀行への預け金 979,340百万円、他の銀行への預け金 2,445,024百万円 であります。
その他の証券 未収収益	外国証券 9,872,574百万円その他であります。 貸出金利息 134,623百万円、有価証券利息配当金 90,396百万円、預け金利息 3,765百万円その他であります。
その他の資産	差入担保金 339,855百万円、前払年金費用 327,738百万円、金融安定化拋 出基金等への拋出金 277,811百万円、保証金・敷金 90,382百万円その他で あります。

② 負債の部

その他の預金	外貨預金 3,730,785百万円、別段預金 1,187,862百万円、非居住者円預金 405,808百万円その他であります。
未払費用	預金利息 98,943百万円、営業経費 42,066百万円、借入金利息 24,229百 万円その他であります。
その他の負債	未払金 929,256百万円、受入担保金 176,642百万円、未払債券元金 103,121百万円その他であります。

(3) 【その他】

該当ありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	——
株券の種類	当行は株券を発行していません。
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 当行総務部
株主名簿管理人	——
取次所	——
名義書換手数料	——
新券交付手数料	——
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 当行総務部
株主名簿管理人	——
取次所	——
買取手数料	——
公告掲載方法	日本経済新聞
株主に対する特典	——

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当行は、上場会社でないため法第24条の7第1項の適用はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | |
|---|-------------|-----------|
| (1) 発行登録追補書類及びその添付書類
平成20年2月13日提出の発行登録書の発行登録追補書類であります。 | 平成20年4月9日 | 関東財務局長に提出 |
| (2) 有価証券報告書の訂正報告書
事業年度(第2期) (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
平成19年6月28日提出の第2期有価証券報告書の訂正報告書であります。 | 平成20年6月23日 | 関東財務局長に提出 |
| (3) 半期報告書の訂正報告書
事業年度(第3期中) (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
平成19年12月27日提出の第3期中半期報告書の訂正報告書であります。 | 平成20年6月23日 | 関東財務局長に提出 |
| (4) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度(第3期) (自 平成19年4月1日 至平成20年3月31日) | 平成20年6月27日 | 関東財務局長に提出 |
| (5) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第3号(特定子会社の異動)に基づく臨時報告書であります。 | 平成20年7月1日 | 関東財務局長に提出 |
| (6) 発行登録追補書類及びその添付書類
平成20年2月13日提出の発行登録書の発行登録追補書類であります。 | 平成20年7月10日 | 関東財務局長に提出 |
| (7) 有価証券届出書及びその添付書類 | 平成20年7月17日 | 関東財務局長に提出 |
| (8) 有価証券報告書の訂正報告書
事業年度(第2期) (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
平成19年6月28日提出の第2期有価証券報告書の訂正報告書であります。 | 平成20年7月30日 | 関東財務局長に提出 |
| (9) 有価証券届出書の訂正届出書
平成20年7月17日提出の有価証券届出書の訂正届出書であります。 | 平成20年8月1日 | 関東財務局長に提出 |
| (10) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第3号(特定子会社の異動)に基づく臨時報告書であります。 | 平成20年8月1日 | 関東財務局長に提出 |
| (11) 有価証券届出書の訂正届出書
平成20年7月17日提出の有価証券届出書の訂正届出書であります。 | 平成20年8月7日 | 関東財務局長に提出 |
| (12) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第3号(特定子会社の異動)に基づく臨時報告書であります。 | 平成20年9月2日 | 関東財務局長に提出 |
| (13) 発行登録追補書類及びその添付書類
平成20年2月13日提出の発行登録書の発行登録追補書類であります。 | 平成20年9月10日 | 関東財務局長に提出 |
| (14) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第2号(第三者割当による優先株式の処分(会社法第199条に基づく自己株式を引き受ける者の募集))に基づく臨時報告書であります。 | 平成20年10月30日 | 関東財務局長に提出 |
| (15) 臨時報告書の訂正報告書
平成20年10月30日提出の臨時報告書の訂正報告書であります。 | 平成20年11月4日 | 関東財務局長に提出 |

- | | | |
|---|--|-----------|
| (16) 有価証券報告書の訂正報告書
事業年度(第2期) (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
平成19年6月28日提出の第2期有価証券報告書の訂正報告書であります。 | 平成20年12月1日 | 関東財務局長に提出 |
| (17) 有価証券報告書の訂正報告書
事業年度(第3期) (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
平成20年6月27日提出の第3期有価証券報告書の訂正報告書であります。 | 平成20年12月1日 | 関東財務局長に提出 |
| (18) 半期報告書
(第4期中) (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 平成20年12月1日 | 関東財務局長に提出 |
| (19) 確認書
平成20年12月1日提出の第4期中半期報告書の確認書であります。 | 平成20年12月1日 | 関東財務局長に提出 |
| (20) 有価証券届出書及びその添付書類 | 平成20年12月11日 | 関東財務局長に提出 |
| (21) 有価証券届出書及びその添付書類 | 平成20年12月11日 | 関東財務局長に提出 |
| (22) 発行登録追補書類及びその添付書類
平成20年2月13日提出の発行登録書の発行登録追補書類であります。 | 平成20年12月12日 | 関東財務局長に提出 |
| (23) 発行登録追補書類及びその添付書類
平成20年2月13日提出の発行登録書の発行登録追補書類であります。 | 平成20年12月12日 | 関東財務局長に提出 |
| (24) 有価証券届出書及びその添付書類 | 平成21年2月9日 | 関東財務局長に提出 |
| (25) 有価証券届出書の訂正届出書
平成21年2月9日提出の有価証券届出書の訂正届出書であります。 | 平成21年2月17日 | 関東財務局長に提出 |
| (26) 有価証券届出書の訂正届出書
平成21年2月9日提出の有価証券届出書の訂正届出書であります。 | 平成21年2月19日 | 関東財務局長に提出 |
| (27) 有価証券届出書の訂正届出書
平成21年2月9日提出の有価証券届出書の訂正届出書であります。 | 平成21年2月20日 | 関東財務局長に提出 |
| (28) 発行登録追補書類及びその添付書類
平成20年2月13日提出の発行登録書の発行登録追補書類であります。 | 平成21年4月9日 | 関東財務局長に提出 |
| (29) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書であります。 | 平成21年5月20日 | 関東財務局長に提出 |
| (30) 発行登録追補書類及びその添付書類
平成20年2月13日提出の発行登録書の発行登録追補書類であります。 | 平成21年6月2日 | 関東財務局長に提出 |
| (31) 訂正発行登録書 | 平成20年6月23日
平成20年6月23日
平成20年6月27日
平成20年7月1日
平成20年8月1日
平成20年9月2日
平成20年10月30日
平成20年11月4日
平成20年12月1日
平成20年12月1日
平成20年12月2日
平成21年5月20日
平成21年5月21日 | 関東財務局長に提出 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月26日

株式会社 三菱東京UFJ銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小 暮 和 敏	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	園 生 裕 之	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 竹 新	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	福 井 良 太	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱東京UFJ銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三菱東京UFJ銀行及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

株式会社 三菱東京UFJ銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小 暮 和 敏	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	園 生 裕 之	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 竹 新	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	福 井 良 太	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱東京UFJ銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三菱東京UFJ銀行及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月26日

株式会社 三菱東京UFJ銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小 暮 和 敏	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	園 生 裕 之	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 竹 新	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	福 井 良 太	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱東京UFJ銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6 月25日

株式会社 三菱東京UFJ銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小 暮 和 敏	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	園 生 裕 之	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 竹 新	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	福 井 良 太	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱東京UFJ銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第2項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月26日
【会社名】	株式会社三菱東京UFJ銀行
【英訳名】	The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.
【代表者の役職氏名】	頭取 永 易 克 典
【最高財務責任者の役職氏名】	該当ありません
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
【縦覧に供する場所】	本店のほかに該当ありません

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行頭取永易克典は、当行の第4期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)の有価証券報告書に記載した事項について確認したところ、全ての重要な点において、金融商品取引法令に基づき適正に記載されており、虚偽の記載および記載すべき事項の記載漏れはありません。

2 【特記事項】

当行は、平成21年6月23日に情報開示委員会を開催し、記載内容の適正性について確認しました。

